

ご契約のしおり・約款

R246+

変額終身保険（災害加算・I 型）



この保険にかかわるリスク

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額が日々変動(増減)する変額終身保険(生命保険)です。
- 特別勘定の資産運用は主に株式・債券などに投資をする投資信託を通じて行なわれ、それぞれの投資信託は以下の指標(ベンチマーク)に連動、または上回る投資成果を目指します。

特別勘定	主な投資対象となる投資信託の指標(ベンチマーク)	
安定型	投資信託名	りそな VI グローバル・バランスファンド(安定型)(適格機関投資家専用)
	ベンチマーク	設定なし
安定成長型	投資信託名	りそな VI グローバル・バランスファンド(安定成長型)(適格機関投資家専用)
	ベンチマーク	設定なし
成長型	投資信託名	りそな VI グローバル・バランスファンド(成長型)(適格機関投資家専用)
	ベンチマーク	設定なし

- 各指標(ベンチマーク)は、株価や債券価格などの変動の影響を受けるため、投資信託の基準価額および特別勘定の運用実績は各指標(ベンチマーク)に応じて変動します。そのため、つぎの金額について一時払保険料を下回る可能性があります。
 - 災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金*1を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、一時払保険料を下回る可能性があります。
 - 解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金*1を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。

*1 超過給付加算特約を付加した場合は、超過額。(生存給付金のお支払はありません。)

※お客さまがスイッチングを行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

この保険にかかわる費用

ご契約の維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用はつぎの合計となります。

◆保険期間中

項 目	費 用
保険関係費用	ご契約の形態ごとにつぎのとおりとなります。 【基本保険金額に対して、保険関係費用*1(年率)／12を月単位の契約応当日の前日末に控除】 *1 ご契約の形態ごとの保険関係費用について、くわしくは以下をご覧ください。
運用に関する費用	各特別勘定ごとにつぎのとおりとなります。 【各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、運用に関する費用*2(年率)／365を毎日控除】 *2 各特別勘定ごとの運用に関する費用について、くわしくは以下をご覧ください。
積立金移転費	1保険年度の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①12回以下:無料 ②13回以上:13回目から1回につき1,000円【移転時に毎回控除】

ご契約の形態ごとの保険関係費用

ご契約の形態	費 用	
	経過年数10年未満	経過年数10年以上
超過給付加算特約を付加しない場合	年率1.50%	年率0.90%
超過給付加算特約を付加した場合	年率0.90%	

各特別勘定ごとの運用に関する費用*

特別勘定	費 用
安定型	年率0.33%(税抜0.30%)
安定成長型	年率0.44%(税抜0.40%)
成長型	年率0.55%(税抜0.50%)

* 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。なお、運用に関する費用は将来変更される可能性があります。

◆年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合

項 目	費 用
年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率*

* 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用をT&Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◆解約または減額をした場合

項 目	費 用
解約または減額をした場合に必要費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率(下表)がかかります。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%

※ 契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。

特定投資家制度について

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2により、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま(一般投資家)」として取り扱うようお申出いただくことができます。
- また、保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の3の規定により、当社に対して、お客さまを「特定投資家」として取り扱うようお申出いただくことができます(個人のお客さまにつきましては、特定投資家への移行要件全てに該当している場合であっても、お客さま保護の観点から移行のお申出をお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください)。
- お手続きの方法や制度の詳細については当社ホームページ(<https://www.tdf-life.co.jp>)をご覧ください。か、当社お客様サービスセンターまでご連絡をお願いします。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

ファトカ 「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」に 関するお客さまへのお願い

2014年7月から、米国法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」による確認手続きが開始されています。FATCAは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

日本の生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明^(注1)に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

^(注1) 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

FATCAにおけるお客さまへの確認手続きについて

○FATCAの確認手続きとは？

当社は、お客さまが所定の米国納税義務者(米国市民、米国居住者、米国人所有の外国事業体^(注2)等)であるかを確認するため、保険契約の取引時において、以下のお手続きをお願いしております。

^(注2) 「外国事業体」とは米国外の事業体、例えば日本の内国法人をいいます。

- 当社所定の書面等により、所定の米国納税義務者であるかをお客さまご自身にご申告いただく場合があります。
- お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類^(注3)をご提示またはご提出いただく場合があります。

^(注3) 運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書 など

なお、お客さまが所定の米国納税義務者である場合、上記に加えて、米国納税者番号の報告および米国内国歳入庁への報告に関する同意書等の所定の書類をご提出いただきます。

※ 上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

○報告対象となる米国納税義務者(特定米国人、米国人所有の外国事業体)とは？

以下のお客さまが対象となります。

①特定米国人

- 米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。

【特定米国人に該当する例(報告対象)】

- ・米国市民 ・米国居住者^(注4)
- ・米国パートナーシップ ・米国法人 ・米国財団 ・米国信託 など

^(注4)一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

【特定米国人に該当しない例(報告対象外)】

- ・米国上場法人 ・米国政府 ・米国非課税団体 ・米国銀行 など

②米国人所有の外国事業体

- 実質的米国人所有者が一人以上いる外国事業体^(注5)をいいます。

^(注5)例えば、法人においては、一人以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。

- 外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連会社
- ・政府機関等(政府、行政機関、国際組織、中央銀行など)
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人 など

- 金融機関は、事業体に該当しません。(原則、報告が免除されています。)

○FATCAの確認手続きが必要となる場面は？

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- 生命保険契約の締結、契約者の変更、満期保険金の支払等の取引発生時
- その他、米国への移住など、契約者の状況が変化した場合

※ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人・米国人所有の外国事業体」に該当することとなった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

○確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合は？

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報、FATCA上の目的のみに使用します。

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関するお客さまへのお願い

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、平成29年(2017年)1月1日以後、一定の生命保険契約にご加入される際等に、お客さまの氏名・住所(名称・所在地)、居住地国等を記載した届出書を、生命保険会社へご提出いただくことがお客さまに義務付けられております。

生命保険会社は、お客さまからご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁(所轄の税務署長)に報告することが義務付けられております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

○届出書の提出が必要となる場面とは？

- ①平成29年(2017年)1月1日以後、新たに以下の手続きを行う場合、届出書(新規届出書)のご提出が必要となります(一部取扱いが異なる生命保険契約もあるため、つぎのお問い合わせ先までご連絡ください)。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

届出書の提出が必要となる場面	提出いただく方
生命保険契約へのご加入	ご契約者
ご契約者の変更	変更後のご契約者
満期保険金・年金・払戻金などのお受取(受取人がご契約者と異なる場合等)	受取人

- ②平成28年(2016年)12月31日以前に、既に日本の生命保険会社に生命保険契約がある場合でも、確認のため、当社から、氏名・住所(名称・所在地)、居住地国等を記載した届出書(任意届出書)のご提出をお願いする場合がございます。

- ③上記各届出書の提出後、居住地国に異動があった場合には、届出書(異動届出書)のご提出が必要となります。

○届出書の提出時期・記載事項は？

届出書の種類に応じて、以下のとおりです。(注1)

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	平成29年(2017年)1月1日以後に生命保険会社と上記①の各手続きを行う方	届出書提出後に、届出書記載の居住地国に異動があった方
提出時期	上記①の各手続きを行う際	居住地国に異動が生じることとなった日から3ヵ月を経過する日まで
記載事項	・(個人)氏名、住所、生年月日 (法人)名称、本店または主たる事務所の所在地 ・居住地国名(注2)、居住地国が外国である場合は当該国の納税者番号 ・(住所・所在地と居住地国が異なる場合)事情の詳細 等(注3)	・異動後の居住地国等 ・以前提出した届出書に記載した居住地国 ・左記の新規届出書の記載事項

(注1)任意届出書の記載事項は、新規届出書の記載事項に加え、ご契約の証券番号等です。

(注2)居住地国(納税地国)は、以下の(1)および(2)のように判断されますが、お客さまご自身の居住地国につきましては当社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には、税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問い合わせください。

(1)日本に住所等を有する方は日本(法人の場合は日本国内に本店または主たる事務所がある方)

(2)外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により、所得税・法人税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国

※上記のいずれも該当する場合は、該当する居住地国をすべてご申告ください。

※居住地国がない場合は、ない旨をご申告ください。

(注3)一定の法人の方は以下の事項についても記載していただく必要がございます。

- ・上場法人、上場法人の関係会社、政府機関等、外国金融機関等に当たる場合にはその旨
- ・実質的支配者(法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方)の氏名、住所、生年月日、居住地国、外国の納税者番号、(住所・所在地と居住地国が異なる場合)事情の詳細、当該法人の法人番号

○当社が国税庁に報告する時期、報告事項は？

その年の12月31日において締結されているご契約のうち租税条約等により報告が必要とされている所定の外国を居住地国として届出された一定のご契約等につき、ご契約ごとに、特定対象者の氏名・住所・生年月日(名称・所在地)、居住地国、外国の納税者番号等および当該契約の証券番号、資産価額等を、翌年4月30日までに、国税庁(本店所轄の税務署長)に提供します。

○届出や報告に応じていただけない場合は？

新規届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出しない場合には、罰則が科せられることがあります。

○「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」とは？

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準(CRS)」に従って、金融機関が非居住者(個人・法人等)に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。

これを踏まえ、日本でも「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を改正し、平成29年(2017年)1月1日以後、金融機関等が一定の保険契約者等につき、居住地国等の情報を所轄税務署長に報告する本制度が導入されました。

本制度に基づき、当該金融機関等は、平成30年(2018年)以後、毎年4月30日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることになります。

→詳しくは国税庁のHPにて、ご確認ください

<https://www.nta.go.jp/>

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に伴い当社が取得したお客さまの個人情報、同制度実施の目的のみに使用します。

もくじ

ご契約のしおり

目的別もくじ	しおり 1
--------	-------

主な保険用語のご説明	しおり 3
------------	-------

1.お知らせとお願い	しおり 6
------------	-------

① 当社の組織形態について	しおり 7
② 保険契約締結の「媒介」と「代理」について	しおり 7
③ 生命保険募集人について	しおり 7
④ クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)について	しおり 8
⑤ 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減される場合について	しおり 9
⑥ 「生命保険契約者保護機構」について	しおり 9
⑦ 個人情報のお取扱いについて	しおり 11
⑧ 「支払査定時照会制度」について	しおり 13
⑨ 被保険者によるご契約者への解約の請求について	しおり 14
⑩ 債権者等による解約について	しおり 14

2.この保険の特徴と仕組み	しおり 16
---------------	--------

① 概要	しおり 17
② 超過給付加算特約について	しおり 19
③ 終身保険移行特約について	しおり 20
④ 介護認知症年金支払移行特約について	しおり 21
⑤ 年金支払移行特約(Ⅰ型)について	しおり 23
⑥ 新遺族年金支払特約について	しおり 26
⑦ 指定代理請求特約について	しおり 28
⑧ 解約・減額について	しおり 29
⑨ ご契約を維持・管理するための諸費用について	しおり 31

3.特別勘定による運用について	しおり 34
-----------------	--------

① 特別勘定について	しおり 35
② 保険料の仕組みについて	しおり 35
③ 特別勘定グループについて	しおり 35
④ 特別勘定の運用方針と種類について	しおり 36
⑤ 特別勘定資産の評価方法について	しおり 37
⑥ 積立金の移転などについて	しおり 37
⑦ 特別勘定資産の評価に不測の事態が生じた場合の特別取扱について	しおり 39
⑧ 特別勘定資産の運用体制について	しおり 40

4.ご契約にあたって しおり 42

- ① 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合について..... しおり 43
- ② ご契約の申込書の記入について しおり 43
- ③ 告知義務について しおり 43
- ④ 保険料をお払込みいただく際のご注意について しおり 45
- ⑤ 責任開始期と契約日について しおり 45
- ⑥ 保険証券のご確認について しおり 45

5.ご契約後のお手続きについて しおり 46

- ① ご契約後のお手続きにあたって しおり 47
- ② 災害死亡保険金・死亡保険金のご請求について しおり 49
- ③ 生存給付金のご請求について しおり 50
- ④ 定額終身保険への移行のご請求について しおり 50
- ⑤ 解約・減額のご請求について しおり 51
- ⑥ 災害死亡保険金・死亡保険金等のお支払期限について しおり 52
- ⑦ 災害死亡保険金・死亡保険金等の請求権の時効について しおり 52
- ⑧ ご請求書類一覧..... しおり 53

6.災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いできない場合 しおり 54

7.その他情報 しおり 58

- ① 税金について しおり 59
- ② ご契約者への情報提供とサービスについて しおり 62
- ③ 管轄裁判所について しおり 67

約款

- 変額終身保険(災害加算・I型)普通保険約款 約款 1
- 超過給付加算特約 約款 16
- 終身保険移行特約 約款 20
- 介護認知症年金支払移行特約 約款 24
- 年金支払移行特約(I型) 約款 31
- 新遺族年金支払特約 約款 36
- 指定代理請求特約 約款 42

目的別もくじ

こんなときは…



この保険の特徴と仕組みを知りたい



災害死亡保険金・死亡保険金の請求について知りたい



災害死亡保険金・死亡保険金等が
支払われない場合について知りたい



保障がいつから開始されるか知りたい



申込の撤回等をしたい



契約を解約したい



この保険の費用について知りたい



税金について知りたい



保険の用語について知りたい

▶	しおり 17	この保険の特徴と仕組み
▶	しおり 49	災害死亡保険金・死亡保険金のご請求について
▶	しおり 55	災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いできない場合
▶	しおり 45	責任開始期と契約日について
▶	しおり 8	クーリング・オフ制度 (お申込の撤回・ご契約の解除)について
▶	しおり 51	解約・減額のご請求について
▶	しおり 31	ご契約を維持・管理するための諸費用について
▶	しおり 59	税金について
▶	しおり 3	主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

あ行	一時払保険料相当額	ご契約の締結の際に、ご契約者からお払込みいただく金額のことをいいます。 ご契約が成立した場合、一時払保険料相当額は一時払保険料に充当されます。
	一般勘定	運用実績にかかわらず保険金額などが一定である定額保険に係る資産を管理・運用する勘定のことをいいます。
か行	解約払戻金	ご契約が解約または減額された場合等にご契約者にお払戻しするお金のことをいいます。 解約払戻金は、特別勘定の運用実績により毎日変動(増減)します。
	基本保険金額	災害死亡保険金をお支払いする際に基準となる金額として、ご契約の締結の際、ご契約者の申出により、当社の定める取扱範囲内で定めた金額をいい、これと同額の金額をこのご契約の一時払保険料とします。ただし、生存給付金のお支払事由に該当または積立金額の減額によりその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
	契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎えるご契約日に対応する日のことをいいます。
	契約者	当社とご契約を締結し、ご契約上の権利(たとえばご契約内容の変更等の請求権)と義務(たとえば保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
	契約年齢	ご契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。(例)60歳7カ月の被保険者の契約年齢は60歳となります。
	契約日	契約年齢や保険期間の基準となる日をいいます。
	告知義務と告知義務違反	ご契約者や被保険者は、ご契約のお申込に際して、被保険者に関して当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままを報告していただく義務があります。このことを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて、ご報告がなかったり、ご報告いただいた内容が事実と異なっていた場合、告知義務に違反したことになり、当社はご契約の効力を消滅させること(解除)ができます。
さ行	災害加算割合	災害死亡保険金のお支払金額を算出する際に用いる割合として、ご契約の締結の際、当社の定める取扱範囲内で、ご契約者が選択した割合をいいます。なお、選択された災害加算割合の変更はできません。
	災害死亡保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症を直接の原因として死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます。
	支払事由	災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いする場合をいいます。
	死亡保険金	被保険者が災害死亡保険金のお支払事由に該当せず死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます。
	死亡保険金受取人	被保険者が保険期間中に死亡されたときに、災害死亡保険金、死亡保険金を受け取る人のことをいいます。
	主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
	生存給付金額	ご契約の締結の際、当社の定める取扱範囲内で、ご契約者が定めた金額をいいます。ただし、ご契約の締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

さ行	生存給付金支払期間	第1回の生存給付金支払日(以下「生存給付金支払開始日」といいます)からその日を含めて最後の生存給付金支払日までの期間をいい、ご契約の締結の際、当社の定める取扱範囲内でご契約者が定めるものとします。ただし、ご契約の締結後にその期間が変更されたときは、変更後の期間をいいます。
	生存給付金支払日	生存給付金支払開始日は、ご契約の締結の際、ご契約日からその日を含めて当社の定める取扱範囲内でご契約者の申出によって定めた日をいいます。第2回以後の生存給付金支払日は、生存給付金支払開始日の1年ごとの応当日をいいます。
	責任開始期	お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期のことをいいます。
た行	積立金	特別勘定で管理・運用される資産のうち個々のご契約に係る部分のことをいいます。積立金は、特別勘定の運用実績により毎日変動(増減)します。
	特別勘定	変額終身保険(災害加算・I型)(以下「この保険」といいます)の資産を管理・運用するための専用勘定です。特別勘定は、他の保険種類の資産とは明確に区分されます。この保険では、複数の特別勘定を設定して、各特別勘定ごとに資産の管理・運用を行ないます。
	特別勘定グループ	この保険にてご提供している複数の特別勘定をグループ化したものを特別勘定グループといいます。
	特約	主契約の保障内容をさらに充実させる等の目的で主契約に付加するものをいいます。
は行	被保険者	その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。
	保険期間	当社が保障を行なう期間のことをいいます。
	保険証券	基本保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	保険料	ご契約者から当社にお支払いいただくお金のことをいいます。
ま や行	本社	普通保険約款上は「本店」と記載しますが、通常の呼称は「本社」とします。
	免責事由	お支払事由に該当しても保険金をお支払いしない場合をいいます。
	約款	ご契約から保険契約消滅までのご契約内容を記載したもので、主契約については「普通保険約款」(主約款)といい、特約については「特約条項」といいます。
	ユニット数	各特別勘定資産におけるご契約者の保有分を表す単位のことをいいます。ユニット数は、各特別勘定に繰り入れられた資産を各特別勘定のユニットプライスで割ることにより求められます。なお、各特別勘定ごとのユニット数は、生存給付金のお支払や積立金の移転、ご契約内容の変更などにより増減します。
	ユニットプライス	各特別勘定資産のユニット数(口数)1口に対する価額のことをいいます。各特別勘定設定時におけるユニットプライスは100でスタートし、特別勘定資産の評価を反映して日々計算されます。なお、ユニットプライスの計算にあたっては、特別勘定の運用に関する費用を控除します。

1

お知らせとお願い

- 1 当社の組織形態について
- 2 保険契約締結の「媒介」と「代理」について
- 3 生命保険募集人について
- 4 クーリング・オフ制度（お申込の撤回・ご契約の解除）について
- 5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減される場合について
- 6 「生命保険契約者保護機構」について
- 7 個人情報のお取扱いについて
- 8 「支払査定時照会制度」について
- 9 被保険者によるご契約者への解約の請求について
- 10 債権者等による解約について

1.お知らせとお願い

1 当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

2 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合、保険契約のお申込に対して生命保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合、保険契約のお申込に対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

3 生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社との保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾した場合に保険契約は有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約者の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。
- この保険は、「変額保険販売資格」を有する者が販売します。
この保険の販売は、一般社団法人生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、一般社団法人生命保険協会に登録された者のみが行なうことができます。
- お客さまの担当者である生命保険募集人の権限等および変額保険販売資格に関して、確認を希望される場合は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター



0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

4 クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)について

- お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内であれば、当社への書面での郵送によるお申出によりご契約のお申込の撤回またはご契約の解除(以下、「お申込の撤回等」といいます)をすることができます(募集代理店では受け付けできません)。この場合には、お申込みいただいた金額を全額お返しします。
- 当社は、お申込の撤回等に関して、損害賠償または違約金その他の金銭のお支払の請求はしません。
- お申込の撤回等の書面の発信時に災害死亡保険金・死亡保険金等のお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回等の効力は生じません。ただし、お申込の撤回等の書面の発信時に、お申込者またはご契約者が災害死亡保険金・死亡保険金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- お申込の撤回等は、書面により前記の期間内(8日以内の消印有効)に、当社へお申出ください。電話や口頭でのお申出はできません。
- つぎの場合には、お申込の撤回等を行うことはできません。
 - 法人・個人事業主や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合
 - 既契約の更新または内容変更(基本保険金額の増額等)にかかるものである場合

クーリング・オフ可能								クーリング・オフできません
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
▲ お申込日								

クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)のお申出の方法について

- お申込の撤回等をされる場合、下記の事項を必ずお申込者(ご契約者)ご本人がご記入のうえ、書面(封書*1)にて、当社へお申出ください。

- ①お申込の撤回等をする旨の文言
 - ②お申込者(ご契約者)の氏名(自署)・住所
 - ③申込書番号(申込書控の右上または右下に記載されています)
 - ④返金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)*2
 - ⑤お申込の撤回等の申出日
- *1 お客さまの個人情報保護のために封書にてお送りください。
- *2 保険料をお申込みいただいた場合のみご記入ください。なお、返金先口座はお申込者(ご契約者)の本人口座に限ります。

〈お申出のご記入例〉

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 御中
 私は契約の申込の撤回を行います。
 申込者(契約者)名 ○○○○
 住所 ○○○県○○市○○○*
 申込書番号 *
 返金先口座 ○
 ××銀行××支店
 普通 *
 口座名義人 ○○○○
 ○年○月○日

〈書面(封書)の送付先〉
 〒105-0023
 東京都港区芝浦1-1-1
 T&Dフィナンシャル生命 契約課 行

1.お知らせとお願い

お問合せ窓口

お申込の撤回等に関するご照会等は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構にお問合せください。

6 「生命保険契約者保護機構」について

- 当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))。
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。
当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間の各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページでご確認できます。

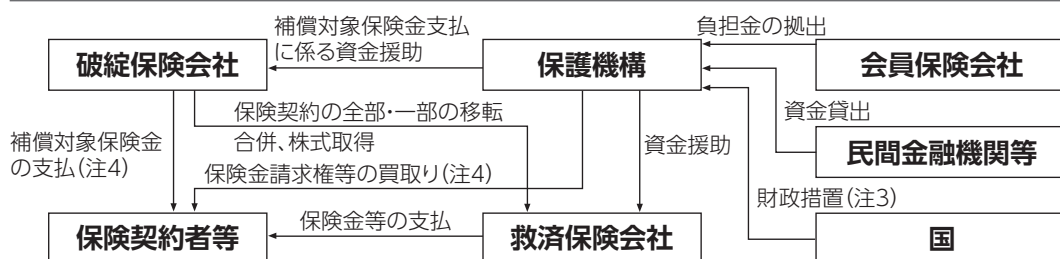
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益等を財源として積立てている準備金等をいいます。

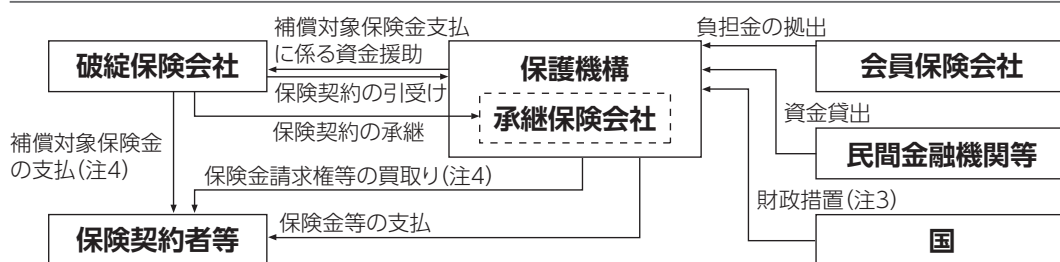
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組の概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注3) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注4) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

1.お知らせとお願い

7 個人情報のお取扱いについて

1 当社がお客さまから取得する個人情報の利用目的

- 当社は、お客さまから取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②当社からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

※ただし、個人番号および特定個人情報については、保険取引に関する支払調書等作成事務に必要な範囲でのみ利用いたします。

※当社はお客さまから取得した個人情報を、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持いたします。なお、取得した申込関係書類等についての返却はいたしません。

2 医療・健康等の機微(センシティブ)情報の利用目的

- 当社は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務上必要な範囲内において、お客さまの同意をもって医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、当社は、取得した機微(センシティブ)情報を、業務上必要な範囲でご契約者・被保険者・生命保険募集人・事務担当者等に開示する場合がございます。なお、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当社では、これらの機微(センシティブ)情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。

3 個人情報の第三者への提供

●当社は、つぎの場合を除き、お客さまの個人情報を第三者に提供いたしません。

①当社とご契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の再保険を含む）を付することがあり、再保険会社における当該再保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要なご契約者の個人情報のほか、被保険者の氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供する場合（外国にある再保険会社に提供する場合を含む。）。

②法令に基づく場合。

③前記1に記載する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、当社が事務を委託している当社グループ会社、外部の情報処理業者、嘱託医、生命保険面接士、募集代理店、契約確認会社等の事務委託先へ提供する場合（外国にある事務委託先へ提供する場合を含む。）。

※ただし、個人番号および特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定められた場合を除き、第三者への提供はいたしません。

4 お問い合わせ窓口

●当社では、お客さまの個人情報に関するお問い合わせ窓口を設けています。保有個人データの開示、訂正、利用停止等のご請求、その他個人情報に関するご照会等は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

1.お知らせとお願い

8 「支払査定時照会制度」について

●保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行なった各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社(T&Dフィナンシャル生命)が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、「お客様サービスセンター」にお問合せください。

相互照会事項

- 次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとする)
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

9 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行なう必要があります。

- ①ご契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行なわせることを目的として保険金のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②死亡保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行なった、または行なおうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者のご契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

10 債権者等による解約について

1 差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

2 死亡保険金受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす死亡保険金受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- 死亡保険金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行なう必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等にお支払いすべき金額を債権者等に対してお支払いすること
- ③上記②について、債権者等にお支払いした旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行なうこと)

2

この保険の特徴と仕組み

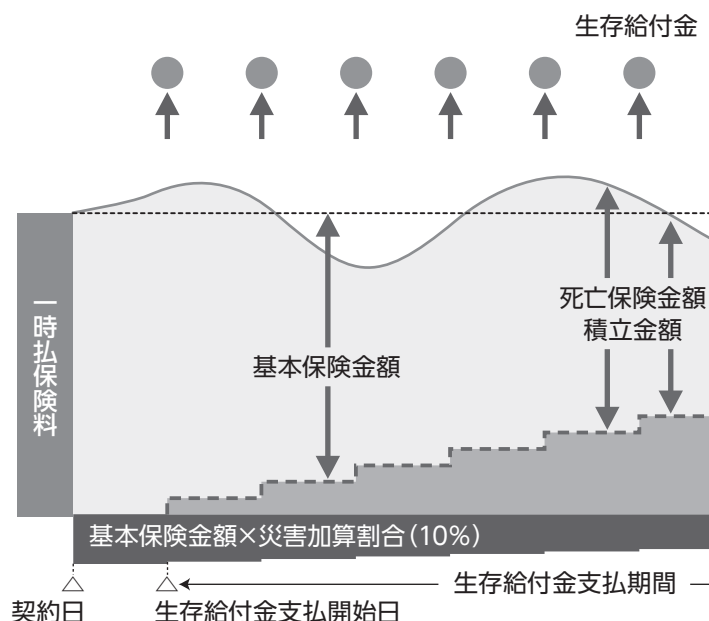
- 1 概要
- 2 超過給付加算特約について
- 3 終身保険移行特約について
- 4 介護認知症年金支払移行特約について
- 5 年金支払移行特約(I型)について
- 6 新遺族年金支払特約について
- 7 指定代理請求特約について
- 8 解約・減額について
- 9 ご契約を維持・管理するための諸費用について

2.この保険の特徴と仕組み

1 概要

仕組図(イメージ)

仕組図(イメージ)は減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



この保険の仕組み

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額を増減させる仕組みの変額終身保険(生命保険)です。
- 運用対象は複数の特別勘定からご選択いただけます。
- 一時払保険料の全額が、つぎのいずれか遅い日(その日が営業日でない場合は翌営業日)末に特別勘定に繰り入れられます。
 1. 申込日からその日を含めて8日目
 2. ご契約日
 3. 承諾日(当社がご契約のお申込を承諾した日)

積立金について

- 積立金とは、特別勘定資産のうちこのご契約にかかわる部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。
- ご契約者は、特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。

※ただし、同一保険年度に12回を超えて移転される場合は、13回目から1回につき1,000円に相当する金額を、会社の定める方法により積立金から差し引きます。

生存給付金について

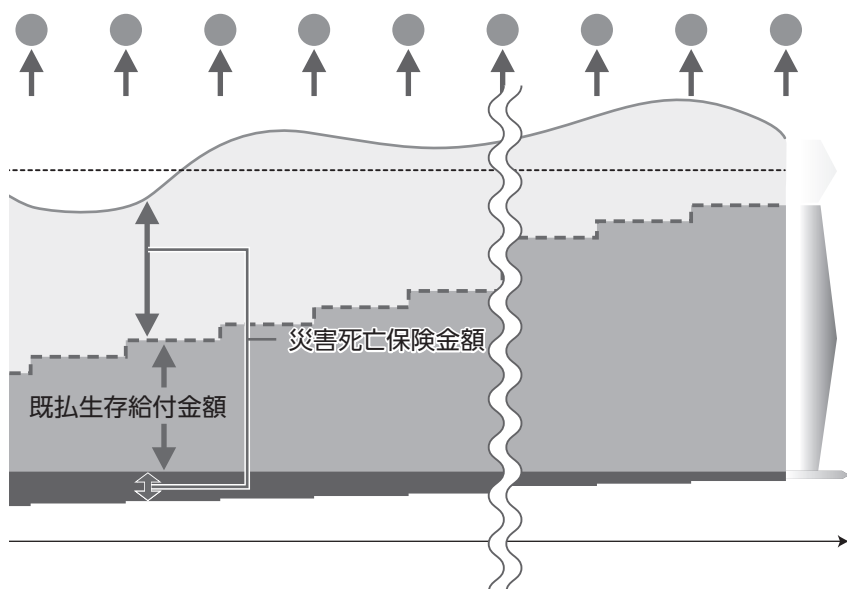
- 被保険者が生存給付金支払期間中の生存給付金支払日の前日末に生存しているとき、生存給付金受取人に、生存給付金をお支払いします。
- 最後の生存給付金支払日における生存給付金額は、特別勘定の運用実績により、あらかじめ指定いただいた金額を下回る可能性があります。
- 生存給付金をお支払いする場合、つぎのとおり取り扱います。
 1. 基本保険金額
生存給付金支払日の前日の基本保険金額^{*1}から生存給付金額と同額を差し引いた金額を生存給付金支払日以後の基本保険金額として適用します。ただし、この金額が当社の定める取扱範囲内に満たない場合、基本保険金額は当社の定める取扱範囲内の金額とします。

参 照

特別勘定について、くわしくはしおり35をご覧ください。

参 照

積立金の移転について、くわしくはしおり38をご覧ください。



生存給付金支払日以後の
基本保険金額

=

生存給付金支払日の
前日の基本保険金額

－

生存給付金額と同額

2. 積立金額

生存給付金支払日の前日末の積立金額から生存給付金額と同額を差し引きます。この場合、積立金額に対する生存給付金額と同じ割合の金額が、各特別勘定の積立金額から差し引かれるものとします。

- 生存給付金額は、ご契約の際にご契約者が当社の定める取扱範囲内で指定した金額となります。
- 生存給付金受取人の指定についてはご契約時にご契約者のみ、ご契約後はつぎのとおり変更することができます。
 - ご契約者と被保険者が同じ場合：ご契約者以外の1人～8人またはご契約者
 - ご契約者と被保険者が異なる場合：ご契約者または被保険者
- ご契約者は当社の定める取扱範囲内で、生存給付金額および生存給付金支払期間の変更、生存給付金の支払の中断および再開の請求をすることができます。
- 生存給付金支払日の前日末における「積立金額からお支払事由が生じた生存給付金額を差し引いた後の金額」が10万円を下回る場合は、生存給付金支払期間中であっても、その生存給付金支払日を最後の生存給付金支払日とし、積立金額から生存給付金額を差し引いた残額があるときはその金額をご契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。ただしご契約者からお申出があったときには、その金額をご契約者に代えて生存給付金受取人にお支払いすることもできます。

死亡時のお取扱について

●災害死亡保険金

○被保険者が交通事故などの不慮の事故や、所定の感染症でお亡くなりになった場合にお支払いする災害死亡保険金はつぎのとおり計算されます。

被保険者が死亡した日の
死亡保険金額

+

被保険者が死亡した日の
基本保険金額

×

災害加算割合(10%)

●死亡保険金

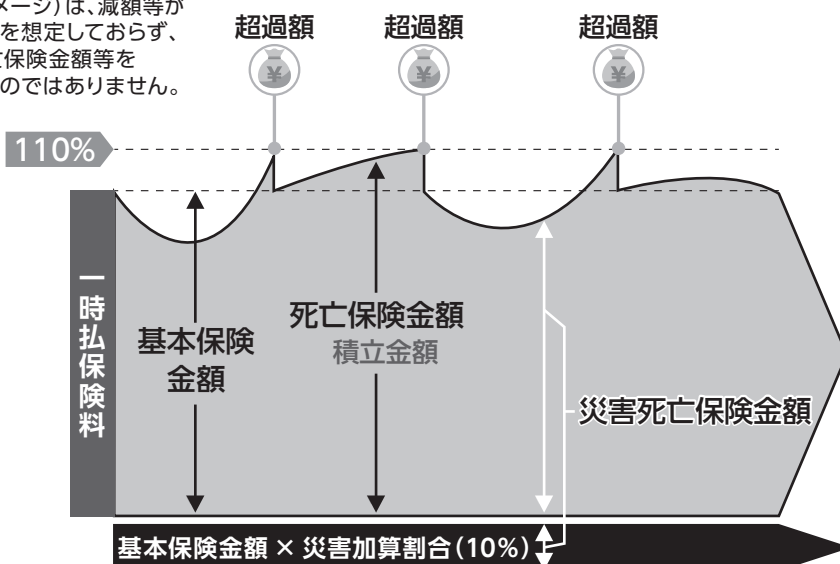
○被保険者が災害死亡保険金のお支払事由に該当せずお亡くなりになった場合にお支払いする死亡保険金は、被保険者が死亡した日の積立金額となります。

2.この保険の特徴と仕組み

2 超過給付加算特約について

仕組図(イメージ) 【超過給付割合を110%に設定した場合】

仕組図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



- 超過給付加算特約とは、あらかじめご契約者が超過額の支払を請求することで、主契約の積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった場合に、その超過額を受け取ることができる特約です。
- 超過給付割合は、ご契約時に以下よりご選択いただきます。また、保険期間中は超過給付割合を変更することができます。

超過給付割合		
105%	110%	120%

- 超過額は、積立金額から基本保険金額を差し引いた金額となります。
- 超過額の判定は、一時払保険料を特別勘定に繰り入れた日の翌日以後、毎営業日行ないます。(ご契約時、超過額の判定なしをご選択いただくこともできます。)
- 超過額は、超過給付割合到達日*1の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。*2
- ご契約者は、いつでも将来に向かって超過額の判定の中断および再開の請求や、超過給付割合の変更をすることができます。
- 超過給付加算特約を付加した場合、主契約の生存給付金のお支払はありません。
- ご契約者は契約日から10年経過後の契約応当日以降、災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
- つぎのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約に年金支払移行特約(I型)付加の請求がされたとき
2. 主契約に付加された介護認知症年金支払移行特約によって、介護認知症年金支払の請求がされたとき
3. 主契約に終身保険移行特約が付加されたとき
4. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

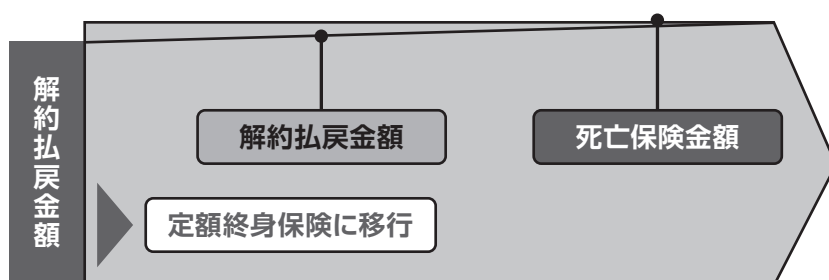
*1 超過給付割合到達日とは、主契約の積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった日のことをいいます。

*2 請求書類の提出が必要となる場合があります。この場合超過額は、請求書類が当社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

3 終身保険移行特約について

- 終身保険移行特約とは、解約払戻金額を原資として定額終身保険に移行することのできる特約です。
- この特約を付加し定額終身保険に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行します。

仕組図(イメージ)



- この特約は、請求書類が当社の本社に到着した翌日を移行日として、被保険者の同意を得たうえで、ご契約者からお申出がある場合に付加することができます。

定額終身保険に移行した日以後に変更される主なお取扱について

- 死亡保険金額について
 - 死亡保険金額は、移行日の前日における解約払戻金額を基準として、定額終身保険に移行した日における当社の定める率を適用した金額となります。
- 解約払戻金額について
 - 解約払戻金額は、移行日の前日における解約払戻金額を基準として、定額終身保険に移行した日からの経過年月数により計算された金額となります。
- 基本保険金額の減額について
 - 基本保険金額の減額が行なわれた場合、基本保険金額と同じ割合で死亡保険金額も減額されるものとします。
 - 解約払戻金額は、完備された請求書類が当社の本社に到着した日(減額日)の、基本保険金額減額部分を基準として、移行した日からの経過年月数により計算された金額となります。

定額終身保険に移行した日以後から適用されないお取扱について

- 移行日以後、以下のお取扱は適用されないものとします。
 1. 特別勘定での運用
 2. 積立金
 3. 災害死亡保険金
 4. 災害加算割合
 5. 生存給付金

2.この保険の特徴と仕組み

4 介護認知症年金支払移行特約について

1 介護認知症年金支払移行特約の概要

- 介護認知症年金支払移行特約とは、被保険者が公的介護保険制度の「要介護1」以上に認定または「認知症」と診断確定され、介護認知症年金への移行を請求された場合、主契約の全部について将来の保険金等に代えて、解約払戻金額の全部を原資として介護認知症年金支払に移行することができる特約です。
- この特約を付加して介護認知症年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行します。
- この特約の年金原資は、年金支払開始日の前日の解約払戻金額となります。
- この特約は被保険者の同意を得たうえで、ご契約者からお申出がある場合に当社の定める範囲内で付加することができます。
- 介護認知症年金への移行は被保険者が公的介護保険制度の「要介護1」以上に認定または「認知症」と診断確定され、被保険者の年齢が40歳以上かつご契約日から1年が経過している場合に、ご請求いただくことができます。
- 年金支払開始日の前日の解約払戻金額および年金支払開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づき計算された介護認知症年金額が10万円に満たない場合は介護認知症年金への移行はできません。
- この特約の年金支払開始日は、完備された請求書類が当社の本社に到着した日の翌日となります(第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の1年ごとの応当日とします)。
- 年金の種類は終身年金となります。
- 年金原資は、一時払保険料を下回る場合があります。
- ご契約者は、年金支払開始日前であれば、この特約を解約することができます。

2 介護認知症年金支払移行特約における介護認知症年金のお支払

名称	お支払事由	お支払金額	受取人	免責事由
介護認知症年金	第1回の介護認知症年金 被保険者が主契約の契約日からその日を含めて1年経過後に到来する契約応当日以後において、つぎのいずれかに該当しているとき 1.公的介護保険制度 ^{*1} による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護1以上の状態 ^{*2} に該当していると認定されていること 2.所定の認知症 ^{*3} と診断確定されていること	介護認知症年金額	介護認知症年金受取人	つぎのいずれかにより、左記のお支払事由に該当したとき 1.ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 2.被保険者の犯罪行為 3.被保険者の薬物依存 ^{*4} 4.戦争その他の変乱
	第2回以後の介護認知症年金 被保険者が第2回以後の年金支払日に生存しているとき			

名称	お支払事由	お支払金額	受取人	免責事由
死亡一時金	被保険者が死亡一時金保証期間 ^{*5} 中に死亡したとき	年金原資額からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意により、左記のお支払事由に該当したとき ^{*6}

- *1 公的介護保険制度について、介護認知症年金支払移行特約条項別表2「公的介護保険制度」をご覧ください。
- *2 要介護1以上の状態について、介護認知症年金支払移行特約条項別表3「要介護1以上の状態」をご覧ください。
- *3 対象となる認知症について、介護認知症年金支払移行特約条項別表4「対象となる認知症」をご覧ください。
- *4 薬物依存について、介護認知症年金支払移行特約条項別表5「薬物依存」をご覧ください。
- *5 死亡一時金が支払われる期間をいい、年金支払開始日からその日を含めて支払うべき介護認知症年金の合計額がはじめて年金原資額以上となる第2回以後の年金支払日の前日までの期間をいいます。
- *6 被保険者を死亡させた受取人が一部の受取人であるときは、死亡一時金のうち、その受取人にお支払いされるべき金額を差し引いた残額を他の受取人にお支払いします。

●介護認知症年金の分割支払のお取扱はしておりません。

介護認知症年金の一括支払

- 介護認知症年金受取人のご要望により、年金でのお支払に代えて一括支払をお取扱いします。
- 年金支払開始日以後、死亡一時金保証期間中にかぎり、年金原資額からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。
- 介護認知症年金を一括支払したとき、この特約は消滅します。

3 介護認知症年金支払移行特約の介護認知症年金額

- 介護認知症年金額は、年金支払開始日の前日の解約払戻金額および年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づき計算されます。
- 介護認知症年金額はこの特約および当社所定の保険種類・特約の年金額とを通算して、同一の被保険者について3,000万円を上限とします。
- なお、介護認知症年金額が3,000万円を超える場合は3,000万円から当社所定の保険種類・特約の年金額を差し引いた金額をこの特約の介護認知症年金額とし、年金支払開始日の前日の解約払戻金額からこの特約の介護認知症年金額の年金原資に相当する金額を差し引いた差額を、第1回の介護認知症年金とあわせて一時に介護認知症年金受取人にお支払いします。
- 毎年の介護認知症年金のお支払にあたっては、年金の支払管理などに必要な費用として年金管理費をご負担いただきます。

参 照

諸費用について、くわしくはしおり31をご覧ください。

2.この保険の特徴と仕組み

5 年金支払移行特約(I型)について

1 年金支払移行特約(I型)の概要

- 年金支払移行特約(I型)とは、主契約の全部について将来の保険金等に代えて、解約払戻金の全部を原資として年金支払に移行することができる特約です。
- この特約を付加して年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行します。
- この特約を付加した場合の年金原資は、特約を付加した日の前日の解約払戻金額となります。
- この特約は被保険者の同意を得たうえで、ご契約者からお申出があり、ご契約日からこの特約を付加される日の前日までの期間が1年以上ある場合に付加することができます(被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります)。なお、特約を付加される日の前日の解約払戻金額および特約を付加される日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づき計算された年金額が10万円に満たない場合はこの特約を付加することはできません。
- この特約を付加した日は、完備された請求書類が当社の本社に到着した日の翌日となります。また、特約を付加した日が年金支払開始日となります(第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の1年ごとの応当日とします)。
- 年金種類はつぎのいずれかよりご選択いただけます。
 - ①確定年金(年金支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年)
 - ②保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)
 - ③年金原資確保型終身年金
- 年金原資は、一時払保険料を下回る場合があります。



特約を付加できる年齢は将来変更される可能性があります。

2 年金支払移行特約(I型)における年金のお支払

年金種類	お支払事由	お支払金額	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金額	特約年金受取人
	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき ^{*1}	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	特約年金受取人 (特約年金受取人が被保険者と同一人の場合は特約後継年金受取人 ^{*2})
保証期間付終身年金	被保険者が年金支払日に生存されているとき	年金額	特約年金受取人
	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき ^{*3}	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	特約年金受取人 (特約年金受取人が被保険者と同一人の場合は特約後継年金受取人 ^{*2})

年金種類	お支払事由	お支払金額	受取人
年金原資 確保型 終身年金	被保険者が年金支払日に生存されているとき	年金額	特約年金受取人
	被保険者が年金原資保証期間中*4 に死亡したとき*5	年金原資額からすでにお支払事由が生じた年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額	特約年金受取人 (特約年金受取人が被保険者と同一人の場合は特約後継年金受取人*2)

- *1 特約年金受取人(特約年金受取人が被保険者と同一人の場合は特約後継年金受取人)は、一括支払に代えて年金での継続支払を請求することもできます。この場合、この特約は年金支払期間が満了するまで消滅しないものとし、当社は、年金支払期間中の年金支払日に年金を継続してお支払いします。
- *2 特約後継年金受取人は、特約年金受取人が死亡した場合に、引き続きその年金を受け取る権利を承継する人のことをいいます。
- *3 特約年金受取人(特約年金受取人が被保険者と同一人の場合は特約後継年金受取人)は、一括支払に代えて年金での継続支払を請求することもできます。この場合、この特約は保証期間が満了するまで消滅しないものとし、当社は、保証期間中の年金支払日に年金を継続してお支払いします。
- *4 年金支払開始日からその日を含めて支払うべき年金の合計額がはじめて年金原資額以上となる第2回以後の年金支払日の前日までの期間をいいます。
- *5 特約年金受取人(特約年金受取人が被保険者と同一人の場合は特約後継年金受取人)は、一括支払に代えて年金での継続支払を請求することもできます。この場合、この特約は年金原資保証期間が満了するまで消滅しないものとし、当社は、年金原資額に応じて、年金原資保証期間中の年金支払日に年金を継続してお支払いします。

年金の分割支払

●特約年金受取人のご要望により、年金額を等分(2分割、4分割、6分割および12分割)してお受取りいただけます。

- 年金額を等分してお支払いするときは、当社の定める利率による利息をつけてお支払いします。
- 6分割の場合は、年金支払日およびその2か月単位の応当日が支払日となりますが、当社の定める利率による利息をつけて1か月間据え置くこともできます。
- 等分してお支払いする金額が10万円に満たない場合、年金の分割支払のお取扱はできません。
- 被保険者が死亡された場合で、かつ、その死亡日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分について、つぎのいずれかの受取方法をご指定いただきます。
 - ・引き続き分割して受け取る方法
 - ・一括して受け取る方法
- 年金の一括支払をご請求される場合で、その請求日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分についても、一括でお支払いします。
- 年1回の支払方法への変更および分割支払方法の変更ができます。ただし、変更後の支払方法は翌保険年度より適用されます。

年金の一括支払

●特約年金受取人のご要望により、年金でのお支払に代えて一括支払をお取扱いします。

- 確定年金の場合
 - ・年金支払開始日以後、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額をお支払いします。
 - ・年金を一括支払したときは、この特約は消滅します。
- 保証期間付終身年金の場合
 - ・年金支払開始日以後、保証期間中にかぎり保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額をお支払いします。
 - ・保証期間経過後の年金支払日に被保険者が生存されているときは、年金を継続してお支払いします。
 - ・年金を一括支払した後、保証期間中に被保険者が死亡されたときは、この特約は被保険者の死亡時に消滅します。

備考

年金の分割支払にかかわる、最新の当社の定める利率については、当社ホームページ(<https://www.tdf-life.co.jp>)をご覧ください。

2.この保険の特徴と仕組み

○年金原資確保型終身年金

- ・年金原資保証期間中にかぎり、年金原資額からすでにお支払いした年金の合計額を差し引いた金額がある場合、将来の年金にかえてこれをお支払いします。
- ・年金を一括支払したときは、この特約は消滅します。

㊦ 年金支払移行特約（I型）における年金額

- 年金額は、年金原資額*および特約を付加した日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づき計算されます。
- 年金額はこの特約および当社所定の保険種類・特約の年金額とを通算して、同一の被保険者について3,000万円を上限とします。
- なお、年金額が3,000万円を超える場合は3,000万円から当社所定の保険種類・特約の年金額を差し引いた金額をこの特約の年金額とし、年金原資額*からこの特約の年金額の年金原資に相当する金額を差し引いた残額を、第1回目の年金とあわせて一時に特約年金受取人にお支払いします。
- 毎年の年金のお支払にあたっては、年金の支払管理等に必要な費用として年金管理費をご負担いただきます。

*特約を付加した日の前日の解約払戻金額のことをいいます。

参 照

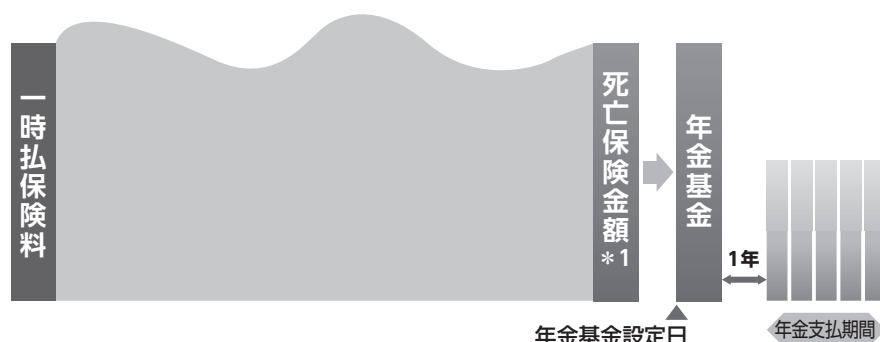
諸費用について、くわしくはしおり31をご覧ください。

6 新遺族年金支払特約について

1 新遺族年金支払特約の概要

- 新遺族年金支払特約とは、災害死亡保険金・死亡保険金の全部または一部を一時金に代えて確定年金で受け取ることができる特約です。
- この特約を付加して確定年金を受け取る場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行します。

仕組図(イメージ)



*1 災害死亡の場合は、災害死亡保険金額を年金基金として充当します。

※仕組図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

- この特約はつぎの場合に付加することができます。
 - この保険のお申込から、この保険の災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由の発生前に、ご契約者からお申出があった場合
 - この保険の災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由の発生後に、死亡保険金受取人からお申出があった場合
- この特約を付加した場合は、年金基金を設定し、当社の定める取扱範囲内で、災害死亡保険金・死亡保険金の全部または一部を年金基金として充当します。なお、年金基金設定日は、この特約を付加した時期により、つぎのとおりとなります。

特約を付加した時期	年金基金設定日
災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由の発生前	災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由が発生した日
災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由の発生後	この特約を付加した日

参 照

災害死亡保険金・死亡保険金について、くわしくはしおり18をご覧ください。

2.この保険の特徴と仕組み

- 年金基金設定日からその日を含めて1年を経過した日が年金支払開始日となります(2回以後の年金支払日は年金支払開始日の1年ごとの応当日とします)。
- 年金の種類は確定年金になり、年金支払期間はこの特約を付加する際に(5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年)の中からご選択いただきます。なお、年金支払期間変更の請求権者は、変更する時期により、つぎのとおりとなります。

年金支払期間を変更する時期	請求権者
災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由の発生前	ご契約者
年金基金設定日以後年金支払開始日前まで	遺族年金受取人*

*遺族年金受取人は、年金基金に充当される災害死亡保険金・死亡保険金の受取人のことをいいます。なお、年金基金が設定されたときは、年金証書を遺族年金受取人に交付します。

- ご契約者は、災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由発生前であれば、この特約を解約することができます。

2 新遺族年金支払特約における年金のお支払

名 称	お 支 払 事 由	お 支 払 金 額	受 取 人
確定年金	遺族年金受取人が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき ^{*1,2}	年金額	遺族年金受取人
死亡一時金	遺族年金受取人が年金基金設定日以後、年金支払開始日前に死亡されたとき ^{*3}	遺族年金受取人が死亡された日の年金基金の価額	死亡一時金受取人 (遺族年金受取人が死亡した場合に権利を承継する人)
	遺族年金受取人が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき ^{*3}	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

- *1 遺族年金受取人は、年金支払開始日以後、まだ年金支払日の到来していない年金支払期間中の年金を一括して請求することもできます。この場合のお支払金額は、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額となります。なお、年金を一括支払したときは、この特約は一括支払した時に消滅します。
- *2 遺族年金受取人は、年金基金設定日以後、年金支払開始日前であれば、この特約を解約することができます。この場合のお支払金額は、解約時の年金基金の価額となります。
- *3 死亡一時金受取人は、一括支払に代えて年金での継続支払を請求することもできます。この場合、この特約は年金支払期間が満了するまで消滅しないものとし、当社は、年金支払期間中の年金支払日に年金を継続してお支払いします。

- 年金の分割支払のお取扱はしておりません。

3 新遺族年金支払特約における年金額

- 年金額は、当社の定める取扱範囲内で、年金基金設定日における年金基金の価額および基礎率等(予定利率等)に基づき計算されます。なお、年金額が10万円に満たない場合は、年金でのお支払は行ないません。
- 毎年の年金のお支払にあたっては、年金の支払管理等に必要な費用として年金管理費をご負担いただきます。

備 考

遺族年金受取人が2人以上いる場合は、それぞれの受取人について、個別に新遺族年金支払特約を付加するものとします。

参 照

諸費用について、くわしくはしおり31をご覧ください。

7 指定代理請求特約について

- 指定代理請求特約とは給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない「特別な事情」があると当社が認めた場合に、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができる特約です。
- ご契約時にこの特約の対象となる給付金等はつぎのとおりとなります。

- ①受取人が被保険者である場合の生存給付金
- ②被保険者とご契約者が同一で、受取人がご契約者である場合の生存給付金
- ③被保険者とご契約者が同一である場合の超過給付加算特約の超過額
- ④介護認知症年金支払移行特約の介護認知症年金

- 被保険者が給付金等を請求できない「特別な事情」について
「特別な事情」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- ①傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができない場合
- ②傷病名(当社が認めるものに限りです。)の告知を受けていない場合
- ③その他①および②に準じた状態である場合

- 指定代理請求人について

指定代理請求人は、ご契約者が被保険者の同意を得て、つぎのいずれかの要件を満たす方の中からあらかじめ指定いただいた方(1名のみ)となります。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等内の親族
- ④被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方
- ⑤被保険者の財産管理を行なっている方
- ⑥災害死亡保険金・死亡保険金(死亡給付金その他被保険者死亡の際にお支払いする給付金を含む)の受取人
- ⑦その他上記④から⑥までに掲げる方と同等の関係にある方

- ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を上記①～⑦の範囲内で変更することができます。
 - ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。
 - 指定(変更)時に上記の要件を満たしていても、ご請求時に上記の要件を満たしていないときは、指定代理請求人は請求をすることができません。
 - 指定代理請求特約を付加した後、つぎのいずれかに該当する場合は給付金等の受取人の戸籍上の配偶者等*が給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
<つぎのいずれかに該当する場合>
 1. 指定代理請求人が指定されていない場合
 2. 請求時において、指定代理請求人がすでに死亡している場合
 3. 請求時において、指定代理請求人が上記①～⑦の要件を満たしていない場合
 4. 指定代理請求人が傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができない場合もしくはこれに準じる状態であると当社が認めた場合
- *つぎに定める方が給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
- ア. 戸籍上の配偶者
- イ. 上記ア. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができない場合などには給付金等の受取人と同居または生計を一にしている3親等内の親族
- ウ. 上記ア. およびイ. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができない場合などには給付金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方

備考

ご契約後、年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約に付加することもできます。

備考

年金はご請求の際に一括での受取をお選びいただくこともできます。

備考

給付金等は指定代理請求人の口座に振り込むこともできます。

2.この保険の特徴と仕組み

- 故意に給付金等の受取人である被保険者を給付金等の請求ができない「特別な事情」に該当させた者は、指定代理請求人としてのお取扱を受けることはできません。
- 当社がこの特約に基づき、給付金等をお支払いした場合には、その後受取人ご本人よりこの特約に基づき、お支払いした給付金等をご請求いただいても、重複してお支払いしません。
- ご契約者はいつでもこの特約を解約することができます。

8 解約・減額について

長期継続のお勧め

ご契約を解約された場合、解約された時点でご契約は消滅し、その保険の持つ効力はすべて失われます。ご契約いただいたこの保険は、ご自身やご家族の生活保障等のお役に立つ大切な財産ですから、ぜひとも末永くご継続ください。

1 解約と解約払戻金

- ご契約者はご契約の解約を請求することができます。
解約した場合、当社は解約払戻金をお支払いします。
- 当社が解約に関する完備された請求書類を受け付けた日*を解約日とします。
- 解約払戻金額は、解約日の積立金額から解約控除額（基本保険金額×解約控除率）を差し引いた金額となります。
ただし、解約日が特別勘定への繰入日前の場合には、基本保険金額相当額を、解約払戻金としてお支払いします。
- 解約払戻金のお支払が特別勘定の資産の運用に及ぼす影響が大きいと当社が認めたときは、最長6か月の範囲内で、解約払戻金のお支払を延期することがあります。この場合、解約払戻金に当社の定める利率による利息をつけてお支払いします。

[解約払戻金額の計算基準日]

解約日

当社が解約に関する完備された請求書類を受け付けた日*



解約払戻金額は、特別勘定の運用実績に応じた変動、解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。

*当社お客様サービスセンターへお電話いただくことでも、当社の定める取扱範囲内で解約の請求を受け付けます。

参 照

解約控除率について、くわしくはしおり30をご覧ください。

2 積立金額の減額

- ご契約者は積立金額の減額を請求することができます。
積立金額を減額した場合、減額分に対応する解約払戻金をお支払いします。
 - 積立金額を減額した場合、基本保険金額および各特別勘定の積立金額も同時に同じ割合で減額されます。
 - 減額日*が特別勘定への繰入日前の場合には、積立金額にかえて、減額する基本保険金額をご指定いただきます。
 - 解約払戻金についてはつぎのとおり取り扱います。
 - 解約払戻金額は、減額日*における減額対象となる積立金額から解約控除額（積立金額の減額部分に対応する基本保険金額×解約控除率）を差し引いた金額となります。
 - ただし、減額日*が特別勘定への繰入日前の場合には、減額する基本保険金額相当額を解約払戻金額としてお支払いします。
 - 解約払戻金のお支払が特別勘定の資産の運用に及ぼす影響が大きいと当社が認めたときは、最長6か月の範囲内で、解約払戻金のお支払を延期することがあります。この場合、解約払戻金に当社の定める利率による利息をつけてお支払いします。
 - 積立金額の減額が行なわれた場合は、その内容をご契約者に書面により通知します。
- *減額日とは、減額のご請求に必要な書類を当社が受け付けた日のことをいいます。

[積立金額の減額の計算基準日]

減額日

当社が積立金額の減額に関する完備された請求書類を受け付けた日



減額後の基本保険金額が50万円に満たない場合は、積立金額の減額はお取り扱いしません。



解約払戻金額は、特別勘定の運用実績に応じた変動、解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。

3 解約控除率

- 解約控除率は、経過年数（契約日からその日を含めて計算基準日までの期間）に応じて定められます。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%

経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%

※契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。

2.この保険の特徴と仕組み

9 ご契約を維持・管理するための諸費用について

ご契約の維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用は、「保険期間中の費用」「年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合の費用」「解約または減額をした場合の費用」の合計となります。

◆保険期間中

項 目	費 用
保険関係費用	ご契約の形態ごとにつぎのとおりとなります。 【基本保険金額に対して、保険関係費用* ¹ (年率)／12を月単位の契約応当日の前日末に控除】 *1 ご契約の形態ごとの保険関係費用について、くわしくは以下をご覧ください。
運用に関する費用	各特別勘定ごとにつぎのとおりとなります。 【各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、運用に関する費用* ² (年率)／365を毎日控除】 *2 各特別勘定ごとの運用に関する費用について、くわしくは以下をご覧ください。
積立金移転費	1保険年度の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①12回以下:無料 ②13回以上:13回目から1回につき1,000円【移転時に毎回控除】

ご契約の形態ごとの保険関係費用

ご契約の形態	費 用	
	経過年数10年未満	経過年数10年以上
超過給付加算特約を付加しない場合	年率1.50%	年率0.90%
超過給付加算特約を付加した場合	年率0.90%	

各特別勘定ごとの運用に関する費用*

特別勘定	費 用
安定型	年率0.33%(税抜0.30%)
安定成長型	年率0.44%(税抜0.40%)
成長型	年率0.55%(税抜0.50%)

*主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。なお、運用に関する費用は将来変更される可能性があります。

◆年金支払移行特約 (I型)、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合

項 目	費 用
年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率*

*年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用をT&Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◆解約または減額をした場合

項 目	費 用
解約または減額をした場合に 必要な費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率(下表)がかかります。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%

経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%

※契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。

3

特別勘定による運用について

- 1 特別勘定について
- 2 保険料の仕組みについて
- 3 特別勘定グループについて
- 4 特別勘定の運用方針と種類について
- 5 特別勘定資産の評価方法について
- 6 積立金の移転などについて
- 7 特別勘定資産の評価に不測の事態が生じた場合の特別取扱について
- 8 特別勘定資産の運用体制について

3. 特別勘定による運用について

1 特別勘定について

- この保険は、この保険に係る資産を主に投資信託に投資し、その資産の運用実績をもとに災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額を変動させるものであり、他の保険種類に係る資産とは区別して管理・運用を行なう必要があります。当社はこの区分した管理を行なうために、特別勘定を設けるとともに特別勘定内の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- 特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行なわれるため、株価や債券価格などの変動による、投資リスク（価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなど）があります。そのため、つぎの金額について一時払保険料を下回る可能性があります。
 - 災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金^{*1}を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、一時払保険料を下回る可能性があります。
 - 解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金^{*1}を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。

^{*1} 超過給付加算特約を付加した場合は、超過額。（生存給付金のお支払はありません。）

※お客さまがスイッチングを行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

2 保険料の仕組みについて

- 保険料は一時払で、一時払保険料の全額が特別勘定に繰り入れられます。（契約初期費用はありません。）
- 特別勘定に繰り入れられた保険料は特別勘定において運用され、特別勘定の資産から保険関係費用や運用に関する費用を差し引いて、日々の特別勘定の資産が評価されます。

3 特別勘定グループについて

- この保険は、1または2以上の特別勘定グループを設定しております。したがって、ご契約時または積立金の移転の際にご選択いただける特別勘定はこの保険の特別勘定グループに属する特別勘定および今後当社がこのグループの特別勘定に新たに定めるものに限定されます。
- この保険では、販売する募集代理店などにより異なる「特別勘定グループ」を取り扱う場合があります。詳細につきましては、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

4 特別勘定の運用方針と種類について

この保険の特別勘定の運用基本方針

- 当社では、特別勘定の資産運用にあたって、生命保険会社の資産の運用に関する法令・諸規則を遵守し、特別勘定資産の着実な成長と中長期的視点に立った収益の確保を目指し運用を行ないます。

各特別勘定の運用方針

- 各特別勘定における資産運用は、主に投資信託に投資することにより行ないます。なお、運用会社および特別勘定の選定・評価については、当社がこれにあたります。
- 各特別勘定の投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。
- また、新たな特別勘定を設定したり、すでに設定された特別勘定を廃止することや複数の特別勘定を統合することがあります。
- 「R246+(RE型)」の特別勘定グループに属する特別勘定および各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の運用方針などはつぎのとおりです。

特別勘定:安定型	
主な投資対象となる投資信託名	りそなVIグローバル・バランスファンド（安定型） （適格機関投資家専用）
主な投資対象となる投資信託の運用会社	りそなアセットマネジメント株式会社
ベンチマーク	設定なし
主な投資対象となる投資信託の運用方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な安定性を重視した成長を目指して運用を行ないます。

特別勘定:安定成長型	
主な投資対象となる投資信託名	りそなVIグローバル・バランスファンド（安定成長型） （適格機関投資家専用）
主な投資対象となる投資信託の運用会社	りそなアセットマネジメント株式会社
ベンチマーク	設定なし
主な投資対象となる投資信託の運用方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な安定性と成長性のバランスを重視した成長を目指して運用を行ないます。

特別勘定:成長型	
主な投資対象となる投資信託名	りそなVIグローバル・バランスファンド（成長型） （適格機関投資家専用）
主な投資対象となる投資信託の運用会社	りそなアセットマネジメント株式会社
ベンチマーク	設定なし
主な投資対象となる投資信託の運用方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

3. 特別勘定による運用について

5 特別勘定資産の評価方法について

- 日々、特別勘定資産の評価を行ない、その実績を積立金の増減に反映します。
- 特別勘定資産の評価方法は、つぎのとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。
 - ①有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価評価を行ないます。ただし、当日の価格入手が困難な有価証券などについては、前日の価格を用いて時価評価を行ないます。
 - ②上記①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引により生じる債権および債務については、時価評価するものとし、その評価差額(含み損益)を損益に計上するものとします。

6 積立金の移転などについて

- 積立金額は、各特別勘定資産の運用実績により日々変動(増減)します。

積立金の計算:ユニット方式

- 日々変動(増減)する積立金(ご契約者の持分:特別勘定資産のうち、ご契約にかかわる部分)を各特別勘定ごとに「ユニットプライス」(単位価格)と「ユニット数」(口数)により管理します。

【「ユニットプライス」とは】

- 各特別勘定資産のユニット数(口数)1口に対する価額のことをいいます。
- 各特別勘定設定時におけるユニットプライスは100でスタートし、特別勘定資産の評価を反映して日々計算されます。なお、ユニットプライスの計算にあたっては、特別勘定の運用に関する費用を控除します。

【「ユニット数」とは】

- 各特別勘定資産におけるご契約者の保有分を表す単位のことをいいます。
- ユニット数は、各特別勘定に繰り入れられた資産を各特別勘定のユニットプライスで割ることにより求められます。なお、各特別勘定ごとのユニット数は、生存給付金のお支払や積立金の移転、ご契約内容の変更などにより増減します。

●ユニット数の計算例

ユニットプライスが150(1口あたり)である特別勘定Aに、600万円を繰り入れた場合
$$6,000,000 \div 150 = 40,000$$

よって、特別勘定Aを40,000口購入したことになります。

積立金の計算:積立金

- ご契約者の持分である積立金は、個別契約の各特別勘定の積立金額の合計金額であり、個別契約の各特別勘定の積立金額は以下の算式で計算します。

○「各特別勘定の積立金額」＝「各特別勘定のユニットプライス」×「各特別勘定の保有ユニット数」
(各特別勘定の積立金額の算出にあたっては1円未満を四捨五入します)

積立金の移転(スイッチング)

- 特別勘定の積立金をこの保険の特別勘定グループに属する他の特別勘定に移転することができます。
- 積立金の移転回数についての制限はありません。ただし、1保険年度につき13回以上移転する場合、13回目から1回につき1,000円を積立金から控除します。
- 積立金の移転の効力が生じる日は「積立金の移転の基準日」であり、移転の請求を当社が受け付けた日の翌営業日の翌日となります。
- 積立金の移転の基準日は、将来変更される可能性があります。
- 積立金の移転が特別勘定の資産の運用に及ぼす影響が大きいと当社が認めたときは、最長6か月の範囲内で、積立金の移転を延期することがあります。
- 積立金の移転が行なわれた場合は、その内容をご契約者に書面等により通知します。

3. 特別勘定による運用について

7 特別勘定資産の評価に不測の事態が生じた場合の特別取扱について

- 戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって、金融商品取引所等の取引が停止され、その日における特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日(以下「停止日」といいます。)から売買ができることとなった日(以下「再開日」といいます。)の前日までの期間(以下「取引停止期間」といいます。)中に生じた取扱について、つぎのとおり取り扱います。

	特別勘定資産の売買ができない場合のお取扱
積立金の移転の請求があった場合	○取引停止期間中は、積立金の移転の請求の受付を行ないません。 ○すでにご請求を受け付けていた場合でも、取引停止期間中に積立金の移転の効力が生じるときは、その請求は受付を行なわなかったものとして取り扱います。
ご契約のお申込があった場合	○取引停止期間中は、ご契約のお申込の受付を行ないません。 ○すでにお申込を受け付けていた場合でも、一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日が取引停止期間中となるときは、そのお申込は受付を行なわなかったものとして取り扱います。この場合、一時払保険料相当額をご契約者にお払戻します。
保険金のお支払事由が生じた場合	○つぎのとおり取り扱います。 ①保険金の支払金額の計算にあたっては、停止日前の直近の価額に基づき特別勘定資産を評価し計算した積立金額を用います。 ②再開日末の積立金相当額*が①の金額を上回る場合、再開日末の積立金相当額*を用いて保険金の支払金額を改めます。
生存給付金のお支払事由が生じた場合	○つぎのとおり取り扱います。 ①生存給付金の支払金額の計算にあたっては、再開日末の積立金相当額*を用います。 ②生存給付金が支払われる場合、再開日末の積立金相当額から生存給付金額と同額を差し引きます。
ご契約の解約の請求があった場合	○再開日の翌営業日に解約を受け付けたものとして解約されるものとし、ご請求書類を当社が受け付けた日以後、取引停止期間中に保険金等のお支払事由が生じた場合でも、保険金等をお支払いしません。ただし、つぎのとおり取り扱います。 ①売買できない特別勘定資産を含まない特別勘定の積立金額については、ご請求を受け付けた日にそのすべてが減額されたものとして取り扱います。この場合、請求を受け付けた日末における各特別勘定の積立金のうちの減額が行なわれる特別勘定の積立金の合計額の割合に応じて、基本保険金額も同時に減額されるものとします。 ②①により積立金額が減額された後の保険契約について、再開日までに解約の請求の取消を申し出ることができます。ただし、減額後の基本保険金額が会社の取扱範囲内に満たない場合には、解約の請求の取消を申し出ることはできません。
積立金額の減額の請求があった場合	○取引停止期間中は、積立金額の減額の請求の受付を行ないません。 ○すでにご請求を受け付けていた場合でも、積立金額の減額の効力発生日が取引停止期間中となるときは、その請求は受付を行なわなかったものとして取り扱います。

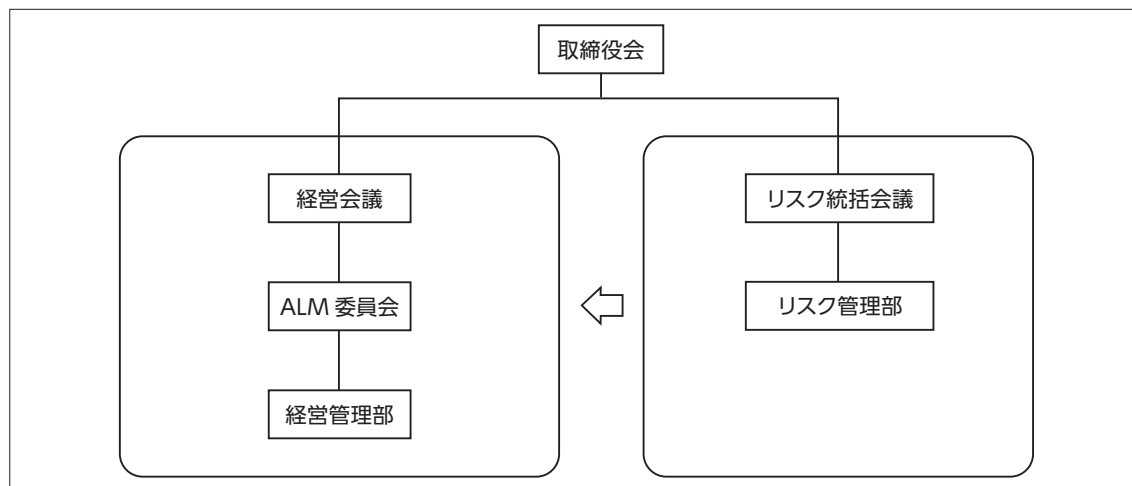
*再開日末の価額に基づき特別勘定資産を評価し計算した積立金に相当する金額をいいます。

※超過給付加算特約を付加し、超過額の判定を行っていた場合でも、取引停止期間中は超過額の判定を行ないません。

8 特別勘定資産の運用体制について(本冊子作成時点)

- この保険の特別勘定資産の運用、管理は経営管理部が担当します。
- 経営管理部とは独立して設置されたリスク管理部が、特別勘定資産運用状況のモニタリングを行ないます。
- 特別勘定資産の運用体制は、今後、予告なく変更することがあります。

○運用体制図



4

ご契約にあたって

- 1 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合について
- 2 ご契約の申込書の記入について
- 3 告知義務について
- 4 保険料をお払込みいただく際のご注意について
- 5 責任開始期と契約日について
- 6 保険証券のご確認について

4.ご契約にあたって

1 現在のご契約を解約・減額することを前提に、 新たなご契約のお申込をされる場合について

- 現在、T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となることがあります。
 - 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかの場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
 - 新たにお申込のご契約について、被保険者の職業等によりお断りする場合があります。
 - 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元のご契約に戻す(復旧)取扱に制限を受けることがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。
 - 保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご検討ください。

2 ご契約の申込書の記入について

- 申込書は、ご契約者および被保険者がご自身で正確にご記入ください。また、ご記入内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いします。

3 告知義務について

●告知の重要性

ご契約者や被保険者には、被保険者の現在の職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから危険度の高い職業に従事している人等が無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、被保険者の現在の職業等について「契約申込書の被保険者告知欄」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

なお、「契約申込書の被保険者告知欄」には、被保険者ご自身でご記入ください。当社は、この内容に基づいてご契約のお引受をするかどうかを決定します。

●告知受領権

告知受領権は生命保険会社が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、募集代理店の担当者に口頭でお話されただけでは、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●契約確認・保険金確認

当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

●正しく告知されない場合のデメリット

告知いただくことからは、「契約申込書の被保険者告知欄」に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約日(責任開始の日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

○ご契約日(責任開始の日)から2年を経過していても、保険金のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

○ご契約を解除した場合には、たとえ保険金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません(ただし、「保険金のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります)。この場合には、解約の際にお支払いする解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、

・告知義務違反による解除の対象外となるご契約日(責任開始の日)から2年経過後にも当社はご契約を取り消すことがあります。

・また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

※「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまはつぎの事項にご留意ください。

・一般のご契約と同様に告知義務があります。「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

・また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

・よって、告知が必要な現在の職業等がある場合は、新たなご契約のお引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

○告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

●その他、告知に関する疑問、告知いただいた内容のご照会等は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

4.ご契約にあたって

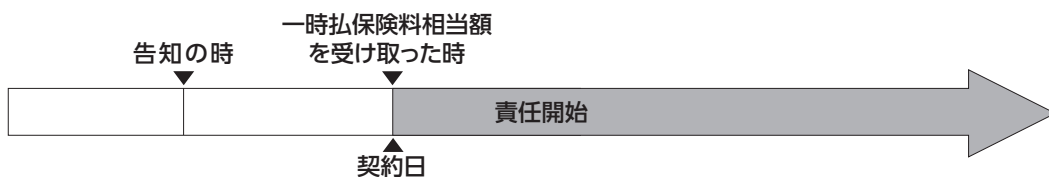
4 保険料をお払込みいただく際のご注意について

- この保険は、保険料払込方法を「当社が指定する金融機関の口座へのお振込」に限定しており、生命保険募集人による保険料の受領はお取り扱いしておりません。また、領収証の発行は省略させていただきます。
- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金額等が借入金および借入金に係る利子の合計額(以下「借入元利金」といいます)を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込はお取り扱いしておりません。

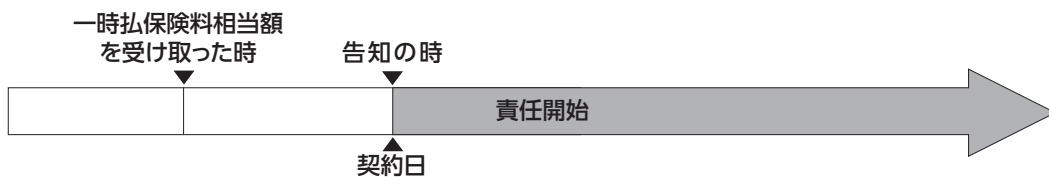
5 責任開始期と契約日について

- 責任開始期
当社は、ご契約のお申込を承諾した場合、一時払保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)からご契約上の責任を開始します。
- 契約日
当社の責任開始の日を契約日とします。

被保険者に関する告知後に一時払保険料相当額を受け取った場合



被保険者に関する告知前に一時払保険料相当額を受け取った場合



6 保険証券のご確認について

- ご契約をお引受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りします。お届けしました保険証券に記載していることがらが、お申込の際の内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。もし、内容に相違がございましたら、お手数でも、すぐに同封の「ご確認封書」をお送りいただくか、「お客様サービスセンター」にご連絡いただきますようお願いいたします。
- 「保険証券」は、ご契約上のお手続きに欠かせないものです。大切に保存してください。

5

ご契約後のお手続きについて

- 1 ご契約後のお手続きにあたって
- 2 災害死亡保険金・死亡保険金のご請求について
- 3 生存給付金のご請求について
- 4 定額終身保険への移行のご請求について
- 5 解約・減額のご請求について
- 6 災害死亡保険金・死亡保険金等のお支払期限について
- 7 災害死亡保険金・死亡保険金等の請求権の時効について
- 8 ご請求書類一覧

5.ご契約後のお手続きについて

1 ご契約後のお手続きにあたって

- ご契約後のお手続きについては、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター



0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

1 ご契約後のお手続きの例

- 災害死亡保険金・死亡保険金の請求
- 住所・電話番号の変更
- ご契約者の変更
- 死亡保険金受取人の変更
- 解約・減額の請求
- 保険証券の再発行
- 生存給付金受取人の変更

ご契約後、氏名・住所等について変更が生じた場合には、当社「お客様サービスセンター」までご連絡いただきますようお願いいたします。

2 死亡保険金受取人等の変更

●死亡保険金受取人の変更について

- ご契約者は、災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。
※当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に災害死亡保険金・死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金受取人から災害死亡保険金・死亡保険金の請求を受けても、当社は災害死亡保険金・死亡保険金をお支払いしません。

●遺言による死亡保険金受取人の変更について

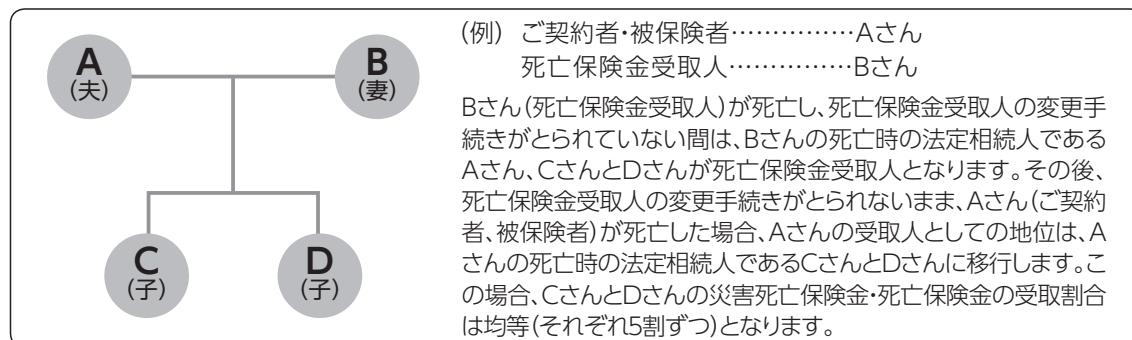
- ご契約者は災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力を生じません。
※当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に災害死亡保険金・死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金受取人から災害死亡保険金・死亡保険金の請求を受けても、当社は災害死亡保険金・死亡保険金をお支払いしません。

●生存給付金受取人の変更について

- ご契約者は、生存給付金のお支払事由が発生するまで、生存給付金受取人を変更することができます。
- 生存給付金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。
※当社が通知を受ける前に変更前の生存給付金受取人に生存給付金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の生存給付金受取人から生存給付金の請求を受けても、当社は生存給付金をお支払いしません。

Ⅲ 死亡保険金受取人等がお亡くなりになられた場合

- 死亡保険金受取人がお亡くなりになられた場合は、「お客様サービスセンター」にご連絡ください。新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- 死亡保険金受取人がお亡くなりになられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、災害死亡保険金・死亡保険金の受取割合は均等とします。



- 生存給付金受取人が生存給付金のお支払事由が発生する前にお亡くなりになられた場合は被保険者が生存給付金受取人となります。

5.ご契約後のお手続きについて

2 災害死亡保険金・死亡保険金のご請求について

被保険者がお亡くなりになられた場合には、ご連絡ください

- 被保険者がお亡くなりになられた場合には、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。災害死亡保険金・死亡保険金のお支払までの流れについてご案内したうえで、請求書類をお送りします。



請求書類をご提出ください

- お送りする請求書類にご記入のうえ、保険証券等の請求書類とあわせてご提出ください。



お支払いできることが確定した後に災害死亡保険金・死亡保険金をお支払いします

- 災害死亡保険金・死亡保険金は、ご提出いただいた書類の内容を確認し、ご契約の約款に基づきお支払いできることが確定した後にお支払いします。



お支払の時期はご契約内容により異なります

●一時金でお支払いする場合

- 完備された請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定いただいた請求者ご本人名義の金融機関の口座にお支払いします。
- ただし、お支払の可否判断にあたって死亡保険金受取人・医療機関・捜査機関等に確認を行なったとき等、お支払までに日数がかかる場合があります。この場合、災害死亡保険金・死亡保険金をお支払いできることが確定した後、お支払いします。

●年金でお支払いする場合（新遺族年金支払特約を付加した場合）

- 年金基金設定日の1年後の応当日に、第1回の年金をご指定いただいた請求者ご本人名義の金融機関の口座へお支払いします。以後、毎年、毎年の年金支払日（年金基金設定日の1年ごとの応当日）に年金をお支払いします。
- 年金基金設定日は、新遺族年金支払特約を付加した時期により異なります。

特約を付加した時期	年金基金設定日
災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由の発生前	災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由が発生した日
災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由の発生後	特約を付加した日

参 照

災害死亡保険金・死亡保険金のお支払にあたって、確認・照会・調査が必要な場合について、くわしくはしおり52をご覧ください。

備 考

年金支払日が営業日でない場合、翌営業日のお支払となります。

3 生存給付金のご請求について

1 1回目のお受取手続きについて

ご契約時に生存給付金の受取をご請求いただきます

- ご指定された生存給付金受取人へ生存給付金のお支払の請求書類をお送りします。



生存給付金のお支払の手続きを行ないます

- 生存給付金支払開始日前までに完備された請求書類が当社に到着した場合、生存給付金支払開始日からその日を含めて5営業日以内*に、ご指定いただいた生存給付金受取人名義の金融機関の口座にお支払いします。
- 生存給付金をお支払いした後、生存給付金受取人に完了通知をお送りします。
○ご契約者と生存給付金受取人が異なる場合、ご契約者にも完了通知をお送りします。

*生存給付金支払日をご契約日の場合、ご契約が成立した日の翌営業日、または完備された請求書類が当社に到着した日のいずれか遅い日から、その日を含めて5営業日以内

2 2回目以降のお受取手続きについて

- 毎年の生存給付金支払日の3ヵ月前に、ご契約者に対して事前案内をお送りします。
- 毎年、当社からご契約者に生存給付金受取人や生存給付金額の変更有無について確認を行ないます。変更がある場合には、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。請求書類をお送りしますので、ご記入のうえ、ご提出ください。
- ご契約者と生存給付金受取人が異なる場合、ご契約者と生存給付金受取人が同一の場合、いずれの場合も、2回目以降の生存給付金のお受取手続きは不要です。

※超過給付加算特約を付加した場合、生存給付金のお支払はありません。

※上記のお受取手続きについて、将来変更となる場合があります。

4 定額終身保険への移行のご請求について

定額終身保険への移行をご希望の場合には、ご連絡ください

- 定額終身保険への移行をご希望の場合には、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。終身保険移行特約の付加についてご案内のうえ、請求書類をお送りします。



請求書類をご提出ください

- お送りする請求書類にご記入のうえ、ご提出ください。



定額終身保険への移行の手続きを行ないます

- 定額終身保険への移行の手続きが完了した後、ご契約者に完了通知を送付します。

5.ご契約後のお手続きについて

5 解約・減額のご請求について

解約・減額をご希望の場合には、ご連絡ください

- 解約・減額をご希望の場合には、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。解約・減額のご請求についてご案内のうえ、請求書類をお送りします。



請求書類をご提出ください

- お送りする請求書類にご記入のうえ、保険証券等の請求書類とあわせてご提出ください。



解約払戻金をお支払いします

- 完備された請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定いただいた請求者ご本人名義の金融機関の口座にお支払いします。

※当社お客様サービスセンターへお電話いただくことでも、当社の定める取扱範囲内で解約の請求を受け付けます。

6 災害死亡保険金・死亡保険金等のお支払期限について

- 災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
①	災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いするために確認が必要なつぎの場合 ・災害死亡保険金・死亡保険金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・災害死亡保険金・死亡保険金の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日またはお支払事由が生じた日のいずれか遅い日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行なうために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 (1) 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 (2) 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 (3) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (4) ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人等を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (5) 日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日またはお支払事由が生じた日のいずれか遅い日からその日を含めて、それぞれ (1) 60日 (2) 90日 (3) 120日 (4) 180日 (5) 90日 以内にお支払いします。

*請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

※災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いするための上記①②の確認等を行なう場合、当社は災害死亡保険金・死亡保険金等のご請求者に通知します。

※災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いするための上記①②の確認等に際し、ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人等が正当な理由なくその確認を妨げ、または確認に応じなかったときは、当社はこれにより確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いしません。

7 災害死亡保険金・死亡保険金等の請求権の時効について

- 災害死亡保険金・死亡保険金等のお支払のご請求は、そのご請求ができるようになった時から3年を過ぎますと、その権利がなくなりますのでご注意ください。

5.ご契約後のお手続きについて

8 ご請求書類一覧

●災害死亡保険金・死亡保険金等のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

項目 ご請求に必要な書類	当 社 所 定 の 書 類	医 生 の 所 定 の 死 亡 様 式 に よ り 明 証 する 書類	証 明 す る 事 故 の 事 実 を 証 明 する 書類	被 保 険 者 の 住 民 票	戸籍抄本		印鑑証明書			保 険 証 券	遺言書の写し(法律上有効なもの)	債権者等にお支払いすべき金額をお支払いしたことを証する書類
					受 取 人	相 続 人	ご 契 約 者	受 取 人	相 続 人			
災害死亡保険金	請求書	○	○	○ ^{*1}	○			○		○		
死亡保険金	請求書	○		○ ^{*1}	○			○		○		
生存給付金	請求書			○ ^{*1}	○			○		○		
積立金の移転	請求書						○					
保険契約内容の変更 ^{*2}	請求書			○ ^{*3}			○			○		
解約(解約払戻金)	請求書			○ ^{*3}			○			○		
死亡保険金受取人による 保険契約の存続	通知書				○			○				○
ご契約者の変更 ^{*4}	請求書						○ ^{*5}			○		
会社への通知による 死亡保険金受取人の変更	請求書						○			○		
会社への通知による 生存給付金受取人の変更	請求書						○			○		
遺言による死亡保険金 受取人の変更	請求書					○			○	○	○	

*1 住民票で事実の確認ができない場合は、被保険者の戸籍抄本の提出を求めることがあります。

*2 積立金額の減額、生存給付金額の変更、生存給付金支払期間の変更、生存給付金の支払の中断および再開を取り扱います。

*3 ご契約者と被保険者が異なる場合、被保険者の住民票が必要になります。

*4 旧ご契約者の死亡による変更については、旧ご契約者の印鑑証明書に代えて、つぎの書類が必要になります。

①旧ご契約者の除籍謄本 ②相続人の戸籍抄本 ③相続人の印鑑証明書

*5 旧ご契約者の印鑑証明書が必要になります。

備考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

備考

各特約を付加した場合の請求書類については、各特約条項の別表に記載の「請求書類」をご確認ください。

6

災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いできない場合

しおり

主な保険用語の
ご説明

お知らせと
お願い

この保険の
特徴と仕組み

特別勘定による
運用について

ご契約にあたって

ご契約後の
お手続きについて

災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いできない場合

その他情報

6. 災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いできない場合

1 お支払事由に該当しない場合

- 災害死亡保険金・死亡保険金等は、普通保険約款および特約条項に定めるとおり、お支払事由に該当する場合にお支払いします。したがって、お支払事由に該当しない場合は災害死亡保険金・死亡保険金等のお支払はしません。

2 免責事由に該当した場合

【災害死亡保険金】

- ご契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 死亡保険金受取人の故意または重大な過失^{*1}
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の精神障害を原因とする事故
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波^{*2}

【死亡保険金】

- ご契約日(責任開始の日)からその日を含めて2年以内の自殺^{*3}
- ご契約者の故意 ●死亡保険金受取人の故意^{*1} ●戦争その他の変乱^{*2}

*1 被保険者を死亡させた受取人が災害死亡保険金・死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金・死亡保険金のうち、その受取人にお支払いされるべき金額を差し引いた残額を他の受取人にお支払いします。

*2 その原因により死亡された被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金・死亡保険金の全額をお支払い、またはその金額を削減してお支払いすることがあります。

*3 精神疾患等による自殺について死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問合せください。

3 詐欺によるご契約の取消の場合

- ご契約締結に際してご契約者、被保険者または死亡保険金受取人等に詐欺行為があった場合は、当社はそのご契約を取り消し、災害死亡保険金・死亡保険金等のお支払はしません。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻ししません。

4 不法取得目的による無効の場合

- ご契約締結の状況、ご契約成立後の災害死亡保険金・死亡保険金等の請求状況等から判断して、ご契約者が災害死亡保険金・死亡保険金等を不法に取得する目的または他人に災害死亡保険金・死亡保険金等を不法に取得させる目的でご契約を締結されたものと認められる場合、そのご契約を無効とし、災害死亡保険金・死亡保険金等のお支払はしません。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻ししません。

5 重大事由によりご契約が解除された場合

●つぎのような重大事由に該当し、当社がご契約を解除した場合、災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いする事由が発生していてもお支払いしません。この場合、解約の際にお支払いする解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

- ①ご契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき。
- ②ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、この保険契約の災害死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます）をしたとき。
- ③このご契約の災害死亡保険金・死亡保険金等のご請求に関し、死亡保険金受取人等に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき。
- ④ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人等が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき。
- ⑤他のご契約が重大事由によって解除された場合や、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人等が他の保険会社との間で締結したご契約等が重大事由により解除された場合等、当社のご契約者、被保険者または死亡保険金受取人等に対する信頼を損ない、このご契約の継続を困難とする上記①から④と同等の事由があるとき。

※1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは死亡保険金受取人等が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

※上記に定める事由が生じた以後に、災害死亡保険金・死亡保険金等のお支払事由が生じたときは、当社は災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いしません（上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡保険金受取人等のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、災害死亡保険金・死亡保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた災害死亡保険金・死亡保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします）。すでに災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

6 告知していた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合

●故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約日（責任開始の日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえば災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約の際にお支払いする解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

○「災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、災害死亡保険金・死亡保険金をお支払いすることがあります。

○ご契約日（責任開始の日）から2年を経過していても、災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

※告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

6. 災害死亡保険金・死亡保険金等をお支払いできない場合

(ご参考) 災害死亡保険金のお支払事例

○災害死亡保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、具体的な事例を参考としてあげたものです。記載以外に認められる事実関係によってもお取扱に違いが生じることがあります。

事例1 被保険者が事故に遭われた事例

お支払いする場合	お支払いできない場合
被保険者の不注意 被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡された場合。	被保険者の重大な過失 被保険者が、危険であることを認識できる状態で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合。
泥酔状態によらない事故 酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡された場合。	泥酔状態を原因とする事故 泥酔して道路上で寝込んでいるところ車にはねられて死亡された場合。 「被保険者の重大な過失」、「被保険者の泥酔の状態を原因とする事故」に該当するため、災害死亡保険金はお支払いできません。

解説

○ご契約者、被保険者、受取人の故意または重大な過失による場合、被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故等の場合には、災害死亡保険金はお支払いできません。

事例2 告知義務違反をしていた事例

お支払いする場合	お支払いできない場合
実際は「スタントマン」であるが、告知の際に「百貨店販売員」と虚偽の記載をして契約をし、その後お仕事とは全く因果関係のない不慮の事故で死亡されたとき	実際は「スタントマン」であるが、告知の際に「百貨店販売員」と虚偽の記載をして契約をし、スタントマンとしての職務中に事故で死亡されたとき

解説

○ご契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の職業等について正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なる内容を告知された場合、ご契約日（責任開始の日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

ご契約を解除した場合には、たとえ災害死亡保険金のお支払事由が発生していても、災害死亡保険金をお支払いすることはできません。ただし、「災害死亡保険金のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、災害死亡保険金をお支払いすることがあります。

参 照

告知義務について、くわしくはしおり43をご覧ください。

参 照

対象となる不慮の事故について、くわしくは約款14～15別表2をご覧ください。

7

その他情報

- 1 税金について
- 2 ご契約者への情報提供とサービスについて
- 3 管轄裁判所について

7.その他情報

1 税金について

1 生命保険料控除

ご契約時にお申し込みいただいた保険料は、お申し込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

●種類

○生命保険料控除には、一般の生命保険料控除・個人年金保険の保険料にかかる控除・介護医療保険の保険料にかかる控除の3つがあります。適用される生命保険料控除は、法令等に基づいた当社所定の判定により分類します。この保険の場合、一般の生命保険料控除のみの適用となります。

●一般の生命保険料控除の対象

○納税者が保険料をお支払いし、保険金・給付金等の受取人が納税者本人または配偶者もしくはその他の親族となっているご契約で、生存又は死亡に基因して一定額の保険金・給付金等をお支払いすることを約する部分にかかる保険料(その年の1月から12月までに払い込まれた保険料の合計額)が一般の生命保険料控除の対象となります。

※ご契約の期間等、生命保険料控除には一定の要件があり、上記の要件を満たしている場合でも、生命保険料控除の対象外となる場合があります。

●一般の生命保険料控除額

○所得税の生命保険料控除額(所得税の課税対象額から控除されます)

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/2) + 10,000円
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律 40,000円

○住民税の生命保険料控除額(住民税の課税対象額から控除されます)

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/2) + 6,000円
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律 28,000円

※年間正味払込保険料とは、その年の1月から12月までに払い込まれた保険料の合計額から、その年にお受取になった契約者配当金(その年に新たに積み立てられた契約者配当金を含みます。)を差し引いた金額となります。

●生命保険料控除を受けるための手続き

○生命保険料控除を受けるためには申告が必要です。生命保険料控除証明書は当社が発行しますので、つぎの要領で申告してください。

①給与所得者の場合

毎年12月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に生命保険料控除証明書を添付して勤務先に提出し年末調整を受けてください。

②申告納税者の場合

確定申告の際、「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、生命保険料控除証明書を添付して税務署に提出し控除を受けてください。

上記のお取扱は2021年9月現在のものです。したがって、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱につきましては、所轄の税務署にご確認ください。

2 災害死亡保険金・死亡保険金

●ご契約の形態により、課税のお取扱はつぎのように異なります。

契約例			課税のお取扱
ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者	子供	贈与税

※ご契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の災害死亡保険金・死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)」まで非課税となります。

3 解約払戻金

●解約払戻金と払込保険料残額*1との差額(解約差益)に対し、所得税(一時所得)および住民税が課税されます。

*1 払込保険料残額とは一時払保険料から、必要経費の合計額を差し引いた金額(負の場合はゼロ)のことをいいます。

4 超過額(超過給付加算特約を付加した場合)

●受け取った超過額は、所得税(一時所得)+住民税の対象となります。

●超過額の受取にかかわる所得税(一時所得)は、「同一年の超過額の合計-必要経費-特別控除(50万円)」を基に計算します。

●必要経費は受け取った超過額に相当する保険料となり、払込保険料残額*1が限度となります。よって、払込保険料残額*1の限度内で超過額の受取を行なう場合は課税されません。

●払込保険料残額*1を超える超過額の受取を行なう場合は、受け取った超過額から払込保険料残額*1と特別控除(50万円)を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。

*1 払込保険料残額とは一時払保険料から、必要経費の合計額を差し引いた金額(負の場合はゼロ)のことをいいます。

5 年金(介護認知症年金支払移行特約、年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約を付加した場合)

●年金は所得税(雑所得)+住民税の対象となります。

※介護認知症年金支払移行特約を付加した場合の死亡一時金は、相続税法第12条が適用されません。

※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合でも、税金のお取扱は変わりません。

税務のお取扱についての記載は2021年9月現在のものです。したがって、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱につきましては、所轄の税務署にご確認ください。

7.その他情報

6 生存給付金

●ご契約者と生存給付金受取人の関係によって課税のお取扱いが異なります。

契約例	課税のお取扱い
ご契約者と生存給付金受取人が同一の場合	所得税(雑所得)+住民税*1
ご契約者と生存給付金受取人が異なる場合	贈与税*2

*1 [毎年受け取る生存給付金額－必要経費]が課税対象となります。

必要経費の計算

$$\text{生存給付金額} \times \left(\frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{生存給付金受取予定総額} + \text{死亡保険金額}} \right)$$

*2 以下の場合、贈与した生存給付金が相続税の課税価格に加算されます。

- ご契約者からの贈与について、生存給付金受取人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合。
(この場合、毎年110万円の基礎控除はなく、2,500万円の特別控除を超えた額に対して20%の贈与税を納付します。この制度で納付した贈与税は、相続時に相続税から控除できます。)
- 「相続時精算課税制度」を選択していない生存給付金受取人が、ご契約者の相続により遺産を取得した場合で、相続開始前3年以内に受け取った生存給付金。

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において 60歳以上の親または祖父母
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において 20歳以上の子または孫
選択変更	相続時精算課税への変更可能	一度選択すると暦年課税へは変更不可
贈与税の計算	(1年間の受贈財産の合計価額－110万円) ×税率－控除額	(受贈財産の合計価額(累計)－2,500万円) ×税率20%



相続人でない孫が生存給付金を受け取り、他者が災害死亡保険金・死亡保険金を受け取った場合は、孫が相続により遺産を他に取得していなければ相続開始前3年以内に受け取った生存給付金は相続税の課税対象となりません。しかし、相続人でない孫が生存給付金と災害死亡保険金・死亡保険金を受け取った場合、相続開始前3年以内に受け取った生存給付金は相続税の課税対象となります。さらにこの場合、孫は相続人ではないため相続税の非課税の取扱いを受けることができないことに加え、相続税が2割加算されます。

税務のお取扱いについての記載は2021年9月現在のものです。したがって、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いにつきましては、所轄の税務署にご確認ください。

2 ご契約者への情報提供とサービスについて

ご契約者の皆様に、ご契約内容についてつぎのような方法でお知らせします。

1 郵送による情報提供とサービス

- ご契約内容に関するお知らせ(年1回)
ご契約内容・保障内容等を、毎年契約応当日以降に、書面にてお知らせします。
- 事業年度末の状況に関するお知らせ(事業年度末)
事業年度末(3月末基準)の特別勘定資産の状況などを、7～8月頃、書面にてお知らせいたします。

2 電話による情報提供とサービス

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
 **0120-302-572**
 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

参 照

電話による情報提供とサービスの一覧について、くわしくはしおり65をご覧ください。

サービス内容

- ご契約内容の変更等の受付
住所変更や生命保険料控除証明書再発行のほか、その他各種お手続きを受け付けております。
- 災害死亡保険金・死亡保険金のご請求受付
災害死亡保険金・死亡保険金のご請求を受け付けております。
- 積立金の移転の受付
積立金の移転を受け付けております。
※当日分のお申出の受付は午後3時までとなります。午後3時以降に受け付けた場合には、当社の翌営業日にお申出を受け付けたものとしてお取扱いします。
- 運用状況のご照会受付
運用実績により日々変動(増減)する各特別勘定のユニットプライスの状況についてのお問合せなどを受け付けております。
- 解約のご請求受付
解約のご請求を受け付けております。(当社所定の金額まで)
- ご契約内容に関するご質問、お問合せの受付
ご自身のご契約内容に関するご質問等を受け付けております。
- 郵送・インターネット・電話によるサービスに関するご質問、お問合せの受付
ご契約者へのサービスに関するご質問等を受け付けております。

7.その他情報

目 インターネットによる情報提供とサービス

T&Dフィナンシャル生命ホームページ
URL : <https://www.tdf-life.co.jp>

●ユニットプライスの状況

各特別勘定のユニットプライスについて、最新の状況、過去の推移グラフ、過去の変化率などをご覧ください。

●特別勘定の運用状況

各特別勘定の運用状況について、最新の運用レポート(月次更新)などをご覧ください。また、事業年度末の決算報告書などをご覧ください。

【T&Dフィナンシャル生命「インターネットサービス」】 (本冊子作成時現在)

●ご自身のご契約について、保障内容の状況の最新情報等をご覧ください。

サービス内容

●保障内容の状況照会

●積立金の移転の受付

※当日分の受付は午後3時までとなります。午後3時以降に受け付けた場合には、当社の翌営業日に受け付けたものとしてお取り扱いします。

●住所変更や生命保険料控除証明書再発行の受付

●各種手続き書類の送付の受付

●ID番号に関するお手続き(ログインパスワード・Eメールアドレス・その他の変更手続き)

●T&Dクラブオフ

参 照

インターネットによる情報提供とサービスの一覧について、くわしくはしおり65をご覧ください。

参 照

T&Dクラブオフについて、くわしくはしおり66～67をご覧ください。

ご利用申込手続きの流れについて

- 当社保険商品をご契約いただくと、保険証券に「ID番号・パスワードのお知らせ」を同封して送付します。
- つぎの手順に沿ってログインパスワードを登録後、インターネットサービスをご利用ください。

① ホームページにアクセス

- <https://www.tdf-life.co.jp>へアクセス。
- ホームページトップ画面内の「インターネットサービスログイン」をクリック。



② 仮ログイン

- 「ID番号・パスワードのお知らせ」に記載の「ID番号」「仮ログインパスワード」を入力の上「ログイン」をクリック。
- 「インターネットサービス利用規定」に同意いただける場合は「利用規定に同意して次へ」をクリック。



③ Eメールアドレス登録

- 「個人情報のお取扱いに関する事項」について確認・同意いただき、ご登録いただくメールアドレスの入力および確認入力を行ない「送信」をクリック。(当社より本登録用のURLを送信いたします)
- 当社より送信したURLより再度ログインいただき、本登録手続きを行なってください。



④ 新規登録(新パスワードの設定)

- 画面に従ってご希望のログインパスワードを設定し「送信」をクリック。



⑤ 利用申込手続き完了

- 「インターネットサービス利用申込手続き完了」ページが表示されれば、完了です。
- サービスを利用開始できます。



7.その他情報

各種情報提供とサービス 主な取扱について

		電話	インターネット	24h...24時間365日ご利用いただけます。 ※システムメンテナンスのためサービスを 停止する場合があります。
情報提供	契約内容照会			ご契約内容・保障内容(定期的に郵送でもお知らせします。)
	運用状況のお知らせ			ショートメッセージサービスによる運用状況のお知らせ
電話・インターネットで完結するお手続き	住所変更			ご契約者の届出住所の変更(書類の郵送でもお取扱いたします。)
	生命保険料控除証明書再発行			生命保険料控除証明書の再発行(10月～3月の受付となります。)
	積立金の移転			特別勘定の積立金の移転(スイッチング)
	ログインパスワード変更 Eメールアドレス変更			「インターネットサービス」のログインパスワードとEメールアドレスの変更
	解約			ご契約の解約(当社所定の金額まで)
書類が必要なお手続き	解約			ご契約の解約
	死亡保険金(各種給付金)請求			被保険者死亡時の保険金(給付金)請求 各種給付金の請求
	名義変更/改姓			ご契約者・各種受取人などの変更、改姓
	保険証券再発行			紛失などの際の保険証券再発行
	契約内容の変更			積立金額の減額、年金支払期間・年金の 種類の変更など
	ID番号、ログインパスワードの照会			ID番号、ログインパスワードをお忘れになった場合のご照会
	手続用パスワード変更 適用契約の変更			「インターネットサービス」手続用パスワードの変更手続き 複数契約のID番号を1つのID番号にまとめる手続き

		ご照会	ご利用申込*
健康相談・健康サポート	M3 Patient Support Program™		
権利や財産を守るための ご相談先紹介サービス	成年後見センター・ リーガルサポート		
大切なご契約を ご家族がサポート	ご家族登録制度		
介護・認知症サポート	介護コンシェル		
健康増進・ オフタイム充実 コンテンツ	T&Dクラブオフ		

*T&Dクラブオフについては、T&Dクラブオフアライアンス事務局で承ります。

※これらのサービスは2021年9月現在のもので、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。

備考

サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。くわしくは当社ホームページ(<https://www.tdf-life.co.jp>)をご覧ください。

T&Dクラブオフについて

●「T&Dクラブオフ」とは、当社の生命保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスとなります。ご加入いただいた皆様の健康増進・オフタイム充実を目的とした会員制サービスで、たとえば国内外のリゾート等をお得な特別優待料金でご利用いただくことができます(入会無料)。

育 児 ●育児相談ダイヤル 無料 ●ベビー用品・保育サービスの割引提供 など	介 護 ●介護相談ダイヤル 無料 ●介護用品・介護サービスの割引 など	健 康 ●人間ドックの割引提供 ●スポーツクラブ等の健康関連施設の割引提供 など
レジャー ●国内外宿泊施設の割引提供 ●パッケージツアーの割引提供 ●レストランの割引提供 ●娯楽施設の割引提供 など	暮らし全般 ●法律・税務の相談ダイヤル 無料 ●トラブル相談ダイヤル 無料 ●趣味・お稽古事の割引提供 ●住宅サービス(購入・リフォーム・賃貸)の割引提供 など	

T&Dクラブオフ 会員登録手続きの流れについて

●当社インターネットサービスにご登録のうえ、以下の手順に沿って会員登録を行なうことができます。



- ①当社ホームページ画面内の「インターネットサービスログイン」をクリック。
- ②「T&Dフィナンシャル生命インターネットサービス」にログインしてください。
- ③画面最下部「T&Dクラブオフ」をクリック。
- ④新規会員登録ボタンをクリックし、会員登録を行なってください。

7.その他情報

【T&Dクラブオフ サービスの一例】

レジャー 国内外約30ブランド以上のツアーがクラブオフ経由で割引に!

- 大手旅行会社のパッケージツアーもT&Dクラブオフを通じてお申込みするだけで、お得にご利用いただけます。



ご利用方法

「T&Dクラブオフ」サイトへアクセス



バナー*をクリック

デジタルパンフレットから
希望のツアーを選択



ホームページからお申込

*バナーのデザインは予告なく変更になる場合がございます。

※画像はすべてイメージです。

健康

人間ドック予約デスク

会員特典

人間ドック受診料5%~30%OFF!

- 対応検査プランは1,700以上!日帰りドックから1泊ドック、脳ドック等各種コースを選択できます。女性にも婦人科コースの各種オプションを取り揃えております。

※特典は検査施設・検査内容により異なります。

※一部、割引特典のない医療機関も専用Webページに掲載しております。



ご利用方法

「T&Dクラブオフ」サイトへアクセス

カテゴリー一覧よりライフサポートをクリック

健康をクリック

健診・人間ドック・脳ドックをクリック



※ご利用の際は必ずホームページに掲載の利用方法・特典内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。

※掲載内容は、すべて2021年9月現在の情報です。内容が変更になる場合がございます。

※「T&Dクラブオフ」は、T&Dフィナンシャル生命保険株式会社との提携により、株式会社リロクラブが提供するサービスです。

※画像はすべてイメージです。

3 管轄裁判所について

- 災害死亡保険金・死亡保険金等の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

約 款

（この保険の内容）

1. 特別勘定

- 第1条 特別勘定
第2条 特別勘定の種類
第3条 特別勘定および各特別勘定への繰入割合の指定

2. 積立金

- 第4条 積立金
第5条 積立金の移転
第6条 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転

3. 用語の意義

- 第7条 用語の意義

4. 会社の責任開始期

- 第8条 会社の責任開始期

5. 保険金等の支払

- 第9条 保険金の支払
第10条 保険金の支払に関する補則
第11条 生存給付金の支払
第12条 生存給付金の支払に関する補則
第13条 保険金等の請求、支払時期および支払場所

6. 保険契約の取消または無効

- 第14条 詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

7. 告知義務および保険契約の解除

- 第15条 告知義務
第16条 告知義務違反による解除
第17条 保険契約を解約できない場合
第18条 重大事由による解除

8. 解約

- 第19条 解約
第20条 死亡保険金受取人による保険契約の存続

9. 保険契約内容の変更

- 第21条 積立金額の減額
第22条 生存給付金額の変更
第23条 生存給付金支払期間の変更
第24条 生存給付金支払開始日の変更
第25条 生存給付金の支払の中断および再開

10. 払戻金

- 第26条 解約払戻金

11. 保険契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人の変更

- 第27条 保険契約者の変更
第28条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更
第29条 会社への通知による生存給付金受取人の変更
第30条 遺言による死亡保険金受取人の変更
第31条 死亡保険金受取人の死亡
第32条 生存給付金受取人の死亡

12. 保険契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人の代表者

- 第33条 保険契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人の代表者

13. 保険契約者の住所の変更

- 第34条 保険契約者の住所の変更

14. 被保険者の業務、転居および旅行

- 第35条 被保険者の業務、転居および旅行

15. 年齢の計算ならびに年齢および性別の誤りの処理

- 第36条 年齢の計算
第37条 年齢および性別の誤りの処理

16. 契約者配当

- 第38条 契約者配当

17. 時効

- 第39条 時効

18. 管轄裁判所

- 第40条 管轄裁判所

19. 特別勘定資産の評価に不測の事態が生じた場合の特別取扱

- 第41条 特別勘定資産の評価に不測の事態が生じた場合の特別取扱

20. 電磁的方法による保険契約の申込等に関する特別

- 第42条 電磁的方法による保険契約の申込等

別表1 請求書類

別表2 対象となる不慮の事故

別表3 対象となる所定の感染症

（この保険の内容）

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、保険金額等を増減させる仕組みの保険で、つぎの保障を主要内容とするものです。

名 称	給付の概要
災害死亡保険金	被保険者が、不慮の事故または所定の感染症により死亡したときにお支払いします。
死亡保険金	被保険者が、死亡したときにお支払いします。
生存給付金	被保険者が、生存給付金支払期間中の生存給付金支払日の前日末に生存しているときにお支払いします。

1. 特別勘定

第1条（特別勘定）

- ① 会社は、変額終身保険（災害加算・I型）契約の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を、毎日会社の定める方法により評価します。
- ② 前項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず、変額終身保険（災害加算・I型）契約に割り当て、他の種類の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
- ③ 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

第2条（特別勘定の種類）

- ① 特別勘定の種類は、会社が別に定めるとおりとします。
- ② 会社は、1または2以上の特別勘定を1つの特別勘定グループとして定め、1または2以上の特別勘定グループを設けます。
- ③ 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める特別勘定グループを指定することを要します。
- ④ 保険契約者は、保険契約の締結の際に指定した特別勘定グループに含まれない特別勘定について、次条による特別勘定の指定ならびに第5条（積立金の移転）および第6条（特別勘定の廃止に伴う積立金の移転）による積立金の移転はできません。
- ⑤ 会社は、将来特別勘定資産が著しく減少し、効率的な運用が困難になったときなど特別な事情がある場合、特別勘定を廃止または2以上の特別勘定を統合することがあります。
- ⑥ 会社は、将来この変額終身保険（災害加算・I型）の特別勘定グループごとに新たに特別勘定を設定することがあります。この場合、当該保険契約においても利用することができるものとします。

第3条（特別勘定および各特別勘定への繰入割合の指定）

- ① 保険契約者は、保険契約の締結の際、前条により保険契約者が指定した特別勘定グループの中から、1または2以上の特別勘定を指定することを要します。
- ② 保険契約者は、保険契約の締結の際、2以上の特別勘定を指定した場合には、一時払保険料の各特別勘定への繰入割合を指定することを要します。なお、繰入割合の単位は1%とし、合計は100%とします。

2. 積立金

第4条（積立金）

- ① 積立金とは、特別勘定資産のうちこの保険契約にかかわる部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。
- ② 積立金額は、会社の定める方法により、計算した金額とします。

第5条（積立金の移転）

- ① 保険契約者は、特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。この場合、保険契約者は、移転後の各特別勘定の積立金の構成割合を指定してください。なお、構成割合の単位は1%とし、合計は100%とします。
- ② 前項の積立金の移転は、会社の定める日から効力を生じるものとします。
- ③ 保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、積立金の構成割合を保険契約者が指定した割合に保つよう、特別勘定の積立金の一部を自動的かつ定期的に他の特別勘定に移転することができます。なお、構成割合の単位は1%とし、合計は100%とします。
- ④ 前項の積立金の移転は、会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日から効力を生じるものとします。
- ⑤ 第1項による積立金の移転の効力発生日と第3項による自動的かつ定期的な積立金の移転の効力発生日が同日となる場合には、第3項の移転は取り扱わず、第1項による積立金の移転が行なわれるものとします。
- ⑥ 保険契約者が本条の積立金の移転をするときは、別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出してください。
- ⑦ 同一保険年度において12回をこえる積立金の移転については、1回の積立金の移転に対して1,000円に相当する金額を、会社の定める方法により積立金から差し引きます。
- ⑧ 会社は、本条による積立金の移転が特別勘定の資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めたときは、最長6か月の範囲内で、積立金の移転を延期することができます。
- ⑨ 積立金の移転が行なわれた場合には、会社は、保険契約者に書面等により通知します。

第6条（特別勘定の廃止に伴う積立金の移転）

- ① 第2条（特別勘定の種類）第5項の規定により特別勘定の廃止または2以上の特別勘定を統合する場合、会社は、特別勘定を廃止する日（以下「廃止日」といいます。）または2以上の特別勘定を統合する日（以

下「統合日」といいます。）の2か月以上前に保険契約者につぎの各号に定める事項を通知します。

1. 特別勘定を廃止する場合には、廃止する特別勘定の名称およびその廃止日
2. 2以上の特別勘定を統合する場合には、統合日ならびに統合によって廃止される特別勘定の名称およびその廃止日
3. 保険契約者の申出により、廃止される特別勘定の積立金を移転する先の特別勘定を指定することができること
4. 廃止日の5営業日前までに前号の指定がなされない場合、会社は、廃止される特別勘定の積立金を廃止日に会社が指定する特別勘定に移転すること
5. 前号において会社が指定する特別勘定
- ② 前項の場合、保険契約者は、廃止日の5営業日前までに、廃止される特別勘定から積立金を移転する先の特別勘定を指定してください。この指定がなかった場合には、前項第5号の規定により保険契約者に通知した会社の指定する特別勘定が指定されたものとみなします。
- ③ 会社は、廃止日に廃止される特別勘定の積立金を前項の規定により指定された特別勘定に移転します。
- ④ 前2項の規定による積立金の移転については、前条第7項の積立金の移転回数には含めません。
- ⑤ 第2項および第3項の規定のほか、保険契約者は、廃止日の5営業日前であれば、廃止される特別勘定の積立金の全部または一部を他の特別勘定に移転することができます。この場合、前条の規定を適用します。
- ⑥ 前条第3項の規定により、廃止される特別勘定に積立金の移転を自動的かつ定期的に行なっている場合または廃止される特別勘定から積立金の移転を自動的かつ定期的に行なっている場合、廃止日の5営業日前を過ぎて、前条第3項の積立金の移転は行なわれません。
- ⑦ 前6項の規定のほか、会社は、特別勘定の廃止日の5営業日前を過ぎて、廃止される特別勘定への積立金の移転は取り扱わないものとします。

3. 用語の意義

第7条（用語の意義）

この普通保険約款において使用される用語の意義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の意義
基本保険金額	災害死亡保険金を支払う際に基準となる金額として、保険契約の締結の際、保険契約者の申出により、会社の定める取扱の範囲内で定めた金額をいい、これと同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。ただし、生存給付金の支払事由に該当または積立金額の減額によりその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
災害加算割合	災害死亡保険金の支払金額を算出する際に用いる割合として、保険契約の締結の際、会社の取扱範囲内で、保険契約者が選択した割合をいいます。なお、選択された災害加算割合の変更はできません。
生存給付金支払日	第1回の生存給付金支払日（以下「生存給付金支払開始日」といいます。）は、保険契約の締結の際、契約日からその日を含めて会社の取扱範囲内で保険契約者の申出によって定めた日をいいます。第2回以後の生存給付金支払日は、生存給付金支払開始日の1年ごとの応当日をいいます。
生存給付金額	保険契約の締結の際、会社の取扱範囲内で、保険契約者が定めた金額をいいます。ただし、保険契約の締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
生存給付金支払期間	生存給付金支払開始日からその日を含めて最後の生存給付金支払日までの期間をいい、保険契約締結の際、会社の取扱範囲内で保険契約者が定めるものとします。ただし、保険契約の締結後にその期間が変更されたときは、変更後の期間をいいます。
支払事由	保険金等を支払う場合をいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。

4. 会社の責任開始期

第8条（会社の責任開始期）

- ① 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 1. 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
 2. 一時払保険料に相当する金額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料に相当する金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社は、つぎの各号のいずれか遅い日（その日が営業日でない場合は翌営業日。以下「特別勘定への

繰入日」といいます。) 末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。ただし、特別勘定への繰入日前に、第11条（生存給付金の支払）に定める生存給付金の支払事由が生じた場合、または第21条（積立金額の減額）第3項の規定に基づき基本保険金額が減額された場合は、一時払保険料からそれぞれの金額を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れるものとします。

1. 申込日（保険契約の申込書に記載された申込日をいいます。）からその日を含めて8日目
2. 契約日
3. 承諾日（保険契約の申込を承諾した日をいいます。）

④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

1. 保険契約の種類
2. 会社名
3. 保険契約者の氏名または名称
4. 被保険者の氏名
5. 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
6. 生存給付金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
7. 保険期間
8. 基本保険金額
9. 災害死亡保険金、死亡保険金および生存給付金の支払方法
10. 災害加算割合
11. 生存給付金額
12. 生存給付金支払開始日および生存給付金支払日
13. 生存給付金支払期間または最後の生存給付金支払日
14. 保険料およびその払込方法〔回数〕
15. 契約日
16. 特別勘定グループの名称
17. 特別勘定への繰入日
18. 特約が付加されたときは、その特約の種類、特約保険金額等
19. 保険証券を作成した年月日

5. 保険金等の支払

第9条（保険金の支払）

この保険契約において支払う災害死亡保険金または死亡保険金（以下「保険金」といいます。）は、つぎの表のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	免責事由
災害死亡保険金	被保険者が、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき 1. 責任開始期以後に生じた別表2に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害（ただし、不慮の事故が生じた日からその日を含めて180日以内の死亡に限りします。） 2. 責任開始期以後に発病した別表3に定める所定の感染症	被保険者が死亡した日の死亡保険金の金額と、基本保険金額に災害加算割合を乗じた金額の合計額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 被保険者の精神障害を原因とする事故 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
死亡保険金	被保険者が、本条に定める災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡したとき	被保険者が死亡した日の積立金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 2. 保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 3. 死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺または前号に該当する場合を除きます。 4. 戦争その他の変乱

第10条（保険金の支払に関する補則）

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 災害死亡保険金が支払われた場合には、死亡保険金は支払いません。
- ③ 免責事由に該当したことにより災害死亡保険金が支払われない場合には、死亡保険金の支払事由が生じたものとみなします。
- ④ 死亡保険金受取人が故意に（災害死亡保険金については、故意または重大な過失により）被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払われない保険金に対応する部分の被保険者が死亡した日の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑥ 免責事由に該当したことにより死亡保険金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した解約払戻金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときには、支払いません。
- ⑦ 被保険者が責任開始の日から特別勘定への繰入日の前日までの間に、保険金の支払事由に該当し、かつ、その保険金が支払われることとなったときには、前条の支払金額の規定にかかわらず、保険金の支払金額はつぎのとおりとします。
 1. 災害死亡保険金の支払金額
被保険者が死亡した日の基本保険金額と、基本保険金額に災害加算割合を乗じた金額の合計額
 2. 死亡保険金の支払金額
被保険者が死亡した日の基本保険金額
- ⑧ 保険金の支払事由が生じた事実を会社が知る前に、すでに生存給付金が生存給付金受取人に支払われていたときは、会社は、保険金その他の支払金額からその生存給付金として支払われた金額を差し引いて支払います。

第11条（生存給付金の支払）

この保険契約において支払う生存給付金は、つぎの表のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
生存給付金	被保険者が生存給付金支払期間中の生存給付金支払日の前日末に生存しているとき	生存給付金額	生存給付金受取人

第12条（生存給付金の支払に関する補則）

- ① 生存給付金支払開始日が契約日の場合、第1回の生存給付金の支払事由は、前条の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が契約日に生存しているときとします。
- ② 生存給付金の支払事由に該当し生存給付金が支払われる場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 基本保険金額
生存給付金支払日の前日の基本保険金額（生存給付金支払日が契約日の場合は一時払保険料）から生存給付金額と同額を差し引いた金額を生存給付金支払日以後の基本保険金額として適用します。ただし、この金額が会社の取扱範囲内に満たない場合、基本保険金額は会社の定める取扱範囲内の金額とします。
 2. 積立金額
生存給付金支払日が特別勘定への繰入日の翌日以後となる場合において、その日の前日末の積立金額から生存給付金額と同額を差し引きます。この場合、積立金額に対する生存給付金額と同じ割合の金額が各特別勘定の積立金額から差し引かれるものとします。
- ③ 生存給付金支払日の前日末の積立金額から支払事由が生じた生存給付金額を差し引いた金額が会社の取扱範囲内に満たない場合は、その生存給付金支払日を最後の生存給付金支払日とし、保険契約は消滅します。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 生存給付金支払日の前日末の積立金額から生存給付金額を差し引いた残額があるときは、その金額を保険契約者に支払います。
 2. 生存給付金支払日の前日末の積立金額が生存給付金額に満たないときは、積立金額を前条の生存給付金の支払金額とします。
 3. 第1号に該当した場合で、保険契約者から申出があったときは、第1号の金額を保険契約者に代えて生存給付金受取人に支払います。

第13条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

- ① 保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
- ② 保険金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類を会社へ提出して、その請求をしてください。
- ③ 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、保険金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 1. 受給者が保険金の請求内容を了知していることが確認できる書類
 2. 受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類
- ④ 保険金等は、第2項の請求書類が会社へ到達した日の翌日または支払事由が生じた日（生存給付金の支払事由が生じた日が特別勘定への繰入日前の場合は、特別勘定への繰入日。以下、本条において同様とします。）のいずれか遅い日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑤ 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等請求時までには会社へ提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第2項の請求書類が会社へ到達した日の翌日または支払事由が生じた日のいずれか遅い日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 保険金等の支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合 保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 前2号に定める事項、第18条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的または保険金等請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ⑥ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第2項の請求書類が会社へ到達した日の翌日または支払事由が生じた日のいずれか遅い日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ⑦ 前2項の場合、会社は保険金等を請求した者に通知します。
- ⑧ 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

6. 保険契約の取消または無効

第14条（詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効）

- ① 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および保険契約の解除

第15条（告知義務）

会社が、保険契約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。

第16条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 会社は、保険金の支払事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または死亡保険金受取人が証明したときは、会社は、保険金を支払います。
- ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- ⑤ 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、第26条（解約払戻金）第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

第17条（保険契約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、保険契約の締結の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第18条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、この保険契約の災害死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 3. この保険契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 4. 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続する

ことを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 会社は、保険金等の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号ア. からオ. までは該当した者が保険金等の受取人のみであり、その受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払いません。また、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときは、会社は、保険金等の返還を請求することができます。
- ③ 前2項の規定によりこの保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
- ④ 本条の規定によりこの保険契約を解除したときは、会社は、第26条（解約払戻金）第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

8. 解約

第19条（解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、第26条（解約払戻金）第1項の解約払戻金を請求することができます。

第20条（死亡保険金受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に際してつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを保険金等の受取人に支払います。
- ⑤ 前項に定める生存給付金の支払後の第2項に定める金額は、解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額から支払った生存給付金の金額を差し引いた金額とします。

9. 保険契約内容の変更

第21条（積立金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、積立金額を減額することができます。
- ② 積立金額を減額する場合には、積立金額と同じ割合で基本保険金額および各特別勘定の積立金額も減額されるものとします。
- ③ 第5項に定める減額日が特別勘定への繰入日前の場合、保険契約者は、積立金額に代えて、減額する基本保険金額を指定してください。
- ④ 前3項の規定にかかわらず、減額後の基本保険金額が会社の取扱範囲内に満たないときは、積立金額の減額（前項による基本保険金額の減額を含みます。以下、本条において同様とします。）を取り扱いません。
- ⑤ 保険契約者が積立金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。この請求書類を会社の本店が受け付けた日を積立金額の減額の効力発生日（以下「減額日」といいます。）とします。
- ⑥ 積立金額の減額がされたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ⑦ 積立金額の減額がされたときは、会社は、保険契約者に書面等により通知します。

第22条（生存給付金額の変更）

- ① 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、いつでも将来に向かって、生存給付金額を変更することができ

ます。ただし、変更後の生存給付金額が会社の取扱範囲内に満たないときは、生存給付金額の変更を取り扱いません。

- ② 保険契約者が生存給付金額の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。この請求書類を会社の本店が受け付けた日を生存給付金額の変更の効力発生日とします。
- ③ 生存給付金額が変更されたときは、会社は、保険契約者に書面等により通知します。

第23条（生存給付金支払期間の変更）

- ① 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、いつでも将来に向かって、生存給付金支払期間を変更することができます。ただし、変更後の生存給付支払期間が会社の取扱範囲外のときは、生存給付金支払期間の変更を取り扱いません。
- ② 保険契約者が生存給付金支払期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。この請求書類を会社の本店が受け付けた日を生存給付金支払期間の変更の効力発生日とします。
- ③ 生存給付金支払期間が変更されたときは、会社は、保険契約者に書面等により通知します。

第24条（生存給付金支払開始日の変更）

生存給付金支払開始日の変更は取り扱いません。

第25条（生存給付金の支払の中断および再開）

- ① 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、生存給付金の支払の中断を請求することができます。
- ② 前項の請求がされた保険契約において、保険契約者は、会社の取扱範囲内で、生存給付金の支払の再開を請求することができます。
- ③ 保険契約者が前2項の中断または再開を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。この請求書類を会社の本店が受け付けた日を前2項の中断または再開の効力発生日とします。
- ④ 第1項および第2項の中断または再開を行なったときは、会社は、保険契約者に書面等により通知します。

10. 払戻金

第26条（解約払戻金）

- ① 解約払戻金は、つぎの各号に定める日の積立金額（第3号の場合は、積立金額の減額部分）から解約控除額を差し引いた金額とします。ただし、つぎの各号に定める日が特別勘定への繰入日前の場合は、解約払戻金は、基本保険金額に相当する金額（第3号の場合には、減額する基本保険金額に相当する金額）とします。
 - 1. 第16条（告知義務違反による解除）または第18条（重大事由による解除）の規定により保険契約が解除された場合
解除日（解除の通知を発信した日をいいます。ただし、被保険者が死亡した場合は、死亡した日とします。）
 - 2. 保険契約が解約された場合
解約日（請求書類を会社の本店が受け付けた日をいいます。）
 - 3. 積立金額が減額された場合
減額日
- ② 前項の解約控除額は、前項各号に定める日における基本保険金額（第3号の場合は、積立金額の減額部分に対応する基本保険金額）に、契約日からの経過年数に応じた会社の定める方法により計算した解約控除率を乗じた金額とします。
- ③ 保険契約者が解約払戻金を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ④ 解約払戻金は、前項の請求書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑤ 会社は、前項の規定にかかわらず、解約払戻金の支払が特別勘定の資産の運用に及ばず影響が大きいと認めたときは、最長6か月の範囲内で、解約払戻金の支払を延期することができます。この場合、解約払戻金に会社の定める利率による利息を付けて支払います。

11. 保険契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人の変更

第27条（保険契約者の変更）

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 保険契約者が、保険契約者の変更を行なうときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 保険契約者が変更されたときは、会社は、保険契約者に書面等により通知します。

第28条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

- ① 保険契約者は、保険金の支払事由が生じる前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険契約者に書面等により通知します。
- ③ 第1項の通知が会社に到達した場合には、死亡保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第29条（会社への通知による生存給付金受取人の変更）

- ① 保険契約者は、生存給付金の支払事由が生じる前に限り、会社に対する通知により、生存給付金受取人を変更することができます。
- ② 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険契約者に書面等により通知します。
- ③ 第1項の通知が会社に到達した場合には、生存給付金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に生存給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第30条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- ① 第28条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険契約者に書面等により通知します。

第31条（死亡保険金受取人の死亡）

- ① 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- ② 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- ③ 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第32条（生存給付金受取人の死亡）

生存給付金受取人が生存給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、被保険者を生存給付金受取人とします。

12. 保険契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人の代表者**第33条（保険契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人の代表者）**

- ① 保険契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人が2人以上いるときは、それぞれ代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

13. 保険契約者の住所の変更**第34条（保険契約者の住所の変更）**

- ① 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下、本条において同様とします。）を変更したときは、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 被保険者の業務、転居および旅行**第35条（被保険者の業務、転居および旅行）**

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居もしくは

旅行をしても、会社は、保険契約の解除を行わず、保険契約上の責任を負います。

15. 年齢の計算ならびに年齢および性別の誤りの処理

第36条（年齢の計算）

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

第37条（年齢および性別の誤りの処理）

- ① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。
 1. 契約日における実際の年齢が会社の取扱年齢の範囲内であったときは、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなして会社の定める方法により取り扱います。
 2. 契約日における実際の年齢が会社の取扱年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により取り扱います。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、初めから実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなして会社の定める方法により取り扱います。

16. 契約者配当

第38条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

17. 時効

第39条（時効）

保険金、生存給付金、解約払戻金、その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

18. 管轄裁判所

第40条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金等の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または保険金等の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

19. 特別勘定資産の評価に不測の事態が生じた場合の特別取扱

第41条（特別勘定資産の評価に不測の事態が生じた場合の特別取扱）

- ① 会社は、特別勘定がつぎの各号の要件のいずれにも該当した場合は、本条に定める特別な取扱をすることがあります。
 1. 金融商品取引所等の取引が停止され、その日における特別勘定資産が売買できなくなったとき
 2. 前号の原因が、戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によるものであるとき
- ② 前項各号の要件のいずれにも該当した場合、会社は、会社の定める方法により、対象となる特別勘定資産を含む特別勘定（以下、本条において「当該特別勘定」といいます。）の名称および前項各号の要件のいずれにも該当した日（以下「停止日」といいます。）をただちに公表します。
- ③ 金融商品取引所等の取引が再開されたことにより、当該特別勘定が第1項第1号の要件に該当しなくなった場合、会社は、会社の定める方法により、第1項第1号の要件に該当しなくなった日（以下「再開日」といいます。）をただちに公表します。この場合、停止日から再開日の前日までの期間を当該特別勘定にかかわる取引停止期間とします。
- ④ 前項に定める取引停止期間中は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 積立金の移転の請求があった場合
 - ア. 取引停止期間中は、会社は、当該特別勘定の積立金の移転に関する請求の受付を行いません。
 - イ. 停止日以前に当該特別勘定の積立金の移転に関する請求を受け付けていた場合で、取引停止期間中に当該特別勘定の積立金の移転の効力が生じるときは、その請求は受け付けなかったものとして取り扱います。
 - ウ. 第5条（積立金の移転）第3項の規定により、自動的かつ定期的な積立金の移転が行なわれる保険契約の場合で、取引停止期間中に当該特別勘定の積立金の移転の効力が生じるときは、自動的かつ定期的な積立金の移転を行いません。
 2. 保険契約の申込があった場合
 - ア. 取引停止期間中は、会社は、一時払保険料を繰り入れる特別勘定として、当該特別勘定を指定した保険契約の申込の受付を行いません。

イ. 停止日以前に申込を受け付けていた場合でも、一時払保険料を当該特別勘定に繰り入れる日が取引停止期間中となるときは、その申込は受け付けなかったものとして取り扱います。この場合、一時払保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。

3. 保険金の支払事由が生じた場合

取引停止期間中に、当該特別勘定の積立金がある保険契約について、保険金の支払事由が生じた場合には、つぎのとおり取り扱います。

ア. 保険金の支払金額の計算にあたっては、会社が取得した停止日前の直近の価額に基づき特別勘定資産を評価し計算した積立金額を用います。

イ. 再開日末の価額に基づき特別勘定資産を評価し計算した積立金に相当する金額（以下「再開日末の積立金相当額」といいます。）が前ア. の金額を上回る場合には、再開日末の積立金相当額を用いて保険金の支払金額を改めます。

4. 生存給付金の支払事由が生じた場合

取引停止期間中に、当該特別勘定の積立金がある保険契約について、生存給付金の支払事由が生じた場合には、つぎのとおり取り扱います。

ア. 生存給付金の支払金額の計算にあたっては、再開日末の積立金相当額を用います。

イ. 第12条（生存給付金の支払に関する補則）第2項第2号の規定中、「その日の前日末の積立金額」とあるのは、「第41条（特別勘定資産の評価に不測の事態が生じた場合の特別取扱）第4項第3号イ. に定める再開日末の積立金相当額（以下、本条において「再開日末の積立金相当額」といいます。）」と読み替えます。

ウ. 第12条第3項の規定中、「生存給付金支払日の前日末の積立金額」とあるのは「再開日末の積立金相当額」と、「その生存給付金支払日」とあるのは「第41条第2項に定める停止日の直後に到来する生存給付金支払日」と読み替えます。

5. 保険契約の解約の請求があった場合

取引停止期間中に、当該特別勘定の積立金がある保険契約について、解約の請求を受け付けた場合には、会社は、第26条（解約払戻金）の規定にかかわらず、再開日の翌営業日に解約を受け付けたものとして解約されるものとし、請求書類を会社の本店が受け付けた日以後、取引停止期間中に保険金等の支払事由が生じた場合でも、保険金等を支払いません。ただし、この場合、つぎのとおり取り扱います。

ア. 売買できない特別勘定資産を含まない特別勘定の積立金については、請求を受け付けた日にそのすべてが減額されたものとして取り扱います。この場合、第21条（積立金額の減額）第2項の規定にかかわらず、請求を受け付けた日末における各特別勘定の積立金のうちの減額が行なわれる特別勘定の積立金の合計額の割合に応じて、基本保険金額も同時に減額されるものとします。

イ. 前ア. の規定により積立金額が減額された場合、会社は、請求を受け付けた日末における減額が行なわれる特別勘定の積立金の合計額から第26条（解約払戻金）第2項に定める解約控除額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。

ウ. 保険契約者は、前ア. の規定により積立金額が減額された後の保険契約について、再開日まで、解約の請求の取消を申し出ることができます。この場合、積立金額が減額された後の保険契約については、解約されなかったものとして取り扱います。ただし、減額後の基本保険金額が会社の取扱範囲内に満たない場合には、解約の請求の取消を申し出ることとはできないものとします。

6. 積立金額の減額の請求があった場合

ア. 取引停止期間中は、会社は、当該特別勘定の積立金がある保険契約について、積立金額の減額の請求の受付を行いません。

イ. 停止日以前に、当該特別勘定の積立金がある保険契約について、積立金額の減額の請求を受け付けていた場合で、積立金額の減額の効力発生日が取引停止期間中となるときは、その請求は受け付けなかったものとして取り扱います。

20. 電磁的方法による保険契約の申込等に関する特則

第42条（電磁的方法による保険契約の申込等）

- ① 保険契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法により、保険契約の申込および告知をすることができます。
- ② 前項における電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法のことをいいます。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
2	死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
3	生存給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (3) 生存給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
4	積立金の移転	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
5	保険契約内容の変更 積立金額の減額 生存給付金額の変更 生存給付金支払期間の変更 生存給付金の支払の中断および再開	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合） (4) 保険証券
6	解約（解約払戻金）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合） (4) 保険証券
7	死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
8	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧保険契約者の印鑑証明書 旧保険契約者死亡の場合 ア. 旧保険契約者の除籍謄本 イ. 相続人の戸籍抄本・印鑑証明書 (3) 保険証券
9	会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
10	会社への通知による生存給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
11	遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）		除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）		
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）		・ 飢餓・渇
・ 転倒・転落・墜落（W00～W19）		
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）		・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）		
・ 不慮の溺死及び溺水（W65～W74）		
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）		・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉（W80）
・ 電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99）		・ 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火及び火災への曝露（X00～X09）		
・ 熱及び高温物質との接触（X10～X19）		
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）		
・ 自然の力への曝露（X30～X39）		・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）		・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57）		・ 無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行及び移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）		
3. 加害にもとづく傷害及び死亡（X85～Y09）		

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
4. 法的介入及び戦争行為（Y35～Y36）	・合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的及び外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表3 対象となる所定の感染症

対象となる所定の感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
1. コレラ	A00
2. 腸チフス	A01.0
3. パラチフス A	A01.1
4. 細菌性赤痢	A03
5. 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6. ペスト	A20
7. ジフテリア	A36
8. 急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
9. ラッサ熱	A96.2
10. クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
11. マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
12. エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
13. 痘瘡	B03
14. 重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 （ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限り。）	U04

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限ります。）であるものに限り。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の感染性の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、上記の対象となる所定の感染症に含めます。

(この特約の内容)

1. 総則

第1条 特約の締結

2. 超過額の加算と累積超過額

第2条 超過額の加算と累積超過額

3. 主契約の死亡保険金等

第3条 主契約の死亡保険金等

4. 特約の消滅

第4条 特約の消滅

5. 特約内容の変更

第5条 超過給付割合の変更

第6条 超過額の判定の中断および再開

第7条 累積超過額の全部払出

第8条 超過額の支払

6. 特約の解約

第9条 特約の解約

第10条 解約払戻金

第11条 死亡保険金受取人による保険契約の存続

7. 主契約の解約払戻金

第12条 主契約の解約払戻金

8. その他の事項

第13条 特別勘定資産の評価に不測の事態が生じた場合の特別取扱

第14条 主約款の規定の準用

9. 特則

第15条 変額終身保険（災害加算・I型）に付加した場合の特則

別表 請求書類

超過給付加算特約

(この特約の内容)

この特約は、主たる保険契約に付加することにより、主たる保険契約の積立金額が一定の金額以上となった場合に、その一部の金額を累積超過額に加算すること等を主な内容とするものです。

1. 総則

第1条（特約の締結）

① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者からの申出があり、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

② この特約の締結日は、主契約の契約日とします。

③ 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の取扱範囲内で、超過給付割合を設定するものとします。

④ この特約が付加されたときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める事項のほか、超過額の加算方法または支払方法を保険証券に記載します。

2. 超過額の加算と累積超過額

第2条（超過額の加算と累積超過額）

① 会社は、一時払保険料を特別勘定に繰り入れた日の翌日以後、主契約の積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった日（ただし、会社の営業日に限ります。以下「超過給付割合到達日」といいます。）末に、被保険者が生存している場合、超過額（主契約の積立金額から基本保険金額を差し引いた金額をいいます。以下、同様とします。）と同額を主契約の積立金額から差し引きます。この場合、主契約の積立金額に対する超過額と同じ割合の金額が主契約の各特別勘定の積立金額から差し引かれるものとします。

② 前項の金額を主契約の積立金額から差し引いた場合、会社は、超過給付割合到達日の翌日に超過額を累積超過額に加算します。

③ 累積超過額は、超過額、契約日における会社の定める率および経過した年月日数により、会社の定める方法によって計算した金額とします。

④ 第1項に該当したときは、会社は、保険契約者に書面等により通知します。

3. 主契約の死亡保険金等

第3条（主契約の死亡保険金等）

主契約の死亡保険金等（被保険者が死亡した際に支払われる災害死亡保険金等を含み、名称の如何を問いません。以下、同様とします。）の支払事由が生じた日に累積超過額があるときは、主契約の死亡保険金等の支払金額は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める死亡保険金等の支払金額と被保険者が死亡した日の累積超過額の合計額とします。

4. 特約の消滅

第4条（特約の消滅）

① つぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約に年金支払移行特約（I型）付加の請求がされたとき

2. 主契約に付加された介護認知症年金支払移行特約によって、介護認知症年金支払の請求がされたとき
3. 主契約に終身保険移行特約が付加されたとき
4. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- ② 前項第1号から第3号までのいずれかの規定によりこの特約が消滅する際に累積超過額があるときは、前項第1号から第3号の取扱を行なうための請求書類を会社の本店が受け付けた日における累積超過額を主契約の解約払戻金の金額に含めるものとします。

5. 特約内容の変更

第5条（超過給付割合の変更）

- ① 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、超過給付割合を変更することができます。
- ② 保険契約者が超過給付割合の変更を請求するときは、別表に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出してください。この請求書類を会社の本店が受け付けた日を超過給付割合の変更の効力発生日とします。
- ③ 超過給付割合の変更が行なわれたときは、会社は、保険契約者に書面等により通知します。

第6条（超過額の判定の中断および再開）

- ① 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、いつでも将来に向かって、第2条（超過額の加算と累積超過額）第1項の取扱（以下「超過額の判定」といいます。）の中断を請求することができます。
- ② 超過額の判定が中断された保険契約において、保険契約者は、会社の取扱範囲内で、超過額の判定の再開を請求することができます。
- ③ 保険契約者が第1項または前項の請求をするときは、請求書類を会社に提出してください。この請求書類を会社の本店が受け付けた日を、第1項の超過額の判定の中断または前項の超過額の判定の再開の効力発生日とします。
- ④ 超過額の判定が中断または再開されたときは、会社は、保険契約者に書面等により通知します。

第7条（累積超過額の全部払出）

- ① 保険契約者は、累積超過額があるときは、いつでも将来に向かって、累積超過額の全部払出を請求することができます。
- ② 保険契約者が累積超過額の全部払出を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。この請求書類を会社の本店が受け付けた日を、累積超過額の全部払出の効力発生日とします。
- ③ 累積超過額は、前項の請求書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 主契約の死亡保険金等の支払事由が生じた事実を会社が知る前に、すでに累積超過額の全部払出がされていたときは、会社は、死亡保険金等その他の支払金額からその全部払出された金額を差し引いて支払います。

第8条（超過額の支払）

- ① 保険契約者は、あらかじめの申出によって、会社の取扱範囲内で、超過額の支払を請求することができます。この場合、第2条（超過額の加算と累積超過額）第2項の規定にかかわらず、超過額を累積超過額に加算しません。
- ② 保険契約者が前項の申出をするときは、請求書類を会社に提出してください。この請求書類を会社の本店が受け付けた日を、当該申出の効力発生日とします。
- ③ 前項の効力発生日以後、超過額が生じたことを知ったときは、保険契約者は、すみやかに請求書類を会社に提出して、その請求をしてください。
- ④ 超過額は、前項の請求書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑤ 主契約の死亡保険金等の支払事由が生じた事実を会社が知る前に、すでに超過額が支払われていたときは、会社は、死亡保険金等その他の支払金額からその超過額として支払われた金額を差し引いて支払います。
- ⑥ 第1項の申出があった保険契約において、保険契約者は、会社の取扱範囲内で、いつでも将来に向かって、超過額の支払停止の申出をすることができます。この場合、請求書類を会社の本店が受け付けた日を当該申出の効力発生日とし、以後、超過額の支払に代えて超過額を累積超過額に加算する取扱を再開します。

6. 特約の解約

第9条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は、保険契約者に書面等により通知します。
- ④ この特約を解約する場合で、累積超過額があるときには、保険契約者は、累積超過額の全部払出を請求することを要するものとします。
- ⑤ 第2項の請求書類が会社に到達した後に累積超過額の全部払出の請求書類が会社に到達したときは、第7条（累積超過額の全部払出）第2項の規定にかかわらず、第2項の請求書類を会社の本店が受け付けた日を累積超過額の全部払出の効力発生日とします。

第10条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

第11条（死亡保険金受取人による保険契約の存続）

主約款の死亡保険金受取人による保険契約の存続の規定が適用される場合には、主約款の同規定における第5項をつぎのとおり読み替えます。

- 「
- ⑤ 前項に定める超過額の支払後の第2項に定める金額は、解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額から支払った超過額を差し引いた金額とします。
- 」

7. 主契約の解約払戻金

第12条（主契約の解約払戻金）

主約款に定める解除日または解約日に累積超過額があるときは、主契約の解約払戻金の金額は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める解約払戻金の金額と主約款に定める解除日または解約日における累積超過額の合計額とします。

8. その他の事項

第13条（特別勘定資産の評価に不測の事態が生じた場合の特別取扱）

主約款に定める取引停止期間中は、第2条（超過額の加算と累積超過額）第1項の規定にかかわらず、超過額の判定を行いません。

第14条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

9. 特則

第15条（変額終身保険（災害加算・I型）に付加した場合の特則）

- ① この特約を変額終身保険（災害加算・I型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 1. 主約款に定める生存給付金の規定は適用しません。
 - 2. 第1条（特約の締結）第4項の規定をつぎのとおり読み替えます。

「 ④ この特約が付加されたときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める事項のうち、つぎの各号の事項を除くほか、超過額の加算方法または支払方法を保険証券に記載します。

 - 1. 生存給付金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - 2. 生存給付金の支払方法
 - 3. 生存給付金額
 - 4. 生存給付金支払開始日および生存給付金支払日
 - 5. 生存給付金支払期間または最後の生存給付金支払日
- ② この特約が解約された日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 1. 第1回の生存給付金支払日は、主約款の規定にかかわらず、第9条（特約の解約）第2項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて会社の取扱範囲内で保険契約者が定めた日とします。
 - 2. 会社は、保険証券の交付に代えて、前項第2号の規定により読み替えられた第1条第4項各号の事項を保険契約者に書面等により通知します。

別表 請求書類

	項目	請求書類
1	特約内容の変更 超過給付割合の変更 超過額の判定の中断および再開 累積超過額の全部払出 超過額の支払の申出および支払 超過額の支払停止の申出	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (4) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

特約

超過給付加算特約

(この特約の内容)

1. 総則

第1条 特約の締結

2. 終身保険への移行

第2条 主契約の終身保険への移行

3. 移行日以後の取扱

第3条 移行日以後の取扱

4. 特約の解約

第4条 特約の解約

5. 特約の消滅

第5条 特約の消滅

6. その他の事項

第6条 主約款の規定の準用

7. 特則

第7条 無配当外国為替連動型個人年金保険（通貨選択・Ⅰ型）または無配当外国為替連動型個人年金保険（通貨選択・Ⅱ型）に付加した場合の特則

第8条 無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・Ⅰ型）に付加した場合の特則

第9条 無配当長寿生存個人年金保険（低解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則

第10条 変額終身保険（災害加算・Ⅰ型）に付加した場合の特則

別表 移行後為替変動率

終身保険移行特約

(この特約の内容)

この特約は、主たる保険契約を終身保険に移行することを主な内容とするものです。

1. 総則

第1条（特約の締結）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の契約日からその日を含めて1年後の契約応当日以後、保険契約者からの申出があり、被保険者の同意を得たうえで、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結日は、会社の本店が請求書類を受け付けた日とします。
- ③ 第1項の規定により、この特約を主契約に付加したときは、保険証券の交付は行わず、書面により保険契約者に通知します。

2. 終身保険への移行

第2条（主契約の終身保険への移行）

- ① この特約を付加した主契約は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の締結日の翌日を終身保険への移行日（以下「移行日」といいます。）として終身保険に移行します。
- ② 終身保険に移行したときは、書面により保険契約者に通知します。

3. 移行日以後の取扱

第3条（移行日以後の取扱）

- ① 移行日以後、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 1. 死亡保険金の支払の規定

支払金額は、被保険者が死亡した日の死亡保険金額とし、死亡保険金額は、会社の定める方法により、移行日の前日における解約払戻金額（移行日当日において保険契約者に支払うべき金額がある場合にはその金額を含めるものとします。以下、本項において同様とします。）を基準として、移行日における会社の定める率により計算した金額とします。
 2. 解約払戻金の規定

会社の定める方法により、移行日の前日における解約払戻金額を基準とし、移行日からつぎのア. からウ. に定める日までの経過年月数により計算した金額（ウ. の場合は、基本保険金額の減額部分に相当する金額）とします。

ア. 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定により保険契約が解除された場合
解除の通知を発信した日。ただし、被保険者が死亡した場合は、死亡した日とします。

イ. 保険契約が解約された場合
解約日

ウ. 基本保険金額が減額された場合
減額日
 3. 基本保険金額の減額の規定

基本保険金額が減額する場合には、基本保険金額と同じ割合で死亡保険金額も減額されるものとします。

- ② 移行日以後、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。
 1. 連動通貨の選択の規定
 2. 更改時保険金額の規定
 3. 追加額、追加率、指標金利、期間係数、基準金利の規定
 4. 積立金および積立利率の規定
 5. 為替変動率の規定
 6. 基本払戻金額の規定

4. 特約の解約

第4条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

5. 特約の消滅

第5条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

6. その他の事項

第6条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

7. 特則

第7条（無配当外国為替連動型個人年金保険（通貨選択・Ⅰ型）または無配当外国為替連動型個人年金保険（通貨選択・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

- ① 第1条（特約の締結）第1項の規定にかかわらず、この特約は、主契約の契約日からその日を含めて1年後の契約応当日までの範囲内で会社の定める日以後、保険契約者からの申出があり、被保険者の同意を得たうえで、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- ② 保険契約者は、この特約を締結する際、死亡保険金額および解約払戻金額を計算する際に対象とする通貨（以下「移行後連動通貨」といいます。）をつぎの各号のうち会社の取扱範囲内で、選択するものとします。
 1. オーストラリア通貨
 2. アメリカ合衆国通貨
 3. ニュージーランド通貨
 4. 日本国通貨
- ③ 移行日以後、主約款および第3条（移行日以後の取扱）第1項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 1. 死亡保険金の支払の規定
死亡保険金の支払事由は、被保険者が死亡したとき、支払金額は、被保険者が死亡した日の死亡保険金額とし、死亡保険金額は、会社の定める方法により、移行日の前日における解約払戻金額を基準として、移行日における会社の定める率により計算した金額に別表に定める移行後為替変動率（以下「移行後為替変動率」といいます。）を乗じた金額とします。ただし、前項第4号に定める移行後連動通貨が選択された場合は移行後為替変動率を乗じない金額とします。
 2. 解約払戻金の規定
会社の定める方法により、移行日の前日における解約払戻金額を基準とし、移行日からつぎのア. からウ. に定める日までの経過年月数により計算した金額（ウ. の場合は、基本保険金額の減額部分に相当する金額）に移行後為替変動率を乗じた金額とします。ただし、前項第4号に定める移行後連動通貨が選択された場合は移行後為替変動率を乗じない金額とします。
 - ア. 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定により保険契約が解除された場合
解除の通知を発信した日。ただし、被保険者が死亡した場合は、死亡した日とします。
 - イ. 保険契約が解約された場合
解約日
 - ウ. 基本保険金額が減額された場合
減額日
 3. 基本保険金額の減額の規定
基本保険金額が減額する場合には、基本保険金額と同じ割合で死亡保険金額も減額されるものとします。
 4. 保険契約者の変更の規定
保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

5. 会社への通知による死亡保険金受取人の変更の規定

保険契約者は、死亡保険金の支払事由が生じる前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、主契約の死亡保険金受取人を変更することができます。

6. 遺言による死亡保険金受取人の変更の規定

保険契約者は、死亡保険金の支払事由が生じる前に限り、法律上有効な遺言により、主契約の死亡保険金受取人を変更することができます。

④ 移行日以後、第3条第2項の規定にかかわらず、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。

1. 連動通貨の選択の規定

2. 指標金利、基準金利の規定

3. 積立金および積立利率の規定

4. 為替変動率の規定

5. 基本払戻金額の規定

6. 据置期間の規定

7. 年金支払開始日等、年金に関する規定

⑤ 第2条（主契約の終身保険への移行）第1項の規定にかかわらず、保険契約者が主約款に定める年金支払開始日を移行日として、この特約を主契約に付加して締結する場合には、第3項の規定中、「移行日の前日における解約払戻金額」とあるのは、「主約款に定める年金原資額」と読み替えます。

第8条（無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）に付加した場合には、前条の規定を準用します。この場合、前条第4項第7号の規定中、「年金支払開始日等」とあるのは、「介護認知症年金支払開始日および年金支払開始日等」と読み替えます。

第9条（無配当長寿生存個人年金保険（低解約払戻金・I型）に付加した場合の特則）

① 主約款および第2条（主契約の終身保険への移行）第1項の規定にかかわらず、この特約を付加した主契約は、主約款に定める年金支払開始日を移行日として終身保険に移行します。

② 保険契約者は、この特約を締結する際、移行後連動通貨をつぎの各号のうち会社の取扱範囲内で、選択するものとします。

1. オーストラリア通貨

2. アメリカ合衆国通貨

3. ニュージーランド通貨

4. 日本国通貨

③ 移行日以後、主約款および第3条（移行日以後の取扱）第1項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

1. 死亡保険金の支払の規定

死亡保険金の支払事由は、被保険者が死亡したとき、支払金額は、被保険者が死亡した日の死亡保険金額とし、死亡保険金額は、会社の定める方法により、主約款に定める年金原資額を基準として、移行日における会社の定める率により計算した金額に移行後為替変動率を乗じた金額とします。ただし、前項第4号に定める移行後連動通貨が選択された場合は移行後為替変動率を乗じない金額とします。

2. 解約払戻金の規定

会社の定める方法により、主約款に定める年金原資額を基準とし、移行日からつぎのア. からウ. に定める日までの経過年月数により計算した金額（ウ. の場合は、基本保険金額の減額部分に相当する金額）に移行後為替変動率を乗じた金額とします。ただし、前項第4号に定める移行後連動通貨が選択された場合は移行後為替変動率を乗じない金額とします。

ア. 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定により保険契約が解除された場合
解除の通知を発信した日。ただし、被保険者が死亡した場合は、死亡した日とします。

イ. 保険契約が解約された場合
解約日

ウ. 基本保険金額が減額された場合
減額日

3. 基本保険金額の減額の規定

基本保険金額が減額する場合には、基本保険金額と同じ割合で死亡保険金額も減額されるものとします。

4. 保険契約者の変更の規定

保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

5. 会社への通知による死亡保険金受取人の変更の規定

保険契約者は、保険金等の支払事由が生じる前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、主契約の死亡保険金受取人を変更することができます。

6. 遺言による死亡保険金受取人の変更の規定

保険契約者は、保険金等の支払事由が生じる前に限り、法律上有効な遺言により、主契約の死亡保険金受取人を変更することができます。

- ④ 移行日以後、第3条第2項の規定にかかわらず、主約款に定める年金支払開始日等、年金に関する規定は適用しません。

第10条（変額終身保険（災害加算・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

- ① 第3条（移行日以後の取扱）第1項第3号の規定をつぎのとおり読み替えます。

「 3. 基本保険金額の減額の規定

ア. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額が会社の取扱範囲内に満たないときは、基本保険金額の減額を取り扱いません。

イ. 基本保険金額を減額する場合には、基本保険金額と同じ割合で死亡保険金額も減額されるものとします。

ウ. 主約款の積立金額の減額の請求、積立金額の減額後の取扱に関する規定は、移行日以後の基本保険金額の減額の場合に準用します」

- ② 移行日以後、第3条第2項の規定にかかわらず、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。

1. 特別勘定の規定
2. 積立金の規定
3. 災害死亡保険金の規定
4. 災害加算割合の規定
5. 生存給付金支払開始日等、生存給付金に関する規定

別表 移行後為替変動率

移行後為替変動率は、つぎの算式により計算した率とします。

$$\text{移行後為替変動率（\%）} = \frac{\text{連動日の為替レート}}{\text{移行日の前日の為替レート}} \times 100$$

- （1）連動日は、つぎのとおりとします。

・第7条（無配当外国為替連動型個人年金保険（通貨選択・Ⅰ型）または無配当外国為替連動型個人年金保険（通貨選択・Ⅱ型）に付加した場合の特則）第3項第1号または第9条（無配当長寿生存個人年金保険（低解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）第3項第1号の規定により死亡保険金が計算される場合

被保険者の死亡した日

・第7条第3項第2号ア. からウ. までまたは第9条第3項第2号ア. からウ. までの規定により解約払戻金が計算される場合

第7条第3項第2号ア. からウ. までまたは第9条第3項第2号ア. からウ. までに定める日

- （2）為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する第7条第2項第1号から第3号までまたは第9条第2項第1号から第3号までに定める移行後連動通貨の対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値を用いるものとします。また、移行日の前日または連動日に会社が為替レートを取得できない場合には、会社がその日に取得できる直前の為替レートを用います。

(この特約の内容)

1. 総則

第1条 特約の締結

2. 年金支払日

第2条 年金支払日

3. 介護認知症年金額および年金の種類

第3条 介護認知症年金額

第4条 年金の種類

4. 介護認知症年金および死亡一時金の支払

第5条 介護認知症年金および死亡一時金の支払

第6条 死亡一時金の支払に関する補則

第7条 介護認知症年金受取人および死亡一時金受取人

第8条 介護認知症年金の一括支払

第9条 介護認知症年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所

5. 特約の消滅

第10条 特約の消滅

6. 特約の解除

第11条 重大事由による解除

7. 特約の解約

第12条 特約の解約

第13条 解約払戻金

8. 介護認知症年金受取人または死亡一時金受取人の変更

第14条 会社への通知による介護認知症年金受取人または死亡一時金受取人の変更

第15条 遺言による死亡一時金受取人の変更

第16条 死亡一時金受取人の死亡

9. 死亡一時金受取人の代表者

第17条 死亡一時金受取人の代表者

10. 介護認知症年金受取人の住所の変更

第18条 介護認知症年金受取人の住所の変更

11. 契約者配当

第19条 契約者配当

12. その他の事項

第20条 時効

第21条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第22条 管轄裁判所

第23条 主契約に付加されている他の特約の取扱

第24条 主約款の規定の準用

13. 特則

第25条 無配当長寿生存個人年金保険（低解約払戻金・I型）に付加した場合の特則

別表1 請求書類

別表2 公的介護保険制度

別表3 要介護1以上の状態

別表4 対象となる認知症

備考（別表4）

別表5 薬物依存

介護認知症年金支払移行特約

(この特約の内容)

この特約は、主たる保険契約について将来の保険金等の支払に代えて、介護認知症年金支払に移行することを主な内容とするものです。

1. 総則

第1条（特約の締結）

① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主契約について将来の保険金等の支払に代えて、介護認知症年金支払に移行する旨の申出があり、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者からの申出により、被保険者の同意を得たうえで、会社が承諾したときに、この特約を主契約に付加して締結することができます。

③ この特約の締結日は、主契約の契約日とします。ただし、前項の規定によりこの特約を付加した場合は、会社の本店が請求書類を受け付けた日とします。

④ 第2項の規定により、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、書面により保険契約者に通知します。

2. 年金支払日

第2条（年金支払日）

① 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、第5条（介護認知症年金および死亡一時金の支払）第1項に定める第1回の介護認知症年金の支払事由に該当し、第1回の介護認知症年金の別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）が会社に到達した日の翌日とします。

② 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の1年ごとの応当日とします。

③ 会社は、第1回の介護認知症年金を支払う際に、年金証書を介護認知症年金受取人に交付します。

3. 介護認知症年金額および年金の種類

第3条（介護認知症年金額）

- ① 介護認知症年金額は、会社の定める方法により、年金支払開始日の前日における主契約の解約払戻金（この特約の年金支払開始日当日において確定保険金額に加算されるべき追加額がある場合にはその追加額を含めるものとします。以下「年金原資額」といいます。）を基準として、年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。
- ② 同一の被保険者について、前項の金額と会社の定める他の保険契約および特約の年金額（以下「他の年金額」といいます。）とを通算して3,000万円をこえるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 前項の規定にかかわらず、介護認知症年金額は、3,000万円から他の年金額を差し引いた金額とします。
 2. 年金原資額から前号の介護認知症年金額の年金原資に相当する金額を差し引いた残額を一時に介護認知症年金受取人に支払います。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、介護認知症年金額が10万円に満たないときは介護認知症年金支払に移行することはできません。

第4条（年金の種類）

この特約の年金の種類は、終身年金とします。

4. 介護認知症年金および死亡一時金の支払

第5条（介護認知症年金および死亡一時金の支払）

この特約において支払う介護認知症年金および死亡一時金は、つぎの表のとおりです。

名称	介護認知症年金または死亡一時金を支払う場合 （以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても介護認知症年金 または死亡一時金を支払わない場合 （以下「免責事由」といいます。）
介護認知症年金	1. 第1回の介護認知症年金 被保険者が主契約の契約日からその日を含めて1年経過後に到来する契約応当日以後において、つぎのいずれかに該当しているとき ア. 別表2の公的介護保険制度（以下「公的介護保険制度」といいます。）による要介護認定または要介護更新認定を受け、別表3の要介護1以上の状態に該当していると認定されていること イ. 別表4に定める認知症と診断確定されていること 2. 第2回以後の介護認知症年金 被保険者が第2回以後の年金支払日に生存しているとき	介護認知症年金額	介護認知症年金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の別表5に定める薬物依存 4. 戦争その他の変乱
死亡一時金	被保険者が死亡一時金保証期間（死亡一時金が支払われる期間をいい、年金支払開始日からその日を含めて支払うべき介護認知症年金の合計額がはじめて年金原資額以上となる第2回目以後の年金支払日の前日までの期間をいいます。以下、同様とします。）中に死亡したとき	年金原資額からすでに支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意により、左記の支払事由に該当したとき

第6条（死亡一時金の支払に関する補則）

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 死亡一時金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡一時金の受取人に支払います。
- ③ 被保険者が戦争その他の変乱により介護認知症年金の支払事由に該当した場合でも、その原因により介護認知症年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、介護認知症年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ④ 免責事由に該当したことにより死亡一時金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない死亡一時金部分の責任準備金。また、死亡一時金が支払われない場合で、責任準備金の額が死亡一時金の額を上回るときは死亡一時金の額を限

度とします。)を、介護認知症年金受取人(被保険者と同一人の場合は死亡時の法定相続人とし、法定相続人が2人以上いる場合には、その受取割合は均等とします。)に支払います。

- ⑤ 死亡一時金の支払事由の発生によりこの特約が消滅していた後も死亡一時金の支払より前に介護認知症年金が介護認知症年金受取人に支払われていたときは、死亡一時金その他の支払金からその支払われていた介護認知症年金を差し引きます。

第7条(介護認知症年金受取人および死亡一時金受取人)

- ① 介護認知症年金受取人は、被保険者とします。
- ② 保険契約者および主契約の死亡保険金(死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含み、名称は問いません。)の受取人(以下、本条において「死亡保険金受取人」といいます。)が同一の法人である場合には、前項の規定にかかわらず、介護認知症年金受取人をその法人とします。
- ③ 介護認知症年金受取人は、介護認知症年金支払に移行した部分について、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- ④ 介護認知症年金受取人は、年金支払開始日に、被保険者の同意を得て、死亡一時金受取人を会社の取扱範囲内で指定してください。
- ⑤ 死亡一時金の支払事由の発生時に、死亡一時金受取人が指定されていないときは、年金支払開始日の前日における死亡保険金受取人を死亡一時金受取人とします。
- ⑥ 前項に定める場合において、死亡一時金の支払事由の発生前に死亡保険金受取人が死亡していたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人)で死亡一時金の支払事由の発生時に生存している者を死亡一時金受取人とします。
 2. 前号の規定により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第8条(介護認知症年金の一括支払)

介護認知症年金受取人は、死亡一時金保証期間中に限り、年金原資額からすでに支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額がある場合、将来の介護認知症年金の支払にかえて、その金額の一括支払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 介護認知症年金受取人が介護認知症年金の一括支払を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。この請求による支払時期および支払場所については、次条の規定を準用します。
2. 介護認知症年金の一括支払が請求されたときは、年金原資額からすでに支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額を支払います。

第9条(介護認知症年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所)

- ① 介護認知症年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類を会社に提出して、その請求をしてください。
- ② 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険金、年金および給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による介護認知症年金および死亡一時金の支払の場合に準用します。

5. 特約の消滅

第10条(特約の消滅)

- ① つぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
 1. 主契約に年金支払移行特約(I型)が付加されたとき
 2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 3. 第8条(介護認知症年金の一括支払)の規定により、介護認知症年金の一括支払がされたとき
- ② 前項の規定により、この特約が消滅したときは、介護認知症年金に対応する払戻金はありません。

6. 特約の解除

第11条(重大事由による解除)

- ① 主約款の重大事由による解除に関する規定は、この特約の重大事由による解除の場合に準用します。
- ② 前項の規定によりこの特約を解除した場合には、主約款の支払金に関する規定にかかわらず、第8条(介護認知症年金の一括支払)の規定により会社が一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を介護認知症年金受取人に支払います。
- ③ 介護認知症年金受取人のみが主約款に定める反社会的勢力に係る事由に該当し、その介護認知症年金受取人が介護認知症年金の一部の受取人であるときは、主約款の規定にかかわらず、その介護認知症年金受取人についての特約部分のみを解除します。この場合、主約款の支払金および前項の規定にかかわらず、解除した特約部分について、第8条の規定により会社が一括支払の請求を受け付けたものとして

計算した金額を介護認知症年金受取人に支払います。

7. 特約の解約

第12条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第13条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

8. 介護認知症年金受取人または死亡一時金受取人の変更

第14条（会社への通知による介護認知症年金受取人または死亡一時金受取人の変更）

- ① 介護認知症年金受取人は、年金支払開始日以後、会社に対する通知により、介護認知症年金受取人を被保険者に変更することができます。
- ② 介護認知症年金受取人は、年金支払開始日以後、死亡一時金の支払事由が生じる前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- ③ 前2項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。この場合、会社は、介護認知症年金受取人に書面により通知します。
- ④ 第1項または第2項の通知が会社には到達した場合には、介護認知症年金受取人または死亡一時金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項または第2項の通知が会社には到達する前に変更前の介護認知症年金受取人または死亡一時金受取人に介護認知症年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の介護認知症年金受取人または死亡一時金受取人から介護認知症年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第15条（遺言による死亡一時金受取人の変更）

- ① 前条に定めるほか、介護認知症年金受取人は、死亡一時金の支払事由が生じる前に限り、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- ② 前項の死亡一時金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による死亡一時金受取人の変更は、介護認知症年金受取人が死亡した後、介護認知症年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

第16条（死亡一時金受取人の死亡）

- ① 死亡一時金受取人の死亡時以後、死亡一時金受取人の変更が行なわれていない間に死亡一時金の支払事由が生じたときは、死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で死亡一時金の支払事由の発生時に生存している者を死亡一時金受取人とします。
- ② 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

9. 死亡一時金受取人の代表者

第17条（死亡一時金受取人の代表者）

- ① 死亡一時金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡一時金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡一時金受取人の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。

10. 介護認知症年金受取人の住所の変更

第18条（介護認知症年金受取人の住所の変更）

- ① 介護認知症年金受取人が住所（通信先を含みます。以下、本条において同様とします。）を変更したときは、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
- ② 介護認知症年金受取人から前項の通知がなく、介護認知症年金受取人の住所を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、介護認知症年金受取人に到達したものとみなします。

11. 契約者配当

第19条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. その他の事項

第20条（時効）

年金、一時金その他のこの特約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

第21条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- ① 会社は、介護認知症年金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正が行なわれ、その改正内容が介護認知症年金の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、介護認知症年金の支払事由を変更することがあります。
- ② 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かって介護認知症年金の支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により介護認知症年金の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。

第22条（管轄裁判所）

この特約における介護認知症年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または介護認知症年金もしくは死亡一時金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

第23条（主契約に付加されている他の特約の取扱い）

- ① 主契約を介護認知症年金支払に移行した場合、移行した部分について、主契約に付加されている他の特約の特約条項の規定の適用にあたっては、主契約が解約されたものとして取り扱います。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約に付加されている定期支払特約における定期支払日がこの特約の年金支払開始日と同日の場合には、その日における定期支払金は支払われるものとして取り扱います。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、主契約に外貨支払特約が付加されている場合には、外貨支払特約は消滅したものとして取り扱います。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

13. 特則

第25条（無配当長寿生存個人年金保険（低解約払戻金・I型）に付加した場合の特則）

保険契約者が主約款に定める年金支払開始日をこの特約における年金支払開始日として介護認知症年金の支払を請求する場合には、第3条（介護認知症年金額）第1項の規定中、「年金支払開始日の前日における主契約の解約払戻金額（この特約の年金支払開始日当日において確定保険金額に加算されるべき追加額がある場合にはその追加額を含めるものとします。以下「年金原資額」といいます。）」とあるのは、「主契約の普通保険約款に定める年金原資額（以下「年金原資額」といいます。）」と読み替えます。

別表 1 請求書類

	項目	請求書類
1	介護認知症年金の支払 介護認知症年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（ただし、第 1 回の介護認知症年金支払に限る。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書（ただし、第 1 回の介護認知症年金支払に限る。） (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (5) 介護認知症年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 年金証書（第 1 回の介護認知症年金支払の場合には保険証券）
2	死亡一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 年金証書
3	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	会社への通知による介護認知症年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧介護認知症年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
5	会社への通知による死亡一時金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 介護認知症年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
6	遺言による死亡一時金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表 2 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表 3 要介護 1 以上の状態

「要介護 1 以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年 4 月 30 日 厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項に規定する要介護 1 から要介護 5 までのいずれかの状態をいいます。

別表 4 対象となる認知症

「対象となる認知症」とは、医師により器質性認知症と診断確定され、器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

上記の器質性認知症の診断は、つぎの 1. および 2. の検査によってなされることを要します。

1. 認知機能検査
2. 画像検査

上記の検査がなされない場合で、他の所見によって器質性認知症と医師により診断され、その診断の根拠が明らかであるときは、会社は、上記の検査を行わない診断を認めることがあります。

備考（別表4）

1. 器質性認知症

- (1) 対象となる器質性認知症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、以下の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2
パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、 ・せん妄、認知症に重なったもの	F05.1

- (注) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表に掲げる疾病以外に該当する疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる器質性認知症に含めることがあります。

- (2) 器質性認知症の診断は、つぎのいずれにも該当する器質性認知症であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全体的に低下したものであること
- (3) 前(2)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表5 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

年金支払移行特約（I型）目次

（この特約の内容）

1. 総則

第1条 特約の締結

2. 年金支払日

第2条 年金支払日

3. 年金額および年金の種類

第3条 年金額

第4条 年金の種類

4. 年金の支払

第5条 年金の支払

第6条 特約年金受取人および
特約後継年金受取人

第7条 年金の分割支払

第8条 年金の一括支払

第9条 年金の支払に関する補則

第10条 年金の請求、支払の時期および場所

5. 特約の解除

第11条 重大事由による解除

6. 特約の解約

第12条 特約の解約

7. 会社への通知による特約年金受取人 または特約後継年金受取人の変更

第13条 会社への通知による特約年金受取人
または特約後継年金受取人の変更

8. 契約者配当

第14条 契約者配当金

9. その他の事項

第15条 時効

第16条 管轄裁判所

第17条 主約款の規定の準用

10. 特則

第18条 無配当変額保険（最低満期保証・I型）
に付加した場合の特則

第19条 無配当特別終身保険（I型）に
付加する場合の特則

別表 請求書類

年金支払移行特約（I型）

（この特約の内容）

この特約は、主たる保険契約の全部について将来の保険金等の支払に代えて、年金支払に移行することを
主な目的とするものです。

1. 総則

第1条（特約の締結）

- ① この特約は、保険契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について将来の保険金等の支払に代えて、年金支払に移行する旨の申出があり、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結日は、会社の本店が請求書類を受け付けた日の翌日とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、つぎの場合はこの特約を締結することはできません。
 1. 第3条（年金額）第1項の年金額が10万円に満たないとき
 2. 主契約の契約日からこの特約の締結日の前日までの期間が1年未満であるとき
- ④ この特約が締結されたときは、会社は、年金証書を特約年金受取人に交付します。
- ⑤ 前項までの規定にかかわらず、この特約は、外貨支払特約と重複して主契約に付加することはできません。

2. 年金支払日

第2条（年金支払日）

- ① 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、この特約の締結日とします。
- ② 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の1年ごとの応当日とします。

3. 年金額および年金の種類

第3条（年金額）

- ① 年金額は、会社の定める方法により、この特約の締結日の前日における主契約の解約払戻金額（以下「年金原資額」といいます。）を基準として、この特約の締結日における会社の定める率により計算した金額とします。
- ② 同一の被保険者について、前項の金額と会社の定める他の保険契約および特約の年金額（以下「他の年金額」といいます。）とを通算して3,000万円をこえるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 前項の規定にかかわらず、年金額は、3,000万円から他の年金額を差し引いた金額とします。
 2. 年金原資額から前号の年金額の年金原資に相当する金額を差し引いた残額を一時に特約年金受取人に支払います。

第4条（年金の種類）

この特約の年金の種類は、つぎのいずれかとします。

1. 確定年金
2. 保証期間付終身年金
3. 年金原資確保型終身年金

4. 年金の支払

第5条（年金の支払）

この特約において支払う年金は、つぎのとおりです。

年金の種類	年金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支 払 金 額	受 取 人
確定年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	特約年金受取人
	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	
保証期間付 終身年金	被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額	
	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	
年金原資 確保型 終身年金	被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額	
	被保険者が年金原資保証期間（年金支払開始日からその日を含めて支払うべき年金の合計額がはじめて年金原資額以上となる第2回以後の年金支払日の前日までの期間をいいます。以下、同様とします。）中に死亡したとき	年金原資額からすでに支払事由が生じた年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額	

第6条（特約年金受取人および特約後継年金受取人）

- ① 特約年金受取人は、保険契約者または被保険者の中から保険契約者が指定するものとします。
- ② 特約年金受取人は、この特約の締結日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- ③ 保険契約者（この特約の締結日以後は特約年金受取人）は、この特約の締結時に、被保険者の同意を得て、特約年金受取人が死亡したときにその特約年金受取人のこの特約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下「特約後継年金受取人」といいます。）を会社の取扱範囲内で指定してください。
- ④ 特約年金受取人が死亡したときは、特約後継年金受取人が、特約年金受取人のこの特約上の一切の権利義務を承継するものとし、新たに特約年金受取人になるものとします。ただし、特約年金受取人の死亡時に、特約後継年金受取人がすでに死亡しているとき、または特約後継年金受取人が指定されていないときは、被保険者（被保険者がすでに死亡しているときは、特約年金受取人の法定相続人）が特約後継年金受取人になるものとします。
- ⑤ 前項の規定により特約年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、故意に特約年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、特約後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
- ⑦ 特約年金受取人のこの特約上の一切の権利義務を承継した特約後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、新たに特約後継年金受取人を会社の取扱範囲内で指定してください。

第7条（年金の分割支払）

- ① 年金支払開始日以後、特約年金受取人は、年金の支払方法について、つぎの各号のいずれかにより、年金額を等分して支払う年金の分割支払を選択することができます。この場合、請求書類（別表）を会社に提出してください。
 1. 年金支払日およびその半年目の応当日に支払う方法
 2. 年金支払日およびその3か月単位の応当日に支払う方法
 3. 年金支払日およびその2か月単位の応当日に支払う方法
 4. 年金支払日およびその月単位の応当日に支払う方法
- ② 前項の規定にかかわらず、等分して支払う金額が10万円に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。
- ③ 年金額を等分して支払うときは、会社の定める利率による利息をつけて支払います。
- ④ 第1項第3号の支払方法の場合、特約年金受取人から特に申出があるときは、分割した年金額を、会社の定める利率による利息をつけて1か月間据え置くことができます。
- ⑤ 被保険者が死亡した場合で、かつ、その死亡日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、特

約年金受取人はその未支払分について、つぎのいずれかの受取方法を指定してください。

1. 引き続き分割して受け取る方法
2. 一括して受け取る方法

- ⑥ 特約年金受取人が次条の規定により、年金の一括支払を請求する場合、その請求日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して特約年金受取人に支払います。
- ⑦ 年金支払開始日後、特約年金受取人は、年金の支払方法を変更することができます。この場合、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ⑧ 前項の規定により年金の支払方法を変更した場合、その効力はつぎの保険年度における年金の支払より生じるものとします。
- ⑨ 特約年金受取人が死亡した場合は、特約後継年金受取人に未支払分を支払います。この場合、前条の規定を準用します。

第8条（年金の一括支払）

- ① 年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日以後、特約年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない年金支払期間中の年金の一括支払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 特約年金受取人が年金の一括支払を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
 2. 年金の一括支払が請求されたときは、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
 3. 年金を一括支払したときは、この特約は一括支払した時に消滅します。
- ② 年金の種類が保証期間付終身年金の場合、年金支払開始日以後、特約年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない保証期間中の年金の一括支払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 特約年金受取人が年金の一括支払を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
 2. 年金の一括支払が請求されたときは、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
 3. 年金を一括支払したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 被保険者が、保証期間経過後の年金支払日に生存しているときは、年金を継続して支払います。
 - イ. 年金を一括支払した後、保証期間中に被保険者が死亡したときは、この特約は被保険者の死亡時に消滅します。
 - ウ. 第9条（年金の支払に関する補則）第2項の規定により、年金の継続支払を行なっている場合は、この特約は一括支払した時に消滅します。
- ③ 年金の種類が年金原資確保型終身年金の場合、特約年金受取人は、年金原資保証期間中に限り、年金原資額からすでに支払事由が生じた年金の合計額を差し引いた金額がある場合、将来の年金の支払にかえて、その金額の一括支払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 特約年金受取人が年金の一括支払を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
 2. 年金の一括支払が請求されたときは、年金原資額からすでに支払事由が生じた年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額を支払います。
 3. 年金を一括支払したときは、この特約は一括支払した時に消滅します。

第9条（年金の支払に関する補則）

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 第5条（年金の支払）の規定により、被保険者が死亡した場合に年金支払期間もしくは保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額または年金原資額からすでに支払事由が生じた年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額を支払うときは、特約年金受取人はその一時支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。この場合、この特約は年金支払期間、保証期間または年金原資保証期間が満了するまで消滅しないものとし、会社は、年金支払期間中、保証期間中または年金原資保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払います。

第10条（年金の請求、支払の時期および場所）

- ① 年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類（別表）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ② 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の年金および給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による年金の支払の場合に準用します。

5. 特約の解除

第11条（重大事由による解除）

- ① 主約款の重大事由による解除に関する規定は、この特約の重大事由による解除の場合に準用します。
- ② 前項の規定によりこの特約を解除した場合には、主約款の支払金に関する規定にかかわらず、第8条（年金の一括支払）の規定により会社が一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を特約年金受取人に支払います。
- ③ 特約年金受取人のみが主約款に定める反社会的勢力に係る事由に該当し、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、主約款の規定にかかわらず、その特約年金受取人についての特約部分のみを解除します。この場合、主約款の支払金および前項の規定にかかわらず、解除した特約部分について、第8条（年金の一括支払）の規定により会社が一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を特約年金受取人に支払います。

6. 特約の解約

第12条（特約の解約）

この特約を解約することはできません。

7. 会社への通知による特約年金受取人または特約後継年金受取人の変更

第13条（会社への通知による特約年金受取人または特約後継年金受取人の変更）

- ① 特約年金受取人は、年金支払開始日以後、会社に対する通知により、特約年金受取人を被保険者に変更することができます。
- ② 特約年金受取人は、年金支払開始日以後、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、特約後継年金受取人を変更することができます。
- ③ 前2項の通知をするときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。この場合、会社は、年金証書に裏書します。
- ④ 第1項または第2項の通知が会社に到達した場合には、特約年金受取人または特約後継年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項または第2項の通知が会社に到達する前に変更前の特約年金受取人または特約後継年金受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約年金受取人または特約後継年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 遺言による特約年金受取人または特約後継年金受取人の変更は取り扱いません。

8. 契約者配当

第14条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当はありません。

9. その他の事項

第15条（時効）

年金、その他のこの特約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

第16条（管轄裁判所）

この特約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または年金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

第17条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

10. 特則

第18条（無配当変額保険（最低満期保証・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

終身保障移行特則を適用した無配当変額保険（最低満期保証・Ⅰ型）にこの特約を付加した場合には、第3条の規定中、「解約払戻金額」とあるのは「責任準備金に相当する金額」と読み替えます。

第19条（無配当特別終身保険（Ⅰ型）に付加する場合の特則）

- ① 主契約が払済保険または延長保険に変更されているときは、この特約を締結することはできません。
- ② 主契約にこの特約を付加した場合、第3条の規定中、「解約払戻金額」とあるのは「解約払戻金額（保険契約者に対する貸付金がある場合にはその元利金を、また、未払込の保険料がある場合にはその金額を差し引いた残額）」と読み替えます。

特約

年金支払移行特約（I型）

(この特約の内容)

1. 総則

- 第1条 特約の締結
第2条 年金基金の設定

2. 年金支払日

- 第3条 年金支払日

3. 年金額および年金の種類

- 第4条 年金額
第5条 年金の種類

4. 年金および死亡一時金の支払

- 第6条 遺族年金受取人および死亡一時金受取人
第7条 年金および死亡一時金の支払
第8条 年金および死亡一時金の支払に関する補則
第9条 年金の一括支払
第10条 年金および死亡一時金の据置支払
第11条 年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所

5. 特約の消滅

- 第12条 特約の消滅

6. 特約の解除

- 第13条 重大事由による解除

7. 特約の解約

- 第14条 特約の解約

8. 特約内容の変更

- 第15条 年金支払期間の変更

9. 遺族年金受取人または死亡一時金受取人の変更

- 第16条 会社への通知による遺族年金受取人または死亡一時金受取人の変更
第17条 死亡一時金受取人の死亡

10. 死亡一時金受取人の代表者

- 第18条 死亡一時金受取人の代表者

11. 契約者配当

- 第19条 契約者配当

12. その他の事項

- 第20条 時効
第21条 管轄裁判所
第22条 主約款の規定の準用

13. 特則

- 第23条 主契約における給付等の名称に関する特則

別表 請求書類

新遺族年金支払特約

(この特約の内容)

この特約は、主たる保険契約または特約の死亡給付金等の全部または一部について、一時金による支払に代えて、年金により支払うことを主な目的とするものです。

1. 総則

第1条 (特約の締結)

- ① この特約は、つぎの場合に、会社の承諾を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）または年金支払移行特約（変額年金保険用）に付加して締結します。
1. 主契約の締結の際、保険契約者から申出があったとき
 2. 主契約の締結後、主契約の死亡給付金または災害死亡給付金（主契約に終身保障移行特則を適用した場合は、終身死亡保障部分の死亡給付金または災害死亡給付金とします。以下、同様とします。）の支払事由の発生前に、保険契約者から申出があったとき
 3. 主契約の年金の種類が保証金額付終身年金の場合、主契約の年金支払開始日以後で、かつ、被保険者が死亡する前に、年金受取人から申出があったとき
 4. 年金支払移行特約（変額年金保険用）の年金の種類が保証金額付終身年金の場合、当該特約の年金支払開始日以後で、かつ、被保険者が死亡する前に、特約年金受取人から申出があったとき
- ② 前項のほか、この特約は、次の各号に定める金額（以下「給付金等」といいます。）の支払事由発生後に、その受取人から申出があった場合、会社の承諾を得て、締結します。ただし、給付金等の支払後は、この特約を締結することはできません。
1. 主契約の死亡給付金
 2. 主契約の災害死亡給付金
 3. 主契約の年金の種類が保証金額付終身年金の場合で、年金支払開始日以後に被保険者が死亡した場合に支払われる金額
 4. 年金支払移行特約（変額年金保険用）の年金の種類が保証金額付終身年金の場合で、年金支払開始日以後に被保険者が死亡した場合に支払われる金額
- ③ 同一の給付金等について受取人が2人以上いるときは、それぞれの受取人について、別個にこの特約を締結するものとします。
- ④ 前項までの規定にかかわらず、この特約は、外貨支払特約と重複して主契約に付加することはできません。

第2条（年金基金の設定）

- ① この特約が締結された場合、給付金等の支払事由が生じた日（給付金等の支払事由が生じた後にこの特約を締結したときは、この特約を締結した日）を年金基金設定日として、会社の取扱範囲内で、給付金等の全部または一部を年金基金として充当します。
- ② 年金基金が設定されたときは、会社は、年金証書を遺族年金受取人に交付します。

2. 年金支払日

第3条（年金支払日）

- ① 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、年金基金設定日からその日を含めて1年を経過した日とします。
- ② 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の1年ごとの応当日とします。

3. 年金額および年金の種類

第4条（年金額）

- ① 年金額は、会社の定める方法により、年金基金設定日における会社の定める率により計算した金額とします。
- ② 前項の年金額が10万円に満たないときは、年金の支払を行いません。

第5条（年金の種類）

この特約の年金の種類は、確定年金とし、あらかじめ定めた年金支払期間中、年金を支払います。

4. 年金および死亡一時金の支払

第6条（遺族年金受取人および死亡一時金受取人）

- ① 遺族年金受取人は、年金基金に充当される給付金等の受取人とします。
- ② 遺族年金受取人（遺族年金受取人が法人の場合は除きます。）は、年金基金設定の際に、遺族年金受取人が死亡したときにその遺族年金受取人のこの特約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下「死亡一時金受取人」といいます。）を会社の取扱範囲内で指定してください。
- ③ 遺族年金受取人が死亡したときは、死亡一時金受取人が、遺族年金受取人のこの特約上の一切の権利義務を承継するものとします。ただし、死亡一時金受取人が指定されていないときは、遺族年金受取人の法定相続人が死亡一時金受取人になるものとします。
- ④ 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、故意に遺族年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、死亡一時金受取人としての取扱を受けることができません。
- ⑥ 遺族年金受取人が、死亡一時金受取人の指定を行なうときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。

第7条（年金および死亡一時金の支払）

- ① この特約において支払う年金および死亡一時金は、つぎの表のとおりです。

名 称	年金または死亡一時金を支払う場合 （以下「支払事由」といいます。）	支 払 金 額	受 取 人
年 金	遺族年金受取人が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	遺族年金受取人
死亡一時金	遺族年金受取人が年金基金設定日以後、年金支払開始日前に死亡したとき	遺族年金受取人が死亡した日の年金基金の価額	死亡一時金 受取人
	遺族年金受取人が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

- ② 前項の規定にかかわらず、遺族年金受取人が法人の場合、この特約において支払われる年金はつぎの表のとおりです。

名 称	支 払 事 由	支 払 金 額	受 取 人
年 金	年金支払期間中の年金支払日が到来したとき	年金額	遺族年金受取人

第8条（年金および死亡一時金の支払に関する補則）

- ① 遺族年金受取人の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、遺族年金受取人が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 前条第1項の規定により死亡一時金を支払うときは、死亡一時金受取人はその一時支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。この場合、この特約は年金支払期間が満了するまで消滅しないものとし、会社は、年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払います。
- ③ 前項の規定による年金の継続支払の請求後、年金支払期間中の最後の年金支払日前にその死亡一時金受取人が死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 会社は、死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人を死亡一時金受取人とし、つぎの金額を一時に支払います。
 - ア. 年金基金設定日以後、年金支払開始日前に死亡一時金受取人が死亡したとき
死亡一時金受取人が死亡した日の年金基金の価額
 - イ. 年金支払開始日以後、最後の年金支払日前に死亡一時金受取人が死亡したとき
年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額
 2. 死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人が前号に定める金額を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
 3. 死亡一時金受取人の生死が不明の場合については、第1項の規定を準用します。
 4. 第1号に定める金額の支払時期および支払場所については、第11条（年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。
- ④ 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、故意に死亡一時金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、死亡一時金受取人としての取扱を受けることができません。

第9条（年金の一括支払）

遺族年金受取人（前条第2項の規定により、年金の継続支払を行なっている場合には、死亡一時金受取人）は、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、まだ年金支払日が到来していない年金支払期間中の年金の一括支払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 遺族年金受取人（前条第2項の規定により、年金の継続支払を行なっている場合には、死亡一時金受取人）が年金の一括支払を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
2. 年金の一括支払が請求されたときは、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
3. 年金を一括支払したときは、この特約は一括支払した時に消滅します。

第10条（年金および死亡一時金の据置支払）

- ① 遺族年金受取人（第8条（年金および死亡一時金の支払に関する補則）第2項の規定により、年金の継続支払を行なっている場合には、死亡一時金受取人）は、年金の支払方法について、会社の取扱範囲内で、据置支払の方法を選択することができます。
- ② 遺族年金受取人（死亡一時金の支払事由発生後は死亡一時金受取人）は、死亡一時金の支払方法について、会社の取扱範囲内で、その全部または一部につき、即時支払の方法に代えて、据置支払の方法を選択することができます。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、据置支払の方法の選択を取り扱いません。
 1. 選択後の据置金額が10万円に満たない場合
 2. 据置期間がこの特約の保険期間に相当する期間または10年間のいずれか短い期間をこえる場合

第11条（年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 死亡一時金の支払事由の生じたことを知ったときは、その受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類（別表）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の年金および給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による年金または死亡一時金の支払の場合に準用します。

5. 特約の消滅

第12条（特約の消滅）

主契約または年金支払移行特約（変額年金保険用）が給付金等の支払以外の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

6. 特約の解除

第13条（重大事由による解除）

- ① 主約款の重大事由による解除に関する規定は、この特約の重大事由による解除の場合に準用します。
- ② 前項の規定によりこの特約を解除した場合には、主約款の支払金に関する規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 年金基金設定日以後、年金支払開始日前にこの特約を解除したとき
第14条（特約の解約）の規定により会社が解約の請求を受け付けたものとして計算した金額を遺族年金受取人に支払います。
 2. 年金支払開始日以後にこの特約を解除したとき
第9条（年金の一括支払）の規定により会社が一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を遺族年金受取人に支払います。
 3. 前2号の規定にかかわらず、死亡一時金の支払事由が生じた後にこの特約を解除したとき
死亡一時金と同額の金額（年金支払開始日以後、第8条（年金および死亡一時金の支払に関する補則）第2項の規定により年金の継続支払を行っている場合には、第9条（年金の一括支払）の規定により会社が一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額）を死亡一時金受取人に支払います。
- ③ 第8条（年金および死亡一時金の支払に関する補則）第2項の規定による年金の継続支払中に、死亡一時金受取人が主約款に定める反社会的勢力に係る事由に該当し、その死亡一時金受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、主約款の規定にかかわらず、その死亡一時金受取人についての特約部分のみを解除します。この場合、主約款の支払金および前項第3号の規定にかかわらず、解除した特約部分について、第9条（年金の一括支払）の規定により会社が一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を死亡一時金受取人に支払います。

7. 特約の解約

第14条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、主契約の死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 年金受取人は、主契約の年金支払開始日以後、被保険者が死亡する前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ③ 年金支払移行特約（変額年金保険用）の特約年金受取人は、当該特約の年金支払開始日以後、被保険者が死亡する前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ④ 遺族年金受取人は、あらかじめ保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は年金受取人として）から特に申出がない限り、年金基金設定日以後、年金支払開始日前であれば、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ⑤ 前項の場合、会社は、解約時の年金基金の価額を遺族年金受取人に支払います。
- ⑥ 本条の規定によりこの特約の解約を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ⑦ 第5項の規定により支払われる解約時の年金基金の価額の支払時期および支払場所については、第11条（年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

8. 特約内容の変更

第15条（年金支払期間の変更）

- ① 保険契約者は、主契約の死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由の発生前に限り、会社の取扱範囲内で、年金支払期間を変更することができます。
- ② 年金受取人は、主契約の年金支払開始日以後、被保険者が死亡する前に限り、会社の取扱範囲内で、年金支払期間を変更することができます。
- ③ 年金支払移行特約（変額年金保険用）の特約年金受取人は、当該特約の年金支払開始日以後、被保険者が死亡する前に限り、会社の取扱範囲内で、年金支払期間を変更することができます。
- ④ 遺族年金受取人は、あらかじめ保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は年金受取人として）から特に申出のない限り、年金基金設定日以後、年金支払開始日前であれば、会社の取扱範囲内で、年金支払期間を変更することができます。
- ⑤ 前4項の規定により年金支払期間の変更を請求する場合、保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は年金受取人とし、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合は特約年金受取人として）は、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ⑥ 年金支払期間が変更されたときは、会社はその旨を保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は年金受取人とし、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合は特約年金受取人として）に通知します。

す。)に書面により通知します。

9. 遺族年金受取人または死亡一時金受取人の変更

第16条 (会社への通知による遺族年金受取人または死亡一時金受取人の変更)

- ① 遺族年金受取人は、あらかじめ保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は、年金受取人とします。また、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合は特約年金受取人とします。）から特に申出のない場合、年金基金設定日以後、年金支払開始日前に限り、会社に対する通知によりこの特約上の一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者をあらたな遺族年金受取人とすることができます。
- ② 遺族年金受取人は、死亡一時金の支払事由が生じる前に限り、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- ③ 前2項の通知をするときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。この場合、会社は、年金証書に裏書します。
- ④ 第1項または第2項の通知が会社には到達した場合には、遺族年金受取人または死亡一時金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項または第2項の通知が会社には到達する前に変更前の遺族年金受取人または死亡一時金受取人に遺族年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の遺族年金受取人または死亡一時金受取人から遺族年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 遺言による遺族年金受取人または死亡一時金受取人の変更は取り扱いません。

第17条 (死亡一時金受取人の死亡)

- ① 死亡一時金受取人の死亡時以後、死亡一時金受取人の変更が行われていない間に死亡一時金の支払事由が生じたときは、死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で死亡一時金の支払事由の発生時に生存している者を死亡一時金受取人とします。
- ② 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

10. 死亡一時金受取人の代表者

第18条 (死亡一時金受取人の代表者)

- ① 死亡一時金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡一時金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡一時金受取人の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。

11. 契約者配当

第19条 (契約者配当)

この特約に対する契約者配当はありません。

12. その他の事項

第20条 (時効)

年金、死亡一時金、その他のこの特約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

第21条 (管轄裁判所)

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または年金もしくは死亡一時金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

第22条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

13. 特則

第23条 (主契約における給付等の名称に関する特則)

この特約を付加した主契約における給付等の名称が、死亡保険金または死亡時払戻金もしくは災害死亡保険金である場合には、この特約条項中の「死亡給付金」とあるのは「死亡保険金」または「死亡時払戻金」と、「災害死亡給付金」とあるのは「災害死亡保険金」と、「給付金等」とあるのは「保険金等」と読み替えます。

別表 請求書類

	項目	請求書類
1	年金基金の設定	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金基金に充当される給付金等の請求書類（ただし、給付金等の支払請求書は除きます。）
2	年金 年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金受取人（第8条第2項の規定により、年金の継続支払を行なっている場合には、死亡一時金受取人）の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金証書
3	死亡一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金受取人の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (3) 死亡一時金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書
4	第8条第3項第1号に定める金額	(1) 会社所定の請求書 (2) 死亡一時金受取人の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (3) 死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書
5	特約内容の変更 年金支払期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は年金受取人とし、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合は特約年金受取人とします。また、年金基金設定日以後は遺族年金受取人とします。）の印鑑証明書 (3) 保険証券（主契約の年金支払開始日以後、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合、または年金基金設定日以後は年金証書）
6	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は年金受取人とし、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合は特約年金受取人とします。また、年金基金設定日以後は遺族年金受取人とします。）の印鑑証明書 (3) 保険証券（主契約の年金支払開始日以後、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合、または年金基金設定日以後は年金証書）
7	会社への通知による 遺族年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧遺族年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
8	死亡一時金受取人の指定 会社への通知による 死亡一時金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

特約

新遺族年金支払特約

(この特約の内容)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第5条 指定代理請求人への解除通知
- 第6条 特約の解約
- 第7条 特約を付加した場合の取扱
- 第8条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用
- 第9条 学資保障保険等に付加した場合の特則
- 第10条 生存給付金付特殊養老保険等に付加した場合の特則
- 第11条 共存給付金付連生定期保険（88）等に付加した場合の特則
- 第12条 会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則
- 第13条 会社の定める定額個人年金保険に付加した場合の特則

- 第14条 主契約に年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則
- 第15条 主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則
- 第16条 遺族年金支払特約等による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
- 第17条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
- 第18条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
- 第19条 主契約に介護年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則
- 第20条 主契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の場合の特則

別表 請求書類

指定代理請求特約

(この特約の内容)

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定または変更指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを主な目的とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除、一括支払の請求およびその受領を含み、給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

1. 被保険者が受取人に指定されている保険金等
2. 被保険者が受け取ることとなる保険金等
3. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等
4. 前3号に定める保険金等とともに支払われる金額
5. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）

- ① この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がされなかったものとみなします。

1. つぎの範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の3親等内の親族
2. 前号のほか、つぎの範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - ア. 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている者
 - イ. 被保険者の財産管理を行なっている者
 - ウ. 死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含み、名称の如何を問いません。）の受取人

エ. その他前ア. からウ. までの掲げる者と同等の関係にある者

- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、必要書類（別表）を提出してください。
- ⑤ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をした場合は、保険契約者に書面により通知します。

第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

- ① 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定めるいずれかの事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定された指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 1. 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合
 2. 傷病名（会社が認めるものに限ります。）の告知を受けていない場合
 3. その他前2号に準じた状態である場合
- ② 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- ③ 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、第1号に該当するときは、第2号に定める者が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 1. つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - イ. 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - ウ. 指定代理請求人が指定されていない場合
 - エ. 指定代理請求人が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合またはこれに準じる状態であると会社が認めた場合
 2. つぎの範囲内の者
 - ア. 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者
 - イ. 前ア. に該当する者がいない場合、または前ア. に該当する者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、その受取人と同居しまたはその受取人と生計を一にしている3親等内の親族
 - ウ. 前ア. およびイ. に該当する者がいない場合、または前ア. およびイ. に該当する者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者
- ④ 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
 1. 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者
 2. 故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者
- ⑥ 事実の確認に際し、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。また、会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同じとします。

第5条（指定代理請求人への解除通知）

この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加されている特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

1. 告知義務違反による解除
2. 重大事由による解除

第6条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、必要書類（別表）を提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険契約者に書面により通知します。

第7条（特約を付加した場合の取扱）

- ① この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。
- ② 保険金等の受取人が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

第8条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

第9条（学資保障保険等に付加した場合の特則）

この特約をこども積立保険、こども積立保険（85）、こども積立保険（93）、学資保障保険、学資保障保険（85）、学資保障保険（93）、こども積立貯蓄保険、こども積立貯蓄保険（91）またはこども積立貯蓄保険（93）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）第5号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」とあるのは「保険料の払込免除」と読み替えます。
2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号の規定中、「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第10条（生存給付金付特殊養老保険等に付加した場合の特則）

この特約が生存給付金付特殊養老保険、生存給付金付特殊養老保険（86）、生存給付金付特殊養老保険（90）または生存給付金付特殊養老保険（93）に付加されている場合で、婚姻時の特別取扱により被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。この場合、保険契約者は新たに指定代理請求人を指定してください。

第11条（共存給付金付連生定期保険（88）等に付加した場合の特則）

この特約を共存給付金付連生定期保険（88）または共存給付金付連生定期保険（90）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条（特約の締結）の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、」と読み替えます。
2. 第2条（特約の対象となる保険金等）第1号および第2号の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と、第3号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等」とあるのは「保険契約者が受け取ることとなる保険金等」と、第5号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」とあるのは「保険料の払込免除」と読み替えます。
3. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎに定めるとおり取り扱います。
 - ア. 第1項本文および第1号をつぎのとおり読み替えます。
 - ① この特約を付加する場合、保険契約者は、第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約の被保険者1人につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。
 1. つぎの範囲内の者
 - ア. 第1被保険者または第2被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 第1被保険者または第2被保険者の直系血族
 - ウ. 第1被保険者または第2被保険者の3親等内の親族
 - イ. 第1項第2号の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
 - ウ. 第2項および第3項の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、」と読み替えます。
 4. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「第1

被保険者または第2被保険者」と読み替えます。

5. 第5条（指定代理請求人への解除通知）の規定中、「被保険者」とあるのは「第2被保険者」と読み替えます。

第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した会社の定める変額個人年金保険（以下本条において「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第2項、第3項、第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ② この特約を主契約の年金支払開始日以後に付加する場合には、第1条（特約の締結）、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）および第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ③ この特約を夫婦年金特則を適用する申込をした主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第1条（特約の締結）の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項、第2項および第3項の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者または配偶者」と読み替えます。
4. 夫婦年金特則の規定により支払われる年金については、配偶者が受取人となる場合でも、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。
- ④ この特約を付加した主契約に夫婦年金特則を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 第2項および第3項の規定中、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、」とあるのは「年金受取人は、被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
- イ. 第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ⑤ この特約を夫婦年金特則を適用した主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第1条（特約の締結）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 第1項、第2項および第3項の規定中、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、」とあるのは「年金受取人は、被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
- イ. 第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者または配偶者」と読み替えます。
4. 夫婦年金特則の規定により支払われる年金については、配偶者が受取人となる場合でも、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。
5. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ⑥ この特約を付加した主契約に夫婦連生終身年金特約または夫婦連生終身年金特約（年金額変動型）を付加した場合には、第1項各号の規定を適用します。この場合、第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- ⑦ この特約を夫婦連生終身年金特約または夫婦連生終身年金特約（年金額変動型）を付加した主契約に付加する場合には、第2項の規定を適用します。この場合、第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

第13条（会社の定める定額個人年金保険に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した会社の定める定額個人年金保険（以下本条において「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後は、前条第1項各号の規定を適用します。
- ② この特約を主契約の年金支払開始日以後に付加する場合には、前条第2項の規定を適用します。
- ③ この特約を付加した無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）の介護認知症年金支払開始日以後は、前条第1項各号の規定を適用します。この場合、前条第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは、「介護認知症年金受取人」と読み替えます。
- ④ この特約を無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）の介護認知症年金支払開始日以後に付加する場合には、前条第2項の規定を適用します。この場合、前条第2項の規定中、「年金受取人」と

とあるのは、「介護認知症年金受取人」と読み替えます。

第14条（主契約に年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に年金支払移行特約が付加された場合で、年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、年金支払に移行した部分について、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。
- ② この特約が付加された保険契約に年金支払移行特約（変額年金保険用）または年金支払移行特約（I型）が付加された場合は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- ③ 年金支払移行特約が付加された保険契約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、年金支払に移行した部分について第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。
- ④ 年金支払移行特約（変額年金保険用）または年金支払移行特約（I型）が付加された保険契約にこの特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

第15条（主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

- ① 年金払定期保険特約が付加された保険契約にこの特約が付加された場合で、年金払定期保険特約の特約高度障害年金の支払事由発生日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金の受取人」と読み替えます。
- ② 年金払定期保険特約が付加された保険契約の年金払定期保険特約の特約高度障害年金の支払事由発生日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金の受取人」と読み替えます。

第16条（遺族年金支払特約等による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- ① 会社の定める遺族年金支払特約（以下「遺族年金支払特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 1. 遺族年金支払特約等による年金基金設定日以後、遺族年金受取人は、遺族年金支払特約等による年金をこの特約の対象となる保険金等とし、この特約を付加することができます。
 2. すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定によりこの特約が付加されないかぎり、遺族年金支払特約等による年金は、この特約の対象となる保険金等には該当しません。
- ② 前項第1号の規定により付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金等は、遺族年金支払特約等による年金とします。」
 2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）
① この特約を付加する場合、遺族年金受取人は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された遺族年金支払特約等につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。
 1. つぎの範囲内の者
 - ア. 遺族年金受取人の戸籍上の配偶者
 - イ. 遺族年金受取人の直系血族
 - ウ. 遺族年金受取人の3親等内の親族
 2. 前号のほか、つぎの範囲内の者で、遺族年金受取人のために遺族年金支払特約等による年金を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - ア. 遺族年金受取人と同居または遺族年金受取人と生計を一にしている者
 - イ. 遺族年金受取人の財産管理を行なっている者
 - ウ. 死亡一時金の受取人
 - エ. その他前ア. からウ. までの掲げる者と同等の関係にある者
 - ② 遺族年金受取人は、指定代理請求人を変更指定することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
 - ③ 遺族年金受取人は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、遺族年金受取人は、必要書類（別表）を提出してください。
- ⑤ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をした場合は、遺族年金受取人に書面により通知します。」
3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「遺族年金受取人」と読み替えます。
4. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「遺族年金受取人」と読み替えます。

第17条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）の第1回目の高度障害年金の支払事由が生じた日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第2項、第3項、第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。
2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。
- ② この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）の第1回目の高度障害年金の支払事由が生じた日以後に付加する場合には、第1条（特約の締結）、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）および第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。

第18条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合には、前条の規定を準用します。

第19条（主契約に介護年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に介護年金支払移行特約が付加された場合、介護年金支払移行特約の年金支払開始日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と読み替えます。
- ② 介護年金支払移行特約が付加された保険契約の介護年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と読み替えます。
- ③ 前2項の規定は、この特約および年金払介護保障特約が付加された保険契約に準用します。

第20条（主契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された場合、介護認知症年金支払移行特約の年金支払開始日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護認知症年金受取人」と読み替えます。
- ② 介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の介護認知症年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護認知症年金受取人」と読み替えます。

別表 請求書類

	項目	必要書類
1	保険金等の指定代理請求	(1) 主約款または主特約条項に定める保険金等の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
2	指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
3	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行なうことがあります。		

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談窓口

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
受付時間9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

 **0120-302-572**

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

生命保険契約に関する利率等について

下記の利率は、金利水準等の金融情勢の変化などにより、定期的に見直しを行ないます。最新の利率については、当社ホームページ（<https://www.tdf-life.co.jp>）をご覧ください。

- ・前納保険料に関する利率
- ・契約者配当に関する利率
- ・保険金等の据置支払に関する利率
- ・年金等の据置支払に関する利率
- ・契約者貸付に関する利率
- ・払戻金に関する利率